

オスマニヤ (a)	五、六六				七、三三
北 部 領 土	五、五五				五、五五
計	一一、二二	一一、二二	一一、二二	一一、二二	一一、二二

(a) 一九三八年十二月終了年度 (b) 釣魚免許料三、二四〇磅を除く。  
最近五年間の水産業収入細目は次表の如し。

濠洲水産業収入 (磅)

種 別	一九三四年	一九三五年	一九三六年	一九三七年	一九三八年
免 許 料	八、九六六	八、四四三	一〇、一〇〇	三、〇七六	一五、五五五
貨 下 料	三、三三三	三、五七七	二、五五五	二、六六六	二、三三三
金 沒 收	六、六六六	一、三三三	一、六六七	一、五五五	一、三三三
其 他	八、八八八	九、〇〇〇	一、三三三	四、六六六	四、八八八
計	三三、六六六	三三、四四四	三三、五五五	三三、〇〇〇	三三、三三三

第三節 水産物の國外貿易

- 一 魚類輸入額
- 二 魚類輸出額
- 三 眞珠貝其他貝類輸出額

魚類の大量輸入の状況から見て明白なる如く、國內水産業は未だ十分開發の餘地を残してゐる。最近五ヶ年間の輸入額は次の如し。

種 別	一九三四年	一九三五年	一九三六年	一九三七年	一九三八年
生(牡蠣)	一、五五五	一、六六六	一、七七七	一、八八八	一、九九九
計	二、七〇〇	二、八〇〇	二、九〇〇	三、〇〇〇	三、一〇〇

三 眞珠貝其他貝類輸出額

一九三四年—三十五年乃至一九三八年—三十九年五年間に於ける濠洲産眞珠貝、眞珠貝、高瀬貝の輸出額は次の如し。

種 別	一九三四年	一九三五年	一九三六年	一九三七年	一九三八年
眞珠貝	一、二二二	一、三三三	一、四四四	一、五五五	一、六六六
高瀬貝	一、〇〇〇	一、一〇〇	一、二〇〇	一、三〇〇	一、四〇〇
計	二、二二二	二、四三三	二、六四四	二、八五五	三、〇六六

一九三八年—三十九年の輸出眞珠貝の大部分は米國及び英國に向けられ、その船積額は米國一三九、九二一磅、英國九〇、七七七磅であつた、一方高瀬貝三一、七五五磅が日本に輸出された。

第四節 濠洲水産業の發展

一九〇七年聯邦政府は水産業に近代的方法を採用することに依り經濟的に如何なる結果を齎すかを明かにする目的の爲に特に聯邦調査船エンデヴ

種 別	一九三四年	一九三五年	一九三六年	一九三七年	一九三八年
鮮魚又は冷凍魚	三〇、七〇〇	三〇、八〇〇	三〇、九〇〇	三〇、〇〇〇	三〇、一〇〇
鱈	五、七〇〇	五、八〇〇	五、九〇〇	五、〇〇〇	五、一〇〇
鱈 計	六、〇〇〇	六、一〇〇	六、二〇〇	六、三〇〇	六、四〇〇
鱈 等製乾燥	一、〇〇〇	一、一〇〇	一、二〇〇	一、三〇〇	一、四〇〇
甲 殻 類	四、〇〇〇	四、一〇〇	四、二〇〇	四、三〇〇	四、四〇〇
計	一一、七〇〇	一一、八〇〇	一一、九〇〇	一二、〇〇〇	一二、一〇〇

鱈魚類は最大輸入率を示してゐる。カナダの鱈、英國の鱈、ノルウェーの鱈が主要輸入魚類である。鱈魚類は主として英國から輸入され、同國よりの鮮魚類輸入は一九三八年—三十九年度輸入額の相当大部分を占めてゐる。その他はニュージーランド及び南阿から輸入され、ニュージーランドから牡蠣少量を、日本から甲殻類五、八一二ewtを輸入した。

二 魚類輸出額

魚類の輸出は比較的重要ではない。一九三八年—三十九年度輸出額は次の如くであつた。鮮魚、冷凍魚五三、〇〇〇封度、一、七四一磅、生牡蠣二二二ewt、四三七磅、鱈計又はコンセントレイテッド八二五磅、鱈計五九四、八八三封度、二四、四七二磅、鱈製或は乾燥三八、四八二封度、一、三〇六磅、其他(鱈漬を含む)六六二ewt、六、三四九磅。

アールが建造され、水産長官が任命された。試験巡航の結果、濠洲の漁業が非常に價値のある資源を有することが判明した。このエンデヴアールは不幸にして一九一四年末に全乗組員と共に行方不明となつた。発見されたトロール漁場、濠洲東部の海洋學的資料及び水産省刊行目録に就ては本年鑑第一四卷三三三—三三五頁参照。

一九二七年—二九年の濠洲水産會議の勧奨に基づき聯邦政府は調査を繼續することに決定し、科學産業研究委員會はこの調査計畫の遂行を委任された。これに就ては上記第一節「二」に言及した。

第五節 濠洲水域に於けるトロール漁業

一九一五年ニューサウスウェールズに州營トロール漁業部が創設せられ、七隻の鋼鐵製スチーム・トロール船を以て漁獲作業を開始した。その漁獲物はシドニー及びニューカッスルに陸揚げし、小賣店を通じて配給される。小賣店は首府地方に一四軒、ニューカッスルに一軒、地方都市に五軒あつた。トロール漁業が經濟的に成功しなかつたので一九二三年初頭に政府は之を中止した。併しトロール漁船の活動の結果世界で最も豊富なトロール漁場を発見し、これ等の漁区は私營企業によつて成功を収めてゐる。ニューサウスウェールズで活動中のトロール船は一九二九年に一八隻であつたのに對し一九三七年には一四隻あつた。同州漁獲高の約二分の一はトロール船で得られてゐる。

## 第十八章 工

業

- 第一節 工場 數
- 第二節 従業者數別工場分類
- 第三節 工場に於ける動力装置
- 第四節 工場 の 雇 傭
- 第五節 工場従業者性別
- 第六節 工場に於ける少年労働
- 第七節 支拂給料賃銀及び製産額
- 第八節 土地建物、工場設備、機械價額
- 第九節 各種工業

# 第十八章 工業

## 業

註—労働者(譯註—自ら労働し且つ經營する者)はすべて「従業者數」に包含す。

次表に各州工場數の最近五年間の詳細を示す。

### 第一節 工場數

一 州別工場數 二 部門別工場數

年	度	エニールズ	ピクトリヤ	クインストランド	南 洋 洲	西 洋 洲	タスマニア	豪 洲
一九三	四—三五	八、三五	九、一〇〇	二、四〇〇	一、八〇三	一、六八八	九、六	三、三二
一九三	五—三六	八、四六	九、一〇	二、四〇二	一、八〇六	一、六八八	九、六	三、三二
一九三	六—三七	八、七六	九、二五	二、四〇三	一、九〇	二、〇三	九、八	三、三六
一九三	七—三八	九、〇七	九、三	二、四〇四	一、九〇	二、〇三	九、八	三、三六
一九三	八—三九	九、四	九、三	二、四〇七	二、〇七	二、一三	九、四	三、四

#### 部門別工場數(譯註)

部 門 別	一九三三—一九三五	一九三六—一九三七	一九三八—一九三九
1 非金屬礦石、石材處理工業	四三三	四三三	四三三
2 煉瓦、陶器、硝子工業	四三三	四三三	四三三
3 化學藥品、染料、燐礦、橡膠、油脂工業	六、一〇〇	六、一〇〇	六、一〇〇
4 工業金屬、機械、器具、輸送具工業	六、一〇〇	六、一〇〇	六、一〇〇
5 貴金屬、寶石、鍍金工業	二七	二七	二七
6 織物、織物製品工業	五八	五八	五八
7 皮革工業	五八	五八	五八
8 衣服工業	三九	三九	三九

部 門 別	一九三三—一九三五	一九三六—一九三七	一九三八—一九三九
9 飲食料品、煙草工業	四、七	四、七	四、七
10 木細工、糖類製造工業	二、四	二、四	二、四
11 家具、器具工業	一、〇	一、〇	一、〇
12 製紙、文具、印刷、製本工業	一、七	一、七	一、七
13 織物工業	二、〇	二、〇	二、〇
14 樂器工業	三	三	三
15 其他	四九	四九	四九
16 計	三、七	三、七	三、七
總計	三、二	三、二	三、二

最近五年間の濠洲工場数を示す。

一九〇二年以来使用してゐたものに代つて、一九三〇—三一年にこの分類法が採用された。併し一九〇二年統計會議で採用された工場定義は尙使用されてをり、それによれば「四人又は其以上の人員、又は動力を使用する凡ての工場、製作場」をいふ。

表中の主要産業に関する詳細は第九節参照。  
操業工場数は一九二八—二九年乃至一九三一—三二年に經濟不況の結果

減少したが、前記一九三二年以後の統計に依れば年々多数の増加が見られ一九三八—三九年には最高記録に達した。

(二) 州別 次表に一九三八—三九年各州部門別工場数を示す。

部門別工場数(一九三八—三九)

部門別	ニューサウスウェールズ	ビクトリア	クイーンズランド	南濠洲	西濠洲	タスマニア	濠洲
1 非金屬礦石、石材處理工業	100	12	5	3	6	12	52
2 煉瓦、陶器、硝子工業	300	11	2	2	2	1	21
3 化學藥品、染料、爆薬、塗料、油脂工業	250	3	1	1	1	1	11
4 工業金屬、機械、器具、輸送具工業	2,200	2,200	700	500	500	1,000	7,300
5 貴金屬、寶石、鍍金工業	6	1	1	1	1	1	6
6 織物、織物製品工業	150	7	3	3	3	3	111
7 皮革工業	30	7	3	3	3	3	52
8 衣服工業	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	5,100
9 飲食料品、煙草工業	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	7,100
10 木細工、能類製造工業	800	700	700	700	700	700	3,100
11 家具、寝具工業	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	5,000
12 製紙、文房具、印刷、製本工業	1,101	1,101	1,101	1,101	1,101	1,101	5,101
13 印刷	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	5,000
14 樂器	100	100	100	100	100	100	500
15 其他	100	100	100	100	100	100	500
計	9,300	9,300	9,300	9,300	9,300	9,300	36,900

州別	計	ニューサウスウェールズ	ビクトリア	クイーンズランド	南濠洲	西濠洲	タスマニア	濠洲
16 光熱、動力工業	9,300	9,300	9,300	9,300	9,300	9,300	9,300	9,300
計	9,300	9,300	9,300	9,300	9,300	9,300	9,300	9,300

第二節 従業者數別工場分類

一州別二濠洲 従業者數別工場数(一九三八—三九)

次表に一九三八—三九年各州別工場数を示す。

工場従業者數	ニューサウスウェールズ	ビクトリア	クイーンズランド	南濠洲	西濠洲	タスマニア	濠洲
四人未滿	2,700	1,100	1,000	500	1,000	300	8,800
四人	2,500	1,100	1,000	500	1,000	300	8,800
五—一〇人	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	7,100
一一—二〇人	1,101	1,101	1,101	1,101	1,101	1,101	5,101
二一—五〇人	1,101	1,101	1,101	1,101	1,101	1,101	5,101
五一—一〇〇人	100	100	100	100	100	100	500
一〇一人以上	100	100	100	100	100	100	500
計	9,300	9,300	9,300	9,300	9,300	9,300	36,900

過去十年間に従業者數別工場分布の上に著しい變化が生じた。一九二六—二七年に總計二一、五七九工場の中七、六四四、即ち三五・四二%は五人未滿の使用人を雇備してゐたが、一九三八—三九年にその種の工場數は一、三一八に増加し、二六、九四一、即ち工場總數の四二・〇一%となつた。恐らくこの小工場の増加は動力機械の設置により工場數に加へられた小修繕工場(靴、自動車、自動車等)の増加によるものであらう。

他の部門に於ては過去十年間の中頃に於ける經濟不況の影響が明かに看取されるが、一九三一—三二年以来着實に増加を見るに至つた。従業者一〇人以上の工場數は一九二六—二七年の七三三から一九三七—三八年の九六〇といふ新水準に到達した。同期間内にこの工場従業者數は二〇四、三六三名、即ち總人員の四三・七四%から二七三、五〇二名、即ち四八・三%に増加した。一九三八—三九年にこの種の工場數は前年より僅か減少

して九四六となり、その従業者数は二七二、〇二二名、即ち全従業者数の四七・五%となつた。

工場規模別従業者数 (一九三八—一九三九)

大小工場の相対的重要性は工場の大さきによる平均従業者数分類により最も明瞭に説明される。

従業者数	操業期間平均従業者数									
	ニュージーランド	ビクトリア	クイーンズランド	南 洋 洲	西 洋 洲	スマタニヤ	洋 洲	計	工場 計	従業者 計
四人未満	五、七六	六、一四〇	二、三九七	一、一六七	二、一〇一	五、九	一、七九〇	一、七九〇	四、八	九、八六
四人	三、七五	三、一六	一、一四	八、〇	三、三	四、六	四、三	四、三	四、八	四、八
五—一〇人	一、七五	一、五二	五、四九	四、四九	三、三	一、三	一、三	一、三	一、三	一、三
一一—二〇人	一、九三	一、九〇	三、七	三、七	一、三〇	一、六	一、六	一、六	一、六	一、六
二一—五〇人	三、三	三、八	七、七	七、七	三、三	三、三	三、三	三、三	三、三	三、三
五一—一〇〇人	三、三	三、八	八、八	八、八	三、三	三、三	三、三	三、三	三、三	三、三
一〇一人以上	一、八、七六	一、八、七六	一、八、七六	一、八、七六	一、八、七六	一、八、七六	一、八、七六	一、八、七六	一、八、七六	一、八、七六
總 計	二、一、〇〇	二、一、〇〇	二、一、〇〇	二、一、〇〇	二、一、〇〇	二、一、〇〇	二、一、〇〇	二、一、〇〇	二、一、〇〇	二、一、〇〇
工場 計	二、一、〇〇	二、一、〇〇	二、一、〇〇	二、一、〇〇	二、一、〇〇	二、一、〇〇	二、一、〇〇	二、一、〇〇	二、一、〇〇	二、一、〇〇
工場 計	二、一、〇〇	二、一、〇〇	二、一、〇〇	二、一、〇〇	二、一、〇〇	二、一、〇〇	二、一、〇〇	二、一、〇〇	二、一、〇〇	二、一、〇〇

二 濠 洲

従業者数別工場分類

一九三四—三五年乃至一九三八—三九年五年間の濠洲に於ける工場数を従業者数別に次表に示す。

年 度	工場及び従業者平均数		工場 計		従業者 計	
	工場 計	従業者 計	工場 計	従業者 計	工場 計	従業者 計
一九三四—三五年	二〇人以下	二一—一〇〇人	一〇一人以上	計	計	計
一九三四—三五年	110,011	113,768	11,717	110,000	113,711	110,000

年 度	工場及び従業者平均数		工場 計		従業者 計	
	工場 計	従業者 計	工場 計	従業者 計	工場 計	従業者 計
一九三五—三六年	110,011	113,768	11,717	110,000	113,711	110,000
一九三六—三七年	110,011	113,768	11,717	110,000	113,711	110,000
一九三七—三八年	110,011	113,768	11,717	110,000	113,711	110,000
一九三八—三九年	110,011	113,768	11,717	110,000	113,711	110,000

第三節 工場に於ける動力装置

- 一 概説
- 二 中央発電所以外の工場に於ける原動機の馬力数
- 三 通
- 四 中央発電所装置原動機、発電機の容量

工場に於ける動力装置の統計は一九三六—三七年以前とは異つた根據に

より蒐集された。以前の統計は中央発電所を含む全工場の「使用平均馬力」を示したのであるが、一九三六—三七年に廢朽原動機を除き、通常使用中及び豫備停止中の原動機の「馬力」に關する報告を集めた。その上各州中央発電所の動力装置に關し一層細密なる報告を得た。動力装置の統計を觀る際に重複を避けるには各州中央発電所と他の分を區別しなければならぬ。次頁表では中央発電所は他の工場とは別に記す。

二 中央發電所以外の工場に於ける  
原動機の馬力数

次表は一九三八—三九年の蒸氣、ガス、石油、電気又は水による動力を使用する工場数及び使用、豫備、遊休原動機の馬力数を示す。

工場原動機馬力数(一九三八—三九)

州	工場数		原動機馬力 (馬力)
	動力使用	其他	
ニュージーランド	八、九二五	四、四三三	九、三六八
タスマニア	八、六六一	四、四三三	六、九三二
計	一七、五四〇	八、八六六	一六、三〇〇

工場(ハ)通常使用原動機種類及び馬力数(単位馬力)(一九三八—三九)

州	内 燃 機				水	電 力		計 (b)
	汽筒式	タービン	ガス	内 燃 機		購 入	自家発電(c)	
ニュージーランド	二、九一七	四、九三三	四、九三三	三、三六七	一、〇三三	四、五〇六	六、九一七	
ビクトリア	八、四六八	三、〇六九	五、〇〇〇	二、〇〇〇	一、〇三三	三、四二九	八、四六八	
クイーンズランド	八、二四三	三、五六八	一、四六六	一、一三三	—	五、五〇三	八、二四三	
南 洋 洲	七、七七八	—	四、〇五五	二、三三九	—	七、九六四	七、七七八	
西 洋 洲	七、七七八	—	二、七〇五	二、三三九	—	七、〇四四	七、七七八	
タスマニア	三、八八八	—	二、七〇五	二、三三九	—	三、〇四四	三、八八八	
計	三六、四〇九	八、〇〇二	三、九三三	一七、七七一	一、〇六六	一〇、七三二	一、九三六、七七一	

(a) 中央發電所を含まず、(b)は(c)欄の数字を除く。

(二) 濠 洲 一九三六—三七年以来濠洲に於ける詳細を次頁の表に示す。

工場(ハ)普通使用原動機の種類及び馬力数(単位馬力)

年 度	内 燃 機				水	電 力		計 (b)
	汽筒式	タービン	ガス	内 燃 機		購 入	自家発電(c)	
一九三六—三七年	三、四九三	六、三一一	三、七〇〇	一、五三七	一、〇三三	七、九六四	一、九三六、七七一	
一九三七—三八年	三、六九六	六、三三三	三、八七三	一、五三六	八、八二九	一、七三〇	一、三三六、三三六	
一九三八—三九年	三、六九六	八、〇〇二	三、九三三	二、七七一	一、〇三三	一、七三〇	一、四三六、七七一	

(a) 中央發電所を含まず (b)は(c)欄の数字を除く。

(三) 各州部門別 次表は一九三八—三九年州別工業各種部門の通常使用原動機馬力数を示す。

工場(ハ)通常使用原動機馬力数(単位馬力)(一九三八—三九)

部 門 別	ニュージーランド		ビクトリア		クイーンズランド		南 洋 洲		西 洋 洲		タスマニア		計
	動力使用	其他	動力使用	其他	動力使用	其他	動力使用	其他	動力使用	其他	動力使用	其他	
1 非金属礦石、石材處理工業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2 煉瓦、陶器、硝子工業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3 化學藥品、染料、塗料、油、油脂工業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
4 工業金屬、機械、器具、輸送具工業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
5 貴金屬、寶石、鍍金工業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
6 織物、織物製品工業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
7 皮革工業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
8 衣服工業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
9 飲食料品、煙草工業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
10 木細工、雜貨製造工業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
11 家具、寝具工業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
12 製紙、文具、印刷、製本工業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
13 工 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

計	内 燃 機		水	電 力		計 (b)
	購 入	自家発電(c)		購 入	自家発電(c)	
計	一、五三三	六、五〇六	一、〇三三	一、七三〇	一、七三〇	一、四三六、七七一

註—中央發電所を含まず。

三 通常使用原動機の馬力数

(一) 各州種類別 次表は各州使用の原動機種類及びその馬力数を示す。







總計 四六、五九六 四三、七三三 五三、六八六 五九、二〇六 五九、二〇六

一九二八—二九年の不況以前の年度に於ける就業記録に比して、全部門は「樂器工業」、及び「光熱、動力工業」を除き著しく増加してゐるが、前記二部門は夫々七六%及び九%減少した。最大の増加實数は「工業金屬

別 州別工場従業者數 (一九三八—三九)

門別	ニュージーランド	ビクトリア	クインズランド	南 洋 洲	西 洋 洲	タスマニア	洋 洲
1 非金屬礦石、石材處理工業	四、五九六	三、三三三	八、三三三	六、三三三	七、三三三	三、三三三	一〇、三三三
2 煉瓦、陶器、硝子工業	八、三三三	四、三三三	八、三三三	五、三三三	八、三三三	三、三三三	一五、三三三
3 化學藥品、染料、煤油、燃料、油脂工業	八、三三三	八、三三三	八、三三三	八、三三三	八、三三三	三、三三三	一五、三三三
4 工業金屬、機械、器具、輸送具工業	八、三三三	五、三三三	五、三三三	一、三三三	一、三三三	三、三三三	一五、三三三
5 貴金屬、寶石、鍍金工業	九、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	一五、三三三
6 織物、織物製品工業	一五、〇〇〇	二、三三三	二、三三三	二、三三三	二、三三三	三、三三三	二五、三三三
7 皮革工業	四、三三三	四、三三三	四、三三三	四、三三三	四、三三三	三、三三三	一五、三三三
8 衣服工業	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	一五、三三三
9 飲食料品、煙草工業	二六、五〇〇	二六、五〇〇	二六、五〇〇	二六、五〇〇	二六、五〇〇	二六、五〇〇	二六、五〇〇
10 木細工、糖類、製造工業	九、三三三	七、三三三	七、三三三	七、三三三	七、三三三	七、三三三	一五、三三三
11 家具、寝具工業	六、三三三	六、三三三	六、三三三	六、三三三	六、三三三	六、三三三	一五、三三三
12 製紙、文具、印刷、製本工業	一七、三三三	一七、三三三	一七、三三三	一七、三三三	一七、三三三	一七、三三三	一七、三三三
13 ゴム工業	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	一五、三三三
14 樂器工業	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	一五、三三三
15 其他	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	一五、三三三
計 (1-15)	三三三、三三三	一六六、六六六	五五、五五五	〇〇〇、〇〇〇	〇〇〇、〇〇〇	一三三、三三三	五五五、五五五
16 光熱、動力工業	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	一五、三三三

工業等に於ける四七、〇〇〇人であつた。一方最大比率増加は「其他」の部門で、従業者數は一六五%増加した。最低比率増加は「衣服工業」「ゴム工業」に見られた。

(11) 州 別 各部門州別従業者數を次に示す。

總計	ニュージーランド	ビクトリア	クインズランド	南 洋 洲	西 洋 洲	タスマニア	洋 洲
三三三、三三三	一六六、六六六	五五、五五五	〇〇〇、〇〇〇	〇〇〇、〇〇〇	一三三、三三三	五五五、五五五	三三三、三三三

四 業務別従業者數

従業者業務別 (一九三八—三九)

(1) 概 貌 次表に一九三八—三九年各州従業者數を業務別に示す。

州	労働監督者	支配人、管理人	會計係、書記	機關夫、火夫	外職工、未熟練工(a)	運搬人、メツセ	計
ニュージーランド	七、七〇〇	七、七〇〇	一五、七〇〇	三三、七〇〇	一〇七、七〇〇	三三、七〇〇	三三、七〇〇
ビクトリア	七、七〇〇	七、七〇〇	一五、七〇〇	三三、七〇〇	一〇七、七〇〇	三三、七〇〇	三三、七〇〇
クインズランド	七、七〇〇	七、七〇〇	一五、七〇〇	三三、七〇〇	一〇七、七〇〇	三三、七〇〇	三三、七〇〇
南洋洲	七、七〇〇	七、七〇〇	一五、七〇〇	三三、七〇〇	一〇七、七〇〇	三三、七〇〇	三三、七〇〇
西洋洲	七、七〇〇	七、七〇〇	一五、七〇〇	三三、七〇〇	一〇七、七〇〇	三三、七〇〇	三三、七〇〇
タスマニア	七、七〇〇	七、七〇〇	一五、七〇〇	三三、七〇〇	一〇七、七〇〇	三三、七〇〇	三三、七〇〇
洋洲	七、七〇〇	七、七〇〇	一五、七〇〇	三三、七〇〇	一〇七、七〇〇	三三、七〇〇	三三、七〇〇
計	三三、七〇〇	三三、七〇〇	一〇七、七〇〇	三三、七〇〇	三三、七〇〇	三三、七〇〇	三三、七〇〇

(a) 自宅労働者を含む。

(11) 自宅労働者數 「自宅労働者」(Outworker or homemaker)の語は、製造工業に於て特別の意味を有し、専門的には使用人の自宅に於てするやう工場主から仕事を與へられる者のみをいふ。自己のためにのみ働く個人労働者は含まない。次表は最近五年間の各州工場關係の自宅労働者の平均數を示す。

自宅労働者 (a)

年 度	ニュージーランド	ビクトリア	クインズランド	南洋洲	西洋洲	タスマニア	洋 洲
一九三六—三七	二六	一四	一〇	六	一	一〇	四三
一九三五—三六	三三	一四	一〇	六	一	一〇	四三

州	一九三六—三七	一九三七—三八	一九三八—三九	一九三九—四〇	一九四〇—四一
ニュージーランド	二六	三三	三三	三三	三三
ビクトリア	一四	一四	一四	一四	一四
クインズランド	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
南洋洲	六	六	六	六	六
西洋洲	一	一	一	一	一
タスマニア	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
洋 洲	四三	四三	四三	四三	四三
計	一一	一一	一一	一一	一一

(a) 従業者數を示す表は總て自宅労働者を含む。

各州の工場法は自宅労働者の雇傭に關する規定を有してゐる。又工場主は自宅労働者の氏名、報酬、労働場所を記す自宅労働の記録を作らねばならぬ。工場法運用に關する詳細は本年鑑第一六卷五四—六六頁参照。

五 年齢別による従業者の分布

(1) 州 別 一九三七年三月開催洋洲統計會議の決定に基く工場就

業統計の詳細化により現在では従業者を年齢上三区分できる(労働兼経営者を除く)。統計は毎年六月に集計する。次表の数字は一九三九年六月現在の年齢別工場従業者分布(一九三九年六月現在) (労働兼経営者を除く)

州	一六歳未満		一六一一歳未満		成人		計
	人数	%	人数	%	人数	%	
ニューサウスウェールズ	二二,683	五.5	五六,233	三三.六	一五〇,五七〇	六六.九	二二九,四八六
ビクトリア	二一,七三三	五.八	四八,833	三三.〇	一三三,九二二	六〇.二	一八二,四八八
クイーンズランド	三,三三三	六.〇	二,四七九	三.〇	七,七五五	七.七	一三,五六七
南 洋	二,四七九	五.九	八,九七九	三三.〇	二九,三三九	三三.〇	四一,八〇七
西 洋	一,三二六	五.六	五,三七五	三三.五	一五,三三六	三三.五	二二,〇二七
オーストラリア	八,三三三	六.九	二,四九九	一.八	九,七六六	七.七	一三,五九八
全 州	三三,〇〇〇	五.八	七六,〇〇〇	三三.六	二二〇,〇〇〇	六六.六	三三〇,〇〇〇

(二) 濠洲 次表は一九三七年以後の性別年齢分布を示す。濠洲年齢別工場従業者分布(労働兼経営者を除く)

年度(各六月現在)	一六歳未満		一六一一歳未満		成人		計
	人数	%	人数	%	人数	%	
一九三七	一五,七三三	二.七	五三,三三六	九.三	七〇,六四六	五.〇	一三九,七一五
一九三七	一六,三三三	四.六	七三,七三三	一〇.九	二八四,三三〇	七.六	三六四,三九六
一九三八	一六,四〇〇	四.三	七三,三〇〇	一〇.七	二七〇,八〇〇	七.〇	三六〇,五〇〇
一九三九	一六,〇〇〇	四.三	七三,〇〇〇	一〇.七	二六八,〇〇〇	七.〇	三五七,〇〇〇

年度	一六歳未満		一六一一歳未満		成人		計
	人数	%	人数	%	人数	%	
一九三八	一五,九五五	一〇.九	五六,七一一	四.〇	七五,七五五	五.〇	一四八,四六一
一九三九	一五,四九九	一〇.四	五六,二七五	三.八	七六,八三一	五.二	一四八,〇〇一

第五節 工場従業者性別

- 一 女子雇傭 二 従業者性別分布 三 性別増減率 四 工場従業者男子率 五 特殊工場に於ける女子の雇傭

全州に於て工場女子労働者の雇傭は法律により規定されてゐる(本年誌第一六巻五四〇—六六頁参照)

一 従業者性別分布

(一) 概 説 ニューサウスウェールズに於ける一八八六年工場女子従業者数の男子数に對する比率は七對一であつた。一八九一年には六對一、一九〇三年には四對一となり、現在では三對一以上である。ビクトリアでは一八八六年の女子の男子に對する比は約五對一であつた。五年後(一八九一年)幾分減少したが、一八九六年に三對一に増加し、現在では約二對一である。他の州ではその比率は大體女子一人に男子四人の割合で、濠洲全體としては一對三以上である。併し女子の就業は主として若干の工業に限られてゐる。

(二) 平均男女従業者数 次表は一九三四—三五年乃至一九三八—三九年最近五年間の各州工場男女従業者平均数を示す。

州	男 子		女 子		計
	人数	%	人数	%	
ニューサウスウェールズ	一三二,一一四	一四.八	一四,八八六	一五.〇	一四七,〇〇〇
ビクトリア	一一〇,九一〇	一三.七	一三,七三三	一四.〇	一二四,六四三
クイーンズランド	三三,五三六	三.九	三,九七九	四.〇	三七,五一五
南 洋	二七,三七一	三.三	三,三三三	三.三	三〇,七〇四
西 洋	一四,三五五	一.六	一,六二二	一.八	一六,〇〇七
オーストラリア	八,三三三	八.二	一,〇二二	一.〇	九,三五五
全 州	三三,〇〇〇	三三.六	三六,〇〇〇	三三.六	六九,〇〇〇

州	1933	1934	1935	1936	1937	1938	1939
ニュージーランド	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5
ビクトリア	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5
タインスランド	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5
南 洲	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5
西 洲	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5
タスマニア	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5
計	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5

三 性別増減率

従来の平均男女従業者数の増減率は次に示す。

従業者性別増減率 (%)

州	1933	1934	1935	1936	1937	1938	1939
ニュージーランド	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5
ビクトリア	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5
タインスランド	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5
南 洲	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5
西 洲	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5
タスマニア	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5
計	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5

四 工場従業者男子率

注：(-)は減少を示す。

製造工業に於ける女子の大多数は「6」織物、「8」衣服、「9」飲食料品、煙草「12」製紙、文具等の四つの部門に従事してゐる。一九三三—三九年にこれらの工業は、全国女子従業者の八一・二%を占めてゐた。次の二部門のみに於ては女子の数は男子の数を凌駕し、男子一〇〇名に對し、「6」織物部門に於て一四六名、「8」衣服部門に於て二八五名を數へた。次表は一九三三—三九年のこの部門の男女従業者平均数を示す。

年 度	ニュージーランド	ビクトリア	タインスランド	南 洲	西 洲	タスマニア	計
一九三三	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5
一九三四	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5
一九三五	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5
一九三六	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5
一九三七	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5
一九三八	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5
一九三九	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5

を受けなかつたので、此女子の割合は上昇を続け、一九三二—三三年には女子従業者一〇〇名に對し、男子従業者は二二九名に過ぎなかつた。併し其後重工業の就業状態の好轉と共に女子の割合は低下し一九三三—三九年に男子數二七一名(女子一〇〇名に對し)となつた。

五 特殊工場に於ける女子の雇傭

特殊工場男女従業者數 (一九三三—三九)

部 門 別	男 子							女 子						
	ニュージーランド	ビクトリア	タインスランド	南 洲	西 洲	タスマニア	計	ニュージーランド	ビクトリア	タインスランド	南 洲	西 洲	タスマニア	計
6 織物、織物製品	5,766	11,081	8,111	8,047	1,180	5,767	18,767	1,767	11,081	11,081	11,081	11,081	11,081	11,081
8 衣服	8,126	10,767	1,875	1,180	7,811	1,180	28,151	1,180	10,767	10,767	10,767	10,767	10,767	10,767
9 飲食料品、煙草	8,126	10,767	1,875	1,180	7,811	1,180	28,151	1,180	10,767	10,767	10,767	10,767	10,767	10,767
12 製紙、文具	2,349	8,126	1,180	1,180	1,180	1,180	10,000	1,180	8,126	8,126	8,126	8,126	8,126	8,126
其他 全部 門	2,349	8,126	1,180	1,180	1,180	1,180	10,000	1,180	8,126	8,126	8,126	8,126	8,126	8,126
計	21,526	42,051	13,842	13,842	13,842	13,842	113,842	13,842	42,051	42,051	42,051	42,051	42,051	42,051

女子従業の最も多い「8」衣料関係各種工業に於ける男女の従業者数を次表に示す。

「8」部門工業女子従業者数（一九三八—三九）

種目	ニュージーランド		女子率(a)	ビクトリア		女子率(a)	タスマニア		女子率(a)	南緯		女子率(a)	西緯		女子率(a)
	男子	女子		男子	女子		男子	女子		男子	女子				
男子服、既製服裁縫	2,113	6,459	75.1	1,553	88	6,277	33.3	1,336	1,336	50.0	1,336	1,336	1,336	1,336	50.0
防水布	8	7	46.3	8	8	50.0	8	8	50.0	8	8	50.0	8	8	50.0
婦人子供服裁縫	8	7	46.3	8	8	50.0	8	8	50.0	8	8	50.0	8	8	50.0
婦人服裁縫	1,000	1,000	50.0	1,000	1,000	50.0	1,000	1,000	50.0	1,000	1,000	50.0	1,000	1,000	50.0
婦人服飾品	1,000	1,000	50.0	1,000	1,000	50.0	1,000	1,000	50.0	1,000	1,000	50.0	1,000	1,000	50.0
シャツ、カラー、下衣	1,000	1,000	50.0	1,000	1,000	50.0	1,000	1,000	50.0	1,000	1,000	50.0	1,000	1,000	50.0
婦人用衣	1,000	1,000	50.0	1,000	1,000	50.0	1,000	1,000	50.0	1,000	1,000	50.0	1,000	1,000	50.0
ハンカチーフ、ネクタイ、スカーフ	1,000	1,000	50.0	1,000	1,000	50.0	1,000	1,000	50.0	1,000	1,000	50.0	1,000	1,000	50.0
帽子	1,000	1,000	50.0	1,000	1,000	50.0	1,000	1,000	50.0	1,000	1,000	50.0	1,000	1,000	50.0
手袋	1,000	1,000	50.0	1,000	1,000	50.0	1,000	1,000	50.0	1,000	1,000	50.0	1,000	1,000	50.0
靴	1,000	1,000	50.0	1,000	1,000	50.0	1,000	1,000	50.0	1,000	1,000	50.0	1,000	1,000	50.0
靴修繕(註文仕事を含む)	1,000	1,000	50.0	1,000	1,000	50.0	1,000	1,000	50.0	1,000	1,000	50.0	1,000	1,000	50.0
靴、附屬品	1,000	1,000	50.0	1,000	1,000	50.0	1,000	1,000	50.0	1,000	1,000	50.0	1,000	1,000	50.0
洋傘、ステッキ	1,000	1,000	50.0	1,000	1,000	50.0	1,000	1,000	50.0	1,000	1,000	50.0	1,000	1,000	50.0
洋傘、クリーニング(修繕を含む)	1,000	1,000	50.0	1,000	1,000	50.0	1,000	1,000	50.0	1,000	1,000	50.0	1,000	1,000	50.0
其他	1,000	1,000	50.0	1,000	1,000	50.0	1,000	1,000	50.0	1,000	1,000	50.0	1,000	1,000	50.0
計	8,274	23,861	74.3	10,707	38,629	74.3	10,707	38,629	74.3	10,707	38,629	74.3	10,707	38,629	74.3

(a) 男子100名に對する女子数 (b) 「其他」に含まる。

### 第六節 工場に於ける少年労働

- 一 少年労働の條件
- 二 少年労働者平均数
- 三 従業者總數に對する少年の比率
- 四 少年労働者使用工場
- 五 徒弟

各州に於ける工場の少年労働者の雇用の場合と同じく、法律により規定されてゐる。工場に於ける少年の雇用に關する法律に就ては、本年鑑第一六卷五四〇—六六頁参照。種々の制限が課せられてゐるが、その目的は主として、適宜な期間を制して初等教育を受けしめ、且つ少年をして成人以前に労働により身心を消耗せしめられぬやうにするにある。

#### 一 少年労働の條件

各州統計中の「少年」は十六歳未満の者を示す。工場に於ける少年雇用の状態は一九三七—三八年に最高に達した。一九三八—三九年には、西緯州及びタスマニヤを除く各州の少年従業者数は減少した。次表は一九三三—三四年乃至一九三七—三八年に製造工業に従業した男女少年の平均数を示す。

#### 二 少年労働者平均数

州	一九三三—三四年		一九三七—三八年	
	男子	女子	男子	女子
ニュージーランド	4,877	5,868	6,033	5,757
ビクトリア	5,154	6,233	6,077	6,177
タスマニア	1,124	1,600	1,837	1,777
南緯	1,010	1,333	1,333	1,333
西緯	577	777	777	777

種目	ニュージーランド		ビクトリア		タスマニア		南緯		西緯	
	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子
計	9,562	11,747	11,009	12,711	1,110	1,110	1,110	1,110	1,110	1,110
ニュージーランド	5,577	6,468	7,577	8,468	887	887	887	887	887	887
ビクトリア	6,109	7,577	7,577	8,468	887	887	887	887	887	887
タスマニア	1,110	1,110	1,110	1,110	1,110	1,110	1,110	1,110	1,110	1,110
南緯	1,110	1,110	1,110	1,110	1,110	1,110	1,110	1,110	1,110	1,110
西緯	577	777	777	777	777	777	777	777	777	777

#### 三 従業者總數に對する少年の比率

次に一九三四—三五年乃至一九三八—三九年各年各州従業者總數に對する少年の比率を示す。一九三八—三九年に於ける比率はタスマニアが最高



五 徒 弟

各州に於て、法令により少年が營利事業に従事する年齢が規定せられてをり、諸種の州工場法又は仲裁調停法により徒弟を取締まる規定が設けられてゐる。これらの法令は一般的原则を定め、徒弟の雇傭條件の實際の決定は賃銀決定機關に委ねてある。

第七節 支拂給料賃銀及び製産額

註—工場に於ける支拂給料賃銀に關する表中の統計は労働兼經營者の所得額を除く。

一 概説 二 支拂給料賃銀 三 光熱、動力 四 原料賃額 五 總製産額 六 純製産額 七 總製産額及び製産原價

一 概 説

工場支拂賃銀 (一九三八—三九) (磅)

Table with 10 rows (departments) and 7 columns (regions: 南 洋, 西 洋, タスマニア, 澳 洲). Rows include 1. 非金屬礦石、石材處理工業, 2. 煉瓦、陶器、硝子工業, etc.

濠洲の製造工業の重要性は一九三八—三九年總製産額が五〇〇、四一九、七七磅に達した事實によつても示されてゐる。その中、二八一、三〇三、四四六磅は容器類、消耗工具、機械設備建物修繕を含む使用原料の價額を表し、一五、六九九、九二一磅は使用動力燃料照明費である。右二項目の合計と總製産額の差額二〇三、四一六、六一〇磅は一九二五年シドニ統計會議で定められた製産額、即ち「生産過程中に消費された物品の價額を可及的に控除した該年度製産の消費商品價額」を示す。一九三八—三九年来に於ける工場支拂給料賃銀總額は一〇六、七四三、〇六二磅であつた。この額は労働兼經營者所得額を除き、前年の總額に比し四、六六四、五一二磅、四・六%の増加を示す。

二 支拂給料賃銀

(一) 部門別 一九三八—三九年各州の各種工業部門に於ける支拂給料賃銀總額は次表に示す。

Table with 16 rows (industries) and 7 columns (regions: 南 洋, 西 洋, タスマニア, 澳 洲). Rows include 11. 家具、器具工業, 12. 製紙、文房具、印刷、製本工業, etc.

(二) 支拂額及び平均 次表は一九三四—三五年乃至一九三八—三九年来の各州給料賃銀支拂額及び雇傭使用一人當り平均額を示す。平均賃銀は、本年盤一九三〇年第二三卷以前の同種表中の數字とは前述の如く従

業人員平均數算出法變更の爲、下記數字は労働兼經營者及び其所得額を含ます。

工場給料賃銀支拂額及び平均額 (磅)

Table with 10 rows (industries) and 7 columns (regions: 南 洋, 西 洋, タスマニア, 澳 洲). Rows include 16. 光熱、動力工業, 計 (1-15), 15. 其他, etc.

平均額	101.7	156.6	207.6	156.7	207.6	186.3	166.3
-----	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

前表中の数字を比較する場合、州により規模の大きな若干部門に留意するを要する。例へばビクトリアでは「8」部門に従業する者多く、その中の女子、少年の率は非常に大きい。一九三三—三八年の各人當り平均最高賃銀はクインズランド、次いで西オーストラリア、南オーストラリアの順である。一人當り所得額は、一九二八—二九年に平均額二二・一二磅の最高に達した。同年後、一九三三—三四年迄に殆んど連続的に低下し、平均一六

六・三六磅に落ちた。其後平均額は一九三八—三九年間年々上昇し、一九三八—三九年に一九六・三三磅に達したが、この金額は一九二七—二八年の額よりも未だ七・五%だけ低い。  
 (三) 男女所得額 次表は一九三八—三九年各州各部門に於ける男女支拂給料賃銀概算額を示す。

部門別	男		女		南オーストラリア	西オーストラリア	タスマニア	オーストラリア
	ニューサウスウエールズ	ビクトリア	クインズランド	西オーストラリア				
1 非金属礦石、石材處理工業	1,096,568	666,511	1,096,568	666,511	1,096,568	666,511	1,096,568	666,511
2 煉瓦、陶器、硝子工業	1,777,352	681,100	1,777,352	681,100	1,777,352	681,100	1,777,352	681,100
3 化学製品、染料、燐、肥料、油類工業	1,055,652	1,077,500	1,055,652	1,077,500	1,055,652	1,077,500	1,055,652	1,077,500
4 工業金属、機械、器具、輸送具工業	7,600,328	10,858,100	7,600,328	10,858,100	7,600,328	10,858,100	7,600,328	10,858,100
5 貴金属、寶石、鍍金工業	1,491,552	3,333,333	1,491,552	3,333,333	1,491,552	3,333,333	1,491,552	3,333,333
6 織物、織物製品工業	1,121,121	2,111,111	1,121,121	2,111,111	1,121,121	2,111,111	1,121,121	2,111,111
7 皮革工業	737,216	705,000	737,216	705,000	737,216	705,000	737,216	705,000
8 衣服工業	1,500,000	1,600,000	1,500,000	1,600,000	1,500,000	1,600,000	1,500,000	1,600,000
9 飲食料品、煙草工業	4,444,444	4,444,444	4,444,444	4,444,444	4,444,444	4,444,444	4,444,444	4,444,444
10 木細工、雜類製造工業	1,267,777	1,267,777	1,267,777	1,267,777	1,267,777	1,267,777	1,267,777	1,267,777
11 家具、寝具工業	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
12 製紙、文具、印刷、製本工業	2,977,777	3,333,333	2,977,777	3,333,333	2,977,777	3,333,333	2,977,777	3,333,333
13 印刷、製本工業	5,777,777	5,777,777	5,777,777	5,777,777	5,777,777	5,777,777	5,777,777	5,777,777
14 印刷、製本工業	8,888,888	8,888,888	8,888,888	8,888,888	8,888,888	8,888,888	8,888,888	8,888,888
計	6,888,888	7,777,777	6,888,888	7,777,777	6,888,888	7,777,777	6,888,888	7,777,777

部門別	男		女		南オーストラリア	西オーストラリア	タスマニア	オーストラリア
	ニューサウスウエールズ	ビクトリア	クインズランド	西オーストラリア				
15 其他	2,111,111	2,111,111	2,111,111	2,111,111	2,111,111	2,111,111	2,111,111	2,111,111
計	2,111,111	2,111,111	2,111,111	2,111,111	2,111,111	2,111,111	2,111,111	2,111,111
16 光熱、動力工業	9,999,999	9,999,999	9,999,999	9,999,999	9,999,999	9,999,999	9,999,999	9,999,999
計	9,999,999	9,999,999	9,999,999	9,999,999	9,999,999	9,999,999	9,999,999	9,999,999
1 非金属礦石、石材處理工業	8,888,888	10,101,010	8,888,888	10,101,010	8,888,888	10,101,010	8,888,888	10,101,010
2 煉瓦、陶器、硝子工業	5,555,555	5,555,555	5,555,555	5,555,555	5,555,555	5,555,555	5,555,555	5,555,555
3 化学製品、染料、燐、肥料、油類工業	2,222,222	2,222,222	2,222,222	2,222,222	2,222,222	2,222,222	2,222,222	2,222,222
4 工業金属、機械、器具、輸送具工業	10,101,010	10,101,010	10,101,010	10,101,010	10,101,010	10,101,010	10,101,010	10,101,010
5 貴金属、寶石、鍍金工業	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111
6 織物、織物製品工業	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111
7 皮革工業	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111
8 衣服工業	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111
9 飲食料品、煙草工業	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111
10 木細工、雜類製造工業	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111
11 家具、寝具工業	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111
12 製紙、文具、印刷、製本工業	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111
13 印刷、製本工業	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111
14 印刷、製本工業	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111
計	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111

16	光熱、動力工業	支拂額	三、七〇〇	平均額	八〇	従業者平均	一九六三	支拂額	三、七〇〇	平均額	五〇	従業者平均	一九六三
計		支拂額	六、三三六、六〇〇	平均額	七、三〇、七六六	従業者平均	六、一五三	支拂額	四、四七三	平均額	二、五〇	従業者平均	一、五八六、四七三

(四) 男女給料賃銀支拂額及び平均額 一九三四—三五年乃至一九三五—三六年最近五年間の男女給料賃銀支拂額及び平均額を次に示す。

業	男		子		南	洲	西	洲	タ	ス	マ	ニ	ヤ	洲
	支拂額	平均額	支拂額	平均額										
一九三四—三五	支拂額	二五、三三、九七〇	支拂額	二〇、〇、三三〇	支拂額	四、九七、二九二	支拂額	二、八六、四七六	支拂額	一、四九、六〇〇	支拂額	一、四九、六〇〇	支拂額	六、一六、〇〇七
	従業者平均	八、五、四四	従業者平均	七、九、七	従業者平均	九、〇、八	従業者平均	九、〇、八	従業者平均	一、八、二八	従業者平均	一、八、二八	従業者平均	八、四、〇
一九三五—三六	支拂額	二八、五七、〇〇〇	支拂額	二二、七五、二二二	支拂額	五、八〇、三九九	支拂額	三、三三、五三六	支拂額	一、六三、八五三	支拂額	一、六三、八五三	支拂額	六、八〇、〇七一
	従業者平均	八、五、七八	従業者平均	七、九、七	従業者平均	九、一、四	従業者平均	九、一、四	従業者平均	一、八、二八	従業者平均	一、八、二八	従業者平均	八、五、〇三
一九三六—三七	支拂額	三二、四四、〇六九	支拂額	二四、六四、八八七	支拂額	六、五七、〇三三	支拂額	三、七七、〇六四	支拂額	一、八三、〇一九	支拂額	一、八三、〇一九	支拂額	七、六三、〇〇八
	従業者平均	八、五、八三	従業者平均	八、〇、八	従業者平均	九、〇、八	従業者平均	九、〇、八	従業者平均	一、八、二八	従業者平均	一、八、二八	従業者平均	八、五、八
一九三七—三八	支拂額	三六、三三、〇〇〇	支拂額	二八、三三、〇〇〇	支拂額	七、三三、〇〇〇	支拂額	四、三三、〇〇〇	支拂額	二、三三、〇〇〇	支拂額	二、三三、〇〇〇	支拂額	八、三三、〇〇〇
	従業者平均	八、五、八三	従業者平均	八、〇、八	従業者平均	九、〇、八	従業者平均	九、〇、八	従業者平均	一、八、二八	従業者平均	一、八、二八	従業者平均	八、五、八

業	女		子		南	洲	西	洲	タ	ス	マ	ニ	ヤ	洲
	支拂額	平均額	支拂額	平均額										
一九三八—三九	支拂額	八、八、〇〇	支拂額	三、〇、〇〇	支拂額	七、三、〇〇	支拂額	三、八、〇〇	支拂額	一、〇、〇〇	支拂額	一、〇、〇〇	支拂額	三、三、〇〇
	従業者平均	二、五、〇〇	従業者平均	〇、七、五〇	従業者平均	二、三、〇〇	従業者平均	二、三、〇〇	従業者平均	〇、七、五〇	従業者平均	〇、七、五〇	従業者平均	二、三、〇〇
一九三九—四〇	支拂額	九、九、〇〇	支拂額	三、〇、〇〇	支拂額	七、三、〇〇	支拂額	三、八、〇〇	支拂額	一、〇、〇〇	支拂額	一、〇、〇〇	支拂額	三、三、〇〇
	従業者平均	二、五、〇〇	従業者平均	〇、七、五〇	従業者平均	二、三、〇〇	従業者平均	二、三、〇〇	従業者平均	〇、七、五〇	従業者平均	〇、七、五〇	従業者平均	二、三、〇〇
一九四一—四二	支拂額	一〇、〇、〇〇	支拂額	三、〇、〇〇	支拂額	七、三、〇〇	支拂額	三、八、〇〇	支拂額	一、〇、〇〇	支拂額	一、〇、〇〇	支拂額	三、三、〇〇
	従業者平均	二、五、〇〇	従業者平均	〇、七、五〇	従業者平均	二、三、〇〇	従業者平均	二、三、〇〇	従業者平均	〇、七、五〇	従業者平均	〇、七、五〇	従業者平均	二、三、〇〇
一九四三—四四	支拂額	一〇、〇、〇〇	支拂額	三、〇、〇〇	支拂額	七、三、〇〇	支拂額	三、八、〇〇	支拂額	一、〇、〇〇	支拂額	一、〇、〇〇	支拂額	三、三、〇〇
	従業者平均	二、五、〇〇	従業者平均	〇、七、五〇	従業者平均	二、三、〇〇	従業者平均	二、三、〇〇	従業者平均	〇、七、五〇	従業者平均	〇、七、五〇	従業者平均	二、三、〇〇
一九四五—四六	支拂額	一〇、〇、〇〇	支拂額	三、〇、〇〇	支拂額	七、三、〇〇	支拂額	三、八、〇〇	支拂額	一、〇、〇〇	支拂額	一、〇、〇〇	支拂額	三、三、〇〇
	従業者平均	二、五、〇〇	従業者平均	〇、七、五〇	従業者平均	二、三、〇〇	従業者平均	二、三、〇〇	従業者平均	〇、七、五〇	従業者平均	〇、七、五〇	従業者平均	二、三、〇〇



總額への比	18.10	19.98	8.8	8.8	9.73	9.55	10.75
従業者平均	103.6	101.5	60.0	66.0	69.6	51.9	101.5

(五) 支配人、管理人其他従業者別 支配人、管理人等の給料、賃銀の取扱ふ。前述の如く労働兼経営者所得額は凡ての場合之を除外す。細目は次表に示すが、これ等の支拂額は他の従業者の支拂総額とは別個に

支配人、管理人其他従業者給料賃銀總額 (一九三八—三九) (磅)

部門別	支配人、管理人、會計係及書記		其他従業者		全従業者		計
	男	女	男	女	男	女	
1 非金屬礦石、石材處理工業	2,552.10	3,517.7	1,945.50	2,101.8	2,110.50	3,759.9	3,381.10
2 煉瓦、陶器、硝子工業	550.53	565.5	2,811.39	4,101.6	2,511.56	3,551.1	3,368.23
3 化学藥品、染料、爆薬、燃料、油脂工業	764.76	1,570.1	2,648.96	4,456.0	3,456.6	6,327.7	4,011.18
4 工業金屬、機械、器具、輸送具工業	4,411.25	5,011.3	3,648.75	4,456.0	3,747.66	4,011.3	4,501.96
5 貴金屬、寶石、鍍金工業	577.25	1,553.4	511.84	561.1	559.12	511.3	611.33
6 織物、織物製品工業	670.08	1,618.5	2,945.5	3,511.3	3,611.0	3,711.7	6,111.77
7 皮革工業	311.33	311.33	1,111.0	1,111.0	1,111.0	1,111.0	1,111.0
8 衣服工業	511.1	511.1	1,111.0	1,111.0	1,111.0	1,111.0	1,111.0
9 飲食料品、烟草工業	2,111.0	2,111.0	1,111.0	1,111.0	1,111.0	1,111.0	1,111.0
10 木組工、雜貨製造工業	611.0	711.0	1,111.0	1,111.0	1,111.0	1,111.0	1,111.0
11 家具、寝具工業	1,111.0	1,111.0	1,111.0	1,111.0	1,111.0	1,111.0	1,111.0
12 製紙、文房具、印刷、製本工業	1,111.0	1,111.0	1,111.0	1,111.0	1,111.0	1,111.0	1,111.0
13 硝子工業	1,111.0	1,111.0	1,111.0	1,111.0	1,111.0	1,111.0	1,111.0
14 窯業	1,111.0	1,111.0	1,111.0	1,111.0	1,111.0	1,111.0	1,111.0
15 其他	1,111.0	1,111.0	1,111.0	1,111.0	1,111.0	1,111.0	1,111.0

計 (1—15)	光熱、動力工業		其他		全従業者		計
	男	女	男	女	男	女	
11,410,110.5	11,410,110.5	11,410,110.5	7,511,011.0	8,111,011.0	8,111,011.0	8,111,011.0	11,410,110.5
5,511,011.0	5,511,011.0	5,511,011.0	1,111,011.0	1,111,011.0	1,111,011.0	1,111,011.0	5,511,011.0
1,111,011.0	1,111,011.0	1,111,011.0	1,111,011.0	1,111,011.0	1,111,011.0	1,111,011.0	1,111,011.0

三光熱、動力

(一) 部門別 一九三八—三九年度部門別、工場使用光熱、動力費は甚だ重要である。一九三八—三九年度の一五、六九九、九二一磅は前年に比

工場光熱、動力費 (一九三八—三九) (磅)

部門別	エネルギー		ピクトリヤ		タイムスタンダード		南洋洲		西洋洲		スマタニヤ		洋洲	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
1 非金屬礦石、石材處理工業	1,111.0	1,111.0	1,111.0	1,111.0	1,111.0	1,111.0	1,111.0	1,111.0	1,111.0	1,111.0	1,111.0	1,111.0	1,111.0	1,111.0
2 煉瓦、陶器、硝子工業	1,111.0	1,111.0	1,111.0	1,111.0	1,111.0	1,111.0	1,111.0	1,111.0	1,111.0	1,111.0	1,111.0	1,111.0	1,111.0	1,111.0
3 化学藥品、染料、爆薬、燃料、油脂工業	1,111.0	1,111.0	1,111.0	1,111.0	1,111.0	1,111.0	1,111.0	1,111.0	1,111.0	1,111.0	1,111.0	1,111.0	1,111.0	1,111.0
4 工業金屬、機械、器具、輸送具工業	1,111.0	1,111.0	1,111.0	1,111.0	1,111.0	1,111.0	1,111.0	1,111.0	1,111.0	1,111.0	1,111.0	1,111.0	1,111.0	1,111.0
5 貴金屬、寶石、鍍金工業	1,111.0	1,111.0	1,111.0	1,111.0	1,111.0	1,111.0	1,111.0	1,111.0	1,111.0	1,111.0	1,111.0	1,111.0	1,111.0	1,111.0
6 織物、織物製品工業	1,111.0	1,111.0	1,111.0	1,111.0	1,111.0	1,111.0	1,111.0	1,111.0	1,111.0	1,111.0	1,111.0	1,111.0	1,111.0	1,111.0
7 皮革工業	1,111.0	1,111.0	1,111.0	1,111.0	1,111.0	1,111.0	1,111.0	1,111.0	1,111.0	1,111.0	1,111.0	1,111.0	1,111.0	1,111.0
8 衣服工業	1,111.0	1,111.0	1,111.0	1,111.0	1,111.0	1,111.0	1,111.0	1,111.0	1,111.0	1,111.0	1,111.0	1,111.0	1,111.0	1,111.0
9 飲食料品、烟草工業	1,111.0	1,111.0	1,111.0	1,111.0	1,111.0	1,111.0	1,111.0	1,111.0	1,111.0	1,111.0	1,111.0	1,111.0	1,111.0	1,111.0
10 木組工、雜貨製造工業	1,111.0	1,111.0	1,111.0	1,111.0	1,111.0	1,111.0	1,111.0	1,111.0	1,111.0	1,111.0	1,111.0	1,111.0	1,111.0	1,111.0
11 家具、寝具工業	1,111.0	1,111.0	1,111.0	1,111.0	1,111.0	1,111.0	1,111.0	1,111.0	1,111.0	1,111.0	1,111.0	1,111.0	1,111.0	1,111.0
12 製紙、文房具、印刷、製本工業	1,111.0	1,111.0	1,111.0	1,111.0	1,111.0	1,111.0	1,111.0	1,111.0	1,111.0	1,111.0	1,111.0	1,111.0	1,111.0	1,111.0

し、六五二、二一六磅の増加である。次表は一九三八—三九年度工場各部門の使用光熱、動力費を示す。

13	工 業	九、四六三	一、六、六八	六、九七	三、四八	一、九七	一、九七	三、四八	二、四六
14	工 業	四、三〇〇	三、九	三、九	〇	〇	〇	〇	四、三〇〇
15	其 他	四、八七	二、九一七	一、〇五	八	六	六	六	六、九八
計	(1-15)	六、〇〇二	一、〇〇、六	七、五、七八	五、五、八	四、八、〇	四、八、〇	三、三、七	三、三、七
16	光 熱、動力工業	一、五七、四	六、七、四	三、六、八	六、二、四	一、二、六、三	一、二、六、三	一、二、六、三	一、二、六、三
總 計		七、五、一、六	一、四、九、九	一、四、三、五	一、二、六、三	一、二、六、三	一、二、六、三	一、二、六、三	一、二、六、三

(a) 滑劑及び水を含む。

(二) 價額細目 次表は一九三八—三九年各州工場使用光熱、動力費の細目別價額を示す。

光熱、動力費(一九三八—三九) (磅)

細 目	ニューサウスウ	ビクトリア	クインズランド	南 洋	西 洋	タスマニア	洋 洲
石 炭	二、七九、三〇	一、四三、四九	六、三三、〇五	三、七、七	三、七、七	七、五、六	五、三、〇、〇
コ ー ス	一、四三、三九	一、四三、三九	四、七、八	三、七、七	三、七、七	三、七、七	三、七、七
薪 炭	一、四三、三九	一、四三、三九	四、七、八	三、七、七	三、七、七	三、七、七	三、七、七
其 他 (木炭等)	六〇、一〇	六〇、一〇	六〇、一〇	六〇、一〇	六〇、一〇	六〇、一〇	六〇、一〇
燃 料	五、八、三三	五、八、三三	五、八、三三	五、八、三三	五、八、三三	五、八、三三	五、八、三三
ガ ス	六、六、七〇	六、六、七〇	六、六、七〇	六、六、七〇	六、六、七〇	六、六、七〇	六、六、七〇
電 氣	一、八、六、八	一、八、六、八	一、八、六、八	一、八、六、八	一、八、六、八	一、八、六、八	一、八、六、八
水、潤滑油	五、七、一、七	五、七、一、七	五、七、一、七	五、七、一、七	五、七、一、七	五、七、一、七	五、七、一、七
計	七、五、一、六	七、五、一、六	七、五、一、六	七、五、一、六	七、五、一、六	七、五、一、六	七、五、一、六

(三) 消費量 次表は一九三八—三九年に各州工場に於いて使用した光熱、動力の細目別消費量を示す。

工場光熱、動力消費量(一九三八—三九) (噸)

細 目	ニューサウスウ	ビクトリア	クインズランド	南 洋	西 洋	タスマニア	洋 洲
石 炭	二、七九、三〇	一、四三、三九	六、三三、〇五	三、七、七	三、七、七	七、五、六	五、三、〇、〇
コ ー ス	一、四三、三九	一、四三、三九	四、七、八	三、七、七	三、七、七	三、七、七	三、七、七
薪 炭	一、四三、三九	一、四三、三九	四、七、八	三、七、七	三、七、七	三、七、七	三、七、七
其 他 (木炭等)	六〇、一〇	六〇、一〇	六〇、一〇	六〇、一〇	六〇、一〇	六〇、一〇	六〇、一〇
燃 料	五、八、三三	五、八、三三	五、八、三三	五、八、三三	五、八、三三	五、八、三三	五、八、三三
ガ ス	六、六、七〇	六、六、七〇	六、六、七〇	六、六、七〇	六、六、七〇	六、六、七〇	六、六、七〇
電 氣	一、八、六、八	一、八、六、八	一、八、六、八	一、八、六、八	一、八、六、八	一、八、六、八	一、八、六、八
水、潤滑油	五、七、一、七	五、七、一、七	五、七、一、七	五、七、一、七	五、七、一、七	五、七、一、七	五、七、一、七
計	七、五、一、六	七、五、一、六	七、五、一、六	七、五、一、六	七、五、一、六	七、五、一、六	七、五、一、六

(四) 總 額 次表は一九三四—三五年乃至一九三八—三九年最近五年間の光熱、動力費を示す。

年 度	ニューサウスウ	ビクトリア	クインズランド	南 洋	西 洋	タスマニア	洋 洲
一九三三	五、九〇、七	三、三、八	一、〇、七	六、六、七	七、〇、七	四、七、七	三、三、八
一九三四	六、三、七	三、三、八	一、〇、七	六、六、七	七、〇、七	四、七、七	三、三、八
一九三五	六、三、七	三、三、八	一、〇、七	六、六、七	七、〇、七	四、七、七	三、三、八
一九三六	六、三、七	三、三、八	一、〇、七	六、六、七	七、〇、七	四、七、七	三、三、八
一九三七	六、三、七	三、三、八	一、〇、七	六、六、七	七、〇、七	四、七、七	三、三、八
一九三八	七、一、三	三、三、八	一、〇、七	六、六、七	七、〇、七	四、七、七	三、三、八
一九三九	七、一、三	三、三、八	一、〇、七	六、六、七	七、〇、七	四、七、七	三、三、八

備修費を含むは二八一、三〇三、四四六磅にて、總生産額の五六・二%に當る(本節「五」参照)。次表は各州部門別原料價額を示す。

(一) 部門別 濠洲工場使用原料價額(容器、包装、消耗工具及び機械設 工場使用原料價額(一九三八—三九) (磅)

部 門 別	ニューサウスウ	ビクトリア	クインズランド	南 洋	西 洋	タスマニア	洋 洲
1 非金屬礦石、石材處理工 業	三、九三、一〇	一、一八、七	一、一八、七	一、一八、七	一、一八、七	一、一八、七	一、一八、七
2 煉瓦、陶器、硝子工業	一、〇、二	一、〇、二	一、〇、二	一、〇、二	一、〇、二	一、〇、二	一、〇、二
3 化学、藥品、染料、爆薬、 肥料、油質工業	七、七、六	五、〇、八	五、〇、八	五、〇、八	五、〇、八	五、〇、八	五、〇、八

4	工業金屬、機械、器具、 輸送具工業	四四、七六、四〇〇	二、四七、七三三	四、四八、二八二	八、一三三、〇一三	一、五五、二〇〇	一、四三、三〇〇	七、四一、〇三三
5	貴金屬、寶石、鍍金工業	一、六三、九〇〇	四、六、一三三	一、一、三三三	一、〇、七、八七	九、七、七九	五〇	一、五、三〇〇
6	織物、織物製品工業	五、三〇、〇五七	七、八、四〇七	四、九、三、四四	一、〇、七、七九	一、四、一、〇一	一、四、一、〇一	一、五、三、五七
7	皮革工業	二、八、〇、三六	二、元、〇、八八	一、三、一、一三	一、四、一、〇、九	一、四、一、〇、九	一、五、一、五八	一、七、四、六、五九
8	衣服工業	六、一、五、九	九、一、三、三	五、八、〇、五	一、四、一、〇、五	一、四、一、〇、五	一、七、四、六、五九	一、七、四、六、五九
9	飲食料品、煙草工業	四、七、〇、〇、一〇	四、六、九、七、九	三、〇、三、七、七	六、七、七、七、八	三、〇、三、七、七	三、〇、三、七、七	三、〇、三、七、七
10	木細工、雜類製造工業	四、七、〇、〇、八五	三、八、四、三、六	二、五、九、七、三	一、〇、〇、四、五	八、九、七、五	四、六、八、八	三、三、九、三、三
11	家具、寝具工業	二、一、五、四、〇	一、六、五、六、九	五、七、一、八	三、九、七、三	三、九、七、三	六、一、三、八	四、九、九、九
12	製紙、文具、印刷、製 本工業	五、三、〇、〇、七九	三、五、九、六、八	六、八、九、八	五、〇、一、三	四、〇、〇、〇	一、六、一、八	一、〇、一、〇、一
13	印刷工業	一、八、三、三、六	一、九、八、八、八	一、三、八、三	七、八、八	一、〇、〇、〇	一、〇、〇、〇	一、〇、〇、〇
14	印刷工業	四、三、九、六	五、五、五	一、三、八、七	七、〇、〇	七、〇、〇	一、九、二、六	一、〇、〇、〇
15	印刷工業	九、〇、〇、〇	七、五、七、七	三、〇、〇	七、〇、〇	七、〇、〇	一、九、二、六	一、〇、〇、〇
計	(1-15)	二、九、五、五、六、八	八、一、六、六、一、八	四、三、六、一、八	一〇、一、〇、一、〇	九、九、三、七、九	五、三、四、九、四	三、六、一、〇、一
16	光熱、動力工業	六、六、一、七	〇、九、一、七	一、六、八、八	一、六、一、七、八	一、六、一、七、八	一、六、一、七、八	一、六、一、七、八
總計		一〇、〇、〇、〇、〇	八、一、六、六、一、八	四、三、六、一、八	一〇、一、〇、一、〇	九、九、三、七、九	五、三、四、九、四	三、六、一、〇、一

(二) 總計 次表は最近一九三四—三五年乃至一九三八—三九年五年間の工場使用原料の價額を示す。

原料價額 (總) (一九三四—三五乃至一九三八—三九)

年 度	エニールサウスウ	ピタトリヤ	タインスタンド	南 洋 洲	西 洋 洲	タスマニヤ	澳 洲
一九三三	八七〇、九六、〇五	六、五、六、八、四	四、〇、三、五、〇	一、五、三、五、四、五	七、六、四、六、二	四、五、七、七、三	三〇、九、〇、七、七
一九三四	九、九、五、〇、三三	七、六、四、〇、二五	四、〇、三、五、〇	一、六、三、一、七、五〇	九、一、七、三、〇	四、一、九、九、九	三、八、九、七、七
一九三五	一〇、八、九、九、四、四	八、〇、三、〇、三三	四、三、三、三、三	二、一、五、九、八、五	九、四、七、七、九	五、三、四、九、六	三、〇、三、六、九
計	二、三、五、一、四、五	八、六、二、九、一、五	三、九、五、五、六、五	三、二、一、四、六、六	九、九、六、四、四	五、七、七、〇、七	三、九、七、〇、三

五總製産額

(一) 部門別 各州各部門別工場に於ける新製品及び再製品の製産額

工場製産額 (一九三八—三九) (總)

を次表に示す。数字は生産過程による價格の増加を示すばかりでなく、原料、光熱、動力の價額をも含む。使用原料、光熱、動力の價額と總製産額との差額が工場の純製産額である。(「六」参照)。

部 門 別	エニールサウスウ	ピタトリヤ	タインスタンド	南 洋 洲	西 洋 洲	タスマニヤ	澳 洲
1 非金屬礦石、石材處理工業	五、五、六、三三	二、九、三、六三	七、九、〇、三六	四、四、一、三三	四、四、一、三三	四、四、一、三三	一〇、九、〇、一、三三
2 煉瓦、陶器、硝子工業	四、五、六、三三	二、九、三、六三	七、九、〇、三六	四、四、一、三三	四、四、一、三三	四、四、一、三三	一〇、九、〇、一、三三
3 化學藥品、染料、棉織、 塗料、油脂工業	一、三、八、〇〇、七三	一〇、一、一、二、八	九、六、六、〇、一	一、九、九、五、七	一、六、三、三、七	一、〇、二、〇、四	八、八、〇、八、六
4 工業金屬、機械、器具、 輸送具工業	七、八、八、六、三	七、八、八、六、三	九、二、七、〇、五	一、九、九、五、七	三、九、九、五、七	三、九、九、五、七	一、一、一、一、一、一
5 貴金屬、寶石、鍍金工業	一、六、三、九、〇〇	一、〇、一、〇、一、〇	一、〇、一、〇、一、〇	一、〇、一、〇、一、〇	一、〇、一、〇、一、〇	一、〇、一、〇、一、〇	一、〇、一、〇、一、〇
6 織物、織物製品工業	九、〇、四、九、四	一、四、三、三、三	一、四、三、三、三	一、四、三、三、三	一、四、三、三、三	一、四、三、三、三	一、四、三、三、三
7 皮革工業	四、一、九、七、七	三、七、二、七、五	一、三、三、三、三	一、三、三、三、三	一、三、三、三、三	一、三、三、三、三	一、三、三、三、三
8 衣服工業	一、二、四、六、一〇	一、七、一、七、七	一、三、三、三、三	一、三、三、三、三	一、三、三、三、三	一、三、三、三、三	一、三、三、三、三
9 飲食料品、煙草工業	五、二、〇、七、七	四、一、〇、一、〇	四、一、〇、一、〇	四、一、〇、一、〇	四、一、〇、一、〇	四、一、〇、一、〇	四、一、〇、一、〇
10 木細工、雜類製造工業	八、〇、七、七、五	五、三、〇、〇、一	四、一、〇、一、〇	四、一、〇、一、〇	四、一、〇、一、〇	四、一、〇、一、〇	四、一、〇、一、〇
11 家具、寝具工業	二、九、九、八、三	二、九、九、八、三	二、九、九、八、三	二、九、九、八、三	二、九、九、八、三	二、九、九、八、三	二、九、九、八、三
12 製紙、文具、印刷、製 本工業	一、九、九、八、三	一、九、九、八、三	一、九、九、八、三	一、九、九、八、三	一、九、九、八、三	一、九、九、八、三	一、九、九、八、三
13 印刷工業	二、九、九、八、三	二、九、九、八、三	二、九、九、八、三	二、九、九、八、三	二、九、九、八、三	二、九、九、八、三	二、九、九、八、三
14 印刷工業	一、九、九、八、三	一、九、九、八、三	一、九、九、八、三	一、九、九、八、三	一、九、九、八、三	一、九、九、八、三	一、九、九、八、三
15 印刷工業	一、九、九、八、三	一、九、九、八、三	一、九、九、八、三	一、九、九、八、三	一、九、九、八、三	一、九、九、八、三	一、九、九、八、三
計	二、〇、〇、〇、〇、〇	一、九、九、八、三	一、九、九、八、三	一、九、九、八、三	一、九、九、八、三	一、九、九、八、三	一、九、九、八、三

(二) 總 額 次表は一九三八—三九年度に於ける各州別製産額を示す。

年 度	エニールサウスウ	ピタトリヤ	タインスタンド	南 洋 洲	西 洋 洲	タスマニヤ	澳 洲
一九三九—四〇	二八、四六九、三三三	一五、七四、五五三	一、三三、五六六	一、九三〇、八九九	一、一七、七五八	七、八、四八八	一七、三〇、一五二
計	二八、四六九、三三三	一五、七四、五五三	一、三三、五六六	一、九三〇、八九九	一、一七、七五八	七、八、四八八	一七、三〇、一五二

(二) 總 額 次表は一九三八—三九年度に於ける各州別製産額を示す。

年 度	エニールサウスウ	ピタトリヤ	タインスタンド	南 洋 洲	西 洋 洲	タスマニヤ	澳 洲
一九三三—三四	一五、四三三、三〇八	一七、一八、〇七七	四、六〇三、〇三三	一、九三〇、八九九	一、一七、七五八	七、八、四八八	一七、三〇、一五二
一九三三—三五	一七、七、六五七、七一	一、三〇、〇三三、七〇	四、六〇三、〇三三	一、九三〇、八九九	一、一七、七五八	七、八、四八八	一七、三〇、一五二
一九三三—三六	一五、八二二、三三三	一、三〇、〇三三、七〇	四、六〇三、〇三三	一、九三〇、八九九	一、一七、七五八	七、八、四八八	一七、三〇、一五二
一九三三—三七	二二、四、八三三、七五七	一、五七、〇三三、七五	五、六、六六六、四三三	一、九三〇、八九九	一、一七、七五八	七、八、四八八	一七、三〇、一五二
一九三三—三八	二二、四、八三三、七五七	一、五七、〇三三、七五	五、六、六六六、四三三	一、九三〇、八九九	一、一七、七五八	七、八、四八八	一七、三〇、一五二
一九三三—三九	二八、四六九、三三三	一五、七四、五五三	一、三三、五六六	一、九三〇、八九九	一、一七、七五八	七、八、四八八	一七、三〇、一五二

六 純 製 産 額

(一) 部門別 純生産額は一九二五年シドニーに於ける統計會議により「生産過程中に消費された物品の價額を該年度間に製産せられた消費商品の價額」より出來得る限り控除したる殘額と定義された。

この定義に従ひ、原料、容器、光熱、動力、滑劑、水、消耗工具、機械設備修繕、銷却等の費用を「總製産額」より差引くことに決定した。銷却の場合を除き、其他前記一切の控除額は、既述定義に依る「使用原料費」及び「使用燃料費」中に含まれてゐる。銷却を正確に算定することは困難である爲、細目は發表するも當分の間控除を行はぬ旨決定された。

工場 純 製 産 額 (一九三八—三九) (磅)

部 門 別	エニールサウスウ	ピタトリヤ	タインスタンド	南 洋 洲	西 洋 洲	タスマニヤ	計
1 非金屬礦石、石材處理工業	二、四、四、七六	一、五、六、三六	三、七、六、三三	三、〇、〇、五二	三、六、三、三三	三、七、〇、七六	五、一、六、一、三三
2 煉瓦、陶器、硝子工業	四、〇、六、一、七六	一、五、三、〇、六八	二、八、八、七、七三	四、〇、六、一、七六	三、〇、〇、〇、〇〇	四、〇、六、一、七六	五、一、六、一、三三

それ故、純製産額は「使用原料費」及び「使用燃料費」を「總製産額」から控除して得たものである。

併し斯くして算出した數字は純製産額ではない。第八節「四」に示した銷却額は、一九三八—三九年度に一〇、六四六、六五八磅と推定された。又、保險、廣告の如き多くの雜費も未だ計算に入れられてゐないのである。從つて給料賃銀を純製産額から控除した後の「剩餘」の全額が利子利潤に相當すると推定してはならない。

次表は部門別各州の一九三八—三九年度に於ける純製産額を示す。

3 化學藥品、染料、爆藥、肥料、油脂工業、工業金屬、機械、器具、鑄造具工業	六、五、三、四、〇三	一、六、〇、七、七三	一、六、〇、七、七三	一、六、〇、七、七三	一、六、〇、七、七三	一、六、〇、七、七三	一、六、〇、七、七三	一、六、〇、七、七三
4 貴金屬、寶石、鍍金工業	三、三、三、三、三三	三、三、三、三、三三	三、三、三、三、三三	三、三、三、三、三三	三、三、三、三、三三	三、三、三、三、三三	三、三、三、三、三三	三、三、三、三、三三
5 織物、織物製品工業	三、三、三、三、三三	三、三、三、三、三三	三、三、三、三、三三	三、三、三、三、三三	三、三、三、三、三三	三、三、三、三、三三	三、三、三、三、三三	三、三、三、三、三三
6 皮革工業	一、三、三、三、三三	一、三、三、三、三三	一、三、三、三、三三	一、三、三、三、三三	一、三、三、三、三三	一、三、三、三、三三	一、三、三、三、三三	一、三、三、三、三三
7 衣服工業	一、三、三、三、三三	一、三、三、三、三三	一、三、三、三、三三	一、三、三、三、三三	一、三、三、三、三三	一、三、三、三、三三	一、三、三、三、三三	一、三、三、三、三三
8 飲食料品、烟草工業	一、三、三、三、三三	一、三、三、三、三三	一、三、三、三、三三	一、三、三、三、三三	一、三、三、三、三三	一、三、三、三、三三	一、三、三、三、三三	一、三、三、三、三三
9 本細工、雜製製造工業	一、三、三、三、三三	一、三、三、三、三三	一、三、三、三、三三	一、三、三、三、三三	一、三、三、三、三三	一、三、三、三、三三	一、三、三、三、三三	一、三、三、三、三三
10 家具、寝具工業	一、三、三、三、三三	一、三、三、三、三三	一、三、三、三、三三	一、三、三、三、三三	一、三、三、三、三三	一、三、三、三、三三	一、三、三、三、三三	一、三、三、三、三三
11 製紙、文具、印刷、製本工業	一、三、三、三、三三	一、三、三、三、三三	一、三、三、三、三三	一、三、三、三、三三	一、三、三、三、三三	一、三、三、三、三三	一、三、三、三、三三	一、三、三、三、三三
12 ゴム工業	一、三、三、三、三三	一、三、三、三、三三	一、三、三、三、三三	一、三、三、三、三三	一、三、三、三、三三	一、三、三、三、三三	一、三、三、三、三三	一、三、三、三、三三
13 樂器工業	一、三、三、三、三三	一、三、三、三、三三	一、三、三、三、三三	一、三、三、三、三三	一、三、三、三、三三	一、三、三、三、三三	一、三、三、三、三三	一、三、三、三、三三
14 其 他 工 業	一、三、三、三、三三	一、三、三、三、三三	一、三、三、三、三三	一、三、三、三、三三	一、三、三、三、三三	一、三、三、三、三三	一、三、三、三、三三	一、三、三、三、三三
15 計 (1—15)	八、七、七、六、六八	六、六、六、六、六八	一、八、五、三、五、五	一、八、五、三、五、五	一、八、五、三、五、五	一、八、五、三、五、五	一、八、五、三、五、五	一、八、五、三、五、五
16 光熱、動力工業	五、四、九、七、七三	二、三、七、〇、三〇	七、七、六、〇、〇	一、九、三、四、一、三、五	一、九、三、四、一、三、五	一、九、三、四、一、三、五	一、九、三、四、一、三、五	一、九、三、四、一、三、五
總 計	一、三、三、三、三三	一、三、三、三、三三	一、三、三、三、三三	一、三、三、三、三三	一、三、三、三、三三	一、三、三、三、三三	一、三、三、三、三三	一、三、三、三、三三

(二) 純製産額及び平均額 純製産額、從業者一人當り及び人口一人當り平均額は次表に示す。

工場 製 産 額 (磅) (一九三四—三五乃至一九三八—三九)

年 度	エニールサウスウ	ピタトリヤ	タインスタンド	南 洋 洲	西 洋 洲	タスマニヤ	澳 洲
一九三四—三五	一、三、三、三、三三	一、三、三、三、三三	一、三、三、三、三三	一、三、三、三、三三	一、三、三、三、三三	一、三、三、三、三三	一、三、三、三、三三
一九三八—三九	二、八、四、六、九、三三三	一、五、七、四、五、五三	一、三、三、三、五六六	一、九、三、〇、八、九	一、一、七、七、五、八	七、八、四、八、八	一、七、三、〇、一、五二

年次	州	従業者一人當り		人口一人當り	
		従業者一人當り	人口一人當り	従業者一人當り	人口一人當り
一九三九	ニュージーランド	六九、四六、九五	五、〇四、六〇	一、六六、八二	二、〇六、八〇
一九三三	ニュージーランド	七六、七五、九八	五、七三、三〇	一、七、八〇、五三	二、八五、六〇
一九三三	クック	八五、二六、三三	六、〇八、八八	一、八、〇三、九六	二、四、四、〇〇
一九三三	タスマニア	九三、八三、九	六、九六、〇九	一、九、〇一、四九	二、五、八、五九
一九三三	西オーストラリア	六九、四六、九五	五、〇四、六〇	一、六六、八二	二、〇六、八〇
一九三三	南オーストラリア	七六、七五、九八	五、七三、三〇	一、七、八〇、五三	二、八五、六〇
一九三三	クイーンズランド	八五、二六、三三	六、〇八、八八	一、八、〇三、九六	二、四、四、〇〇
一九三三	ビクトリア	九三、八三、九	六、九六、〇九	一、九、〇一、四九	二、五、八、五九
一九三三	ニュージーランド	六九、四六、九五	五、〇四、六〇	一、六六、八二	二、〇六、八〇
一九三三	ニュージーランド	七六、七五、九八	五、七三、三〇	一、七、八〇、五三	二、八五、六〇
一九三三	ニュージーランド	八五、二六、三三	六、〇八、八八	一、八、〇三、九六	二、四、四、〇〇
一九三三	ニュージーランド	九三、八三、九	六、九六、〇九	一、九、〇一、四九	二、五、八、五九

七 總製産額及び製産原價  
 一九三八—三九年濠洲總製産額は、五〇〇、四一九、九七七磅と推定され、使用原料費二八一、三〇三、四四六磅、給料、賃銀一〇六、七四三、

〇六二磅、光熱、動力費一五、六九九、九二二磅を差引いた後、其他全経費、銷却、利子、利潤に相當する殘額は九六、六七三、五四八磅であつた。次表は一九三八—三九年の州別總製産額及びその製産原價の總製産額に對する比を示す。

總製産額及び原價（一九三八—三九）

州	年次	價額及び原價其他(磅)					總製産額
		使用原料費(a)	光熱、動力(b)	給料、賃銀	利子、利潤其他全額	其他	
ニュージーランド	一九三九	二八〇、四一〇、七五	七、五二、六七	四、六〇、四〇	四、六六、五〇	二八、四九、三三	
ニュージーランド	一九三三	三〇、七二、〇八	三、九六、九〇	三、六〇、三六	三、六六、五〇	一五、九七、二二	
クック	一九三九	四三、五六、〇九	一、三三、五四	一〇、八七、三九	八、四四、四六	六、三三、七〇	
クック	一九三三	三〇、三六、七七	一、〇七、五七	八、一六、四〇	五、五〇、九〇	三、〇〇、九二	
タスマニア	一九三九	六六、三三、五七	一、一六、三六	四、七三、五八	四、三〇、一〇	一、九、五八、五二	
タスマニア	一九三三	五、三三、四〇	四、八、〇〇	二、七九、八六	二、九八、七三	一一、一八、〇五	
西オーストラリア	一九三九	二八、三三、四六	一、五、六九、三二	一〇、七、四三、〇三	六、六、七三、四八	五〇〇、四九、七七	
西オーストラリア	一九三三	三、一〇、〇〇	三、一〇、〇〇	三、一〇、〇〇	三、一〇、〇〇	三、一〇、〇〇	
南オーストラリア	一九三九	五、七、〇〇	五、七、〇〇	五、七、〇〇	五、七、〇〇	五、七、〇〇	
南オーストラリア	一九三三	五、七、〇〇	五、七、〇〇	五、七、〇〇	五、七、〇〇	五、七、〇〇	
クイーンズランド	一九三九	五、七、〇〇	五、七、〇〇	五、七、〇〇	五、七、〇〇	五、七、〇〇	
クイーンズランド	一九三三	五、七、〇〇	五、七、〇〇	五、七、〇〇	五、七、〇〇	五、七、〇〇	
ビクトリア	一九三九	五、七、〇〇	五、七、〇〇	五、七、〇〇	五、七、〇〇	五、七、〇〇	
ビクトリア	一九三三	五、七、〇〇	五、七、〇〇	五、七、〇〇	五、七、〇〇	五、七、〇〇	
ニュージーランド	一九三九	五、七、〇〇	五、七、〇〇	五、七、〇〇	五、七、〇〇	五、七、〇〇	
ニュージーランド	一九三三	五、七、〇〇	五、七、〇〇	五、七、〇〇	五、七、〇〇	五、七、〇〇	

(a) 容器、包装費用等、消耗工具費、工場修繕費を含む。(b) 滑劑及び水を含む。

### 第八節 土地建物、工場設備、機械價額

一 概説 二 土地建物價額 三 工場設備及び機械の價額 四 土地建物、工場設備、機械の銷却

一 概説  
次表は一九三八—三九年製造工業に使用せる土地、建物、工場設備、機械の價額を示す。

土地建物、工場設備、機械價額（一九三八—三九）（磅）

摘要	ニュージーランド	ピクトリア	クインズランド	南 洋 洲	西 洋 洲	タスマニア	計
土地建物	毛、五三、六五五	四、〇六、三三五	三、三九、〇九八	八、七〇、七〇〇	六、八三、〇五五	四、七三、七二〇	二、〇七、六〇〇
工場設備	空、六三、五五八	六、六六、七四五	一八、〇五、四二五	九、七五、七〇九	八、〇五、〇〇〇	六、七〇、三〇〇	一、四三、六三三
機械	二、〇〇、四六八	六、六三、六八八	四、四四、五〇〇	一八、四〇、七一九	一四、六八、七七七	一〇、二九、五五三	三、七三、五五三
計	二、〇〇、四六八	一七、三〇、一三〇	二二、〇九、〇二三	三六、八六、八一九	二九、五六、八三二	二〇、七三、六〇〇	一、〇〇、〇〇〇

茲に記載の價額は一般に銷却を考慮に入れた上で、個々商社の帳簿に記載された價額である。従つて表中の總計は各項目の實際投資額を示すものではない。

工場土地建物價額（磅）

部 門 別	一九三四—三五	一九三五—三六	一九三六—三七	一九三七—三八	一九三八—三九
1 非金屬礦石、石材處理工業	二、五九、〇〇〇	二、四三、二四五	二、二七、七五五	二、七六、七二〇	二、七八、七四六
2 煉瓦、陶器、硝子工業	二、五八、五七一	二、七六、五五五	二、六六、九〇〇	二、七〇、一〇一	二、九三、五七七
3 化學藥品、染料、燐肥、肥料、油脂工業	六、二六、五五九	六、五八、三三三	六、五九、五五五	六、八四、三三三	七、三三、五五一
4 工業金屬、機械、器具、輸送具工業	三六、七八、七三三	三七、〇七、三六一	三六、〇〇、一〇七	三三、〇〇、〇〇〇	三三、八二、〇三六
5 貴金屬、寶石、鍍金工業	五、五八、七四五	五、七二、七五五	五、〇三、〇〇〇	六、二六、〇〇〇	六、三三、〇〇〇
6 織物、織物製品工業	五、一六、二二六	五、四七、五〇〇	五、五八、三〇〇	五、七五、三三三	五、九六、六七二
7 皮革工業	一、七〇、〇〇七	一、八三、三三五	二、〇〇、八二七	一、九〇、三三三	二、〇〇、八八六
8 衣 服 工 業	九、七三、四三三	九、七三、七三三	一〇、三三、三三三	一〇、三三、三三三	一〇、三三、三三三

二 土地建物價額  
（一）濠洲總計 次表は濠洲全體の一九三四—三五年乃至一九三八—三九年間製造工業關係占有土地建物の概算價額を示す。

(一) 各州部門別 次表は一九三八—三九年度各州に於ける工業の各種部門別土地建物價額を示す。各州部門別土地建物價額（一九三八—三九）（磅）

部 門 別	ニュージーランド	ピクトリア	クインズランド	南 洋 洲	西 洋 洲	タスマニア	計
1 非金屬礦石、石材處理工業	一、七三、七〇〇	八、一三、六三三	二、一〇、〇〇〇	一、三三、五五五	一、〇三、六六六	一、五三、七七七	二、七三、七三三
2 煉瓦、陶器、硝子工業	一、七三、七〇〇	七、五三、三三三	一、五三、三三三	一、五三、三三三	一、〇三、六六六	一、〇三、六六六	二、九三、五七七
3 化學藥品、染料、燐肥、肥料、油脂工業	二、八三、八三三	四、一〇、〇〇〇	一、六三、五五五	四、九三、八八八	六、六三、七七七	四、九三、八八八	七、三三、五五一
4 工業金屬、機械、器具、輸送具工業	一、七三、七〇〇	六、六三、六六六	二、一〇、〇〇〇	二、一〇、〇〇〇	一、七三、七〇〇	一、七三、七〇〇	一、〇三、六六六
5 貴金屬、寶石、鍍金工業	一、五三、三三三	四、九三、八八八	一、五三、三三三	四、九三、八八八	一、五三、三三三	一、五三、三三三	六、三三、〇〇〇
6 織物、織物製品工業	三、〇三、〇〇〇	四、九三、八八八	一、五三、三三三	四、九三、八八八	一、五三、三三三	一、五三、三三三	五、九三、八八八
7 皮革工業	一、〇三、六六六	一、〇三、六六六	一、〇三、六六六	一、〇三、六六六	一、〇三、六六六	一、〇三、六六六	二、〇三、六六六
8 衣 服 工 業	二、〇三、六六六	二、〇三、六六六	二、〇三、六六六	二、〇三、六六六	二、〇三、六六六	二、〇三、六六六	一〇、三三、三三三
9 飲食料品、煙草工業	一、三三、三三三	一、三三、三三三	一、三三、三三三	一、三三、三三三	一、三三、三三三	一、三三、三三三	六、三三、三三三
計	一、〇三、六六六	一、〇三、六六六	一、〇三、六六六	一、〇三、六六六	一、〇三、六六六	一、〇三、六六六	一、〇三、六六六

年	度	ニューサウス ウェールズ	ビクトリア	クイーンズランド	南 洋 洲	西 洋 洲	オーストラリア	ア シ ヤ
一九三三	四—三五	四七,九七〇	四七,九七〇	四七,九七〇	四七,九七〇	四七,九七〇	四七,九七〇	四七,九七〇
一九三五	一—三六	四九,四三〇	四九,四三〇	四九,四三〇	四九,四三〇	四九,四三〇	四九,四三〇	四九,四三〇
一九三六	一—三七	五〇,八九〇	五〇,八九〇	五〇,八九〇	五〇,八九〇	五〇,八九〇	五〇,八九〇	五〇,八九〇
一九三七	一—三八	五二,三五〇	五二,三五〇	五二,三五〇	五二,三五〇	五二,三五〇	五二,三五〇	五二,三五〇
一九三八	一—三九	五四,〇一〇	五四,〇一〇	五四,〇一〇	五四,〇一〇	五四,〇一〇	五四,〇一〇	五四,〇一〇
計	(1—15)	五七,三五五,六五五	五七,三五五,六五五	五七,三五五,六五五	五七,三五五,六五五	五七,三五五,六五五	五七,三五五,六五五	五七,三五五,六五五
16	光熱、動力工業	五七,三五五,六五五	五七,三五五,六五五	五七,三五五,六五五	五七,三五五,六五五	五七,三五五,六五五	五七,三五五,六五五	五七,三五五,六五五
計		五七,三五五,六五五	五七,三五五,六五五	五七,三五五,六五五	五七,三五五,六五五	五七,三五五,六五五	五七,三五五,六五五	五七,三五五,六五五

(三) 各州總計 一九三四—三五乃至一九三八—三九年各州工場土地建物總價額を次表に示す。  
工場土地建物價額 (磅)

年	度	ニューサウス ウェールズ	ビクトリア	クイーンズランド	南 洋 洲	西 洋 洲	オーストラリア	ア シ ヤ
一九三三	四—三五	四七,九七〇	四七,九七〇	四七,九七〇	四七,九七〇	四七,九七〇	四七,九七〇	四七,九七〇
一九三五	一—三六	四九,四三〇	四九,四三〇	四九,四三〇	四九,四三〇	四九,四三〇	四九,四三〇	四九,四三〇
一九三六	一—三七	五〇,八九〇	五〇,八九〇	五〇,八九〇	五〇,八九〇	五〇,八九〇	五〇,八九〇	五〇,八九〇
一九三七	一—三八	五二,三五〇	五二,三五〇	五二,三五〇	五二,三五〇	五二,三五〇	五二,三五〇	五二,三五〇
一九三八	一—三九	五四,〇一〇	五四,〇一〇	五四,〇一〇	五四,〇一〇	五四,〇一〇	五四,〇一〇	五四,〇一〇
計	(1—15)	五七,三五五,六五五	五七,三五五,六五五	五七,三五五,六五五	五七,三五五,六五五	五七,三五五,六五五	五七,三五五,六五五	五七,三五五,六五五
16	光熱、動力工業	五七,三五五,六五五	五七,三五五,六五五	五七,三五五,六五五	五七,三五五,六五五	五七,三五五,六五五	五七,三五五,六五五	五七,三五五,六五五
計		五七,三五五,六五五	五七,三五五,六五五	五七,三五五,六五五	五七,三五五,六五五	五七,三五五,六五五	五七,三五五,六五五	五七,三五五,六五五

一九二九—三〇年以前は土地建物價額は逐年増加の一途をたどり、一九三〇年二、三〇〇萬磅から一九二九—三〇年一、八〇〇萬磅に達し、二七年间に九、五〇〇萬磅の増加を見た。併し一九三二—三三年までの三年間に、一、二〇〇萬磅減少して一〇、五八〇萬磅になつたが、次の五年間

には一三、〇九〇萬磅に増加した。

三 工場設備及び機械の價額

(一) 濠洲總額 次表は一九三四—三五年乃至一九三八—三九年間の各年の工場使用設備、機械の概算價額を示す。

工場設備、機械價額 (濠洲) (磅)

部 門	別	一九三四—三五	一九三五—三六	一九三六—三七	一九三七—三八	一九三八—三九
1	非金屬礦石、石材處理工業	五,三七九,五二八	五,三〇九,五二八	四,八〇〇,七五五	六,五〇四,八三三	七,〇〇六,九三三
2	煉瓦、陶器、硝子工業	二,六四六,四〇〇	二,八五五,四〇〇	二,八五五,四〇〇	三,〇一〇,九〇〇	三,一四四,八六六
3	化學藥品、染料、燧薬、塗料、油脂工業	五,六六六,八八六	五,七三三,三三七	五,五三三,七六六	六,二五二,三三六	六,七五五,四八八
4	工業金屬、機械、器具、輸送具工業	二,四七六,七五五	二,六〇〇,四〇〇	二,六〇〇,四〇〇	二,九二五,九二五	三,〇〇〇,〇〇〇
5	貴金屬、寶石、鍍金工業	一,二〇〇,二〇〇	一,二〇〇,二〇〇	一,二〇〇,二〇〇	一,二〇〇,二〇〇	一,二〇〇,二〇〇
6	織物、織物製品工業	五,七九九,三三七	六,〇五二,〇七七	六,〇五二,〇七七	六,四〇五,六〇六	六,六六七,四一六
7	皮革工業	八五五,五〇〇	八八八,八八八	九〇〇,〇〇〇	九〇〇,〇〇〇	九〇〇,〇〇〇
8	衣服工業	二,一〇〇,六〇〇	二,三五六,六六六	二,三五六,六六六	二,四〇〇,〇〇〇	二,四〇〇,〇〇〇
9	飲食料品、烟草工業	三,三〇七,七六六	三,三〇七,七六六	三,三〇七,七六六	三,三〇七,七六六	三,三〇七,七六六
10	木細工、能器製造工業	四,四〇〇,四〇〇	四,四〇〇,四〇〇	四,四〇〇,四〇〇	四,四〇〇,四〇〇	四,四〇〇,四〇〇
11	家具、窓器具工業	六,六六六,六六六	六,六六六,六六六	六,六六六,六六六	六,六六六,六六六	六,六六六,六六六
12	製紙、文具、印刷、製本工業	七,七七七,七七七	七,七七七,七七七	七,七七七,七七七	七,七七七,七七七	七,七七七,七七七
13	印刷、製本工業	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
14	印刷、製本工業	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
15	其他	五,〇〇〇,〇〇〇	五,〇〇〇,〇〇〇	五,〇〇〇,〇〇〇	五,〇〇〇,〇〇〇	五,〇〇〇,〇〇〇
計	(1—15)	五七,三五五,六五五	五七,三五五,六五五	五七,三五五,六五五	五七,三五五,六五五	五七,三五五,六五五
16	光熱、動力工業	五七,三五五,六五五	五七,三五五,六五五	五七,三五五,六五五	五七,三五五,六五五	五七,三五五,六五五
計		五七,三五五,六五五	五七,三五五,六五五	五七,三五五,六五五	五七,三五五,六五五	五七,三五五,六五五

不況期以前の設備及び機械に對する投資最高額は一九二九—三〇年に一、七六〇萬磅であつた。同額は次の四年間に一、〇二〇萬磅に減少したが一九三八—三九年間に一、四、三七〇萬磅の記録的數字に上昇した。同

年に記録された一、〇〇〇萬磅の増加は部門「4」の重工業及び部門「16」の光熱、動力工業の發展に歸因する。

(二) 各州總計 次表は最近五年間の各州工場設備、機械の價額を示す。

一九三八—三九年度の主な増加はニューサウスウェールズ、ビクトリア及びタスマニアであったことは注目すべきである。

年 度	ニューサウスウェールズ	ビクトリア	クイーンズランド	南 洋 洲	西 洋 洲	タスマニア	洋 洲
一九三三—三四	五〇,四三三,五〇	三三,七〇七,〇五	一六,五八八,八七	九,二二二,四八	五,七六三,四八	六,〇六九,一〇	一三,〇二五,一〇
一九三三—三五	五二,六三三,九六	三三,九三三,六〇	一七,七三三,五五	九,三三〇,三三	六,〇六三,〇一	五,九〇七,七三	一三,三三三,一〇
一九三三—三六	五二,九七九,六四	三三,二二二,六六	一七,〇〇〇,三三	九,一〇五,七九	七,三三三,六八	四,七三〇,四六	一三,六三三,〇〇
一九三三—三七	五三,三三三,六三	三三,〇〇〇,〇〇	一七,七三三,六〇	九,四三三,七三	七,四三三,五五	四,六七六,六七	一三,九三三,〇〇
一九三三—三八	五三,六三三,九六	三三,〇〇〇,〇〇	一七,七三三,六〇	九,四三三,七三	七,四三三,五五	四,六七六,六七	一三,九三三,〇〇
一九三三—三九	五三,六三三,九六	三三,〇〇〇,〇〇	一七,七三三,六〇	九,四三三,七三	七,四三三,五五	四,六七六,六七	一三,九三三,〇〇

(三) 部門別償額 次表は産業別各州工場使用設備、機械の償額を示す。

部 門 別	ニューサウスウェールズ	ビクトリア	クイーンズランド	南 洋 洲	西 洋 洲	タスマニア	洋 洲
1 非金属礦石、石材處理工業	五五八,七七七	一,六三三,四三三	五〇〇,九六九	二五五,一六〇	一七九,四六三	一五七,六三三	七,七〇〇,九六
2 煉瓦、陶器、硝子工業	一七,七〇七,四七	六,四三三,一〇	一四八,八〇八	一七三,一三三	一四六,一〇〇	一四七,七〇	一,一四四,五六
3 化学藥品、染料、煤油、燃料、油脂工業	一,八八八,八四	二,九三三,〇五	一〇九,三三九	八六,一〇〇	八八,一一	一七,八八	六,七五三,四八
4 工業金屬、機械、器具、輸送具工業	一八,〇〇〇,六七	六,五三七,五六	二,一一一,八八	二,一四四,五九	一,〇八八,〇五	一,三三三,四六	一,〇〇〇,〇〇
5 貴金屬、寶石、鍍金工業	四,七三三	一七,三三六	一,〇〇〇	九,九六七	一,〇八八	一,一一一	一,九〇九,九
6 織物、織物製品工業	二,一〇〇,四四五	四,九三三,一〇	一,八三三,九	三,〇〇〇,五九	七,三三三,九	三,九三三,〇	六,六三三,四
7 皮革工業	四,〇〇〇,四九	三,三三三,〇九	六,七七一	一,九三三,〇	一,七三三,〇	一,五三三,〇	三,三三三,一
8 衣服工業	三,三三三,七六	一,三三三,一〇	一,五三三,〇	一,一三三,〇	一,七三三,〇	一,五三三,〇	二,三三三,一
9 飲食料品、烟草工業	六,六六六,八八	七,一三三,六三	一〇,九三三,八	一,九三三,〇	一,七三三,〇	一,五三三,〇	三,三三三,一
10 木製工業、流産製造工業	一,三三三,九八	八,六六六,七六	八,六六六,七六	三,〇八,九八	四,八八,八三	一,六六六,六	三,三三三,一
11 家具、寝具工業	三,三三三,九八	三,〇〇〇,三三	八,〇〇〇,三三	八,六六六,七六	七,三三三,九	一,八八八,八	七,七七一,七

12 製紙、文具、印刷、製本工業	四,〇〇〇,三三	二,七六六,〇五	六,六六六,六	五,七三三,九	五,四三三,八	七,五三三,七	九,八八八,三
13 印刷工業	五,三三三,〇〇	七,〇〇〇,六六	五,三三三,〇	一,八三三,〇	九,三三三,〇	六,七三三,〇	一,七三三,八
14 樂器工業	八,〇〇〇	二,三三三	三,三三三	一,八三三	一,三三三	—	一,一〇〇
15 其他	四,七三三	三,三三三	一,三三三	一,〇〇〇	一,一〇〇	〇,〇〇〇	七,六三三,七
計 (1—15)	四,七三三,五五	三,三三三,三三	一,三三三,三三	六,六六六,六六	五,三三三,三三	三,三三三,三三	九,八八八,三三
16 光熱、動力工業	一〇,〇〇〇,〇〇	八,七三三,三三	二,三三三,三三	三,三三三,三三	二,三三三,三三	三,三三三,三三	三,三三三,三三
總 計	一五,四六六,五〇	一五,四六六,五〇	一五,四六六,五〇	一五,四六六,五〇	一五,四六六,五〇	一五,四六六,五〇	一五,四六六,五〇

四 土地建物、工場設備、機械の銷却

土地建物、工場設備、機械の銷却額 (一九三八—三九) (磅)

次表は一九三八—三九各州に於ける工業の土地建物、設備、機械の銷却額を示す。

部 門 別	ニューサウスウェールズ	ビクトリア	クイーンズランド	南 洋 洲	西 洋 洲	タスマニア	洋 洲
1 非金属礦石、石材處理工業	一,二二二	一,三三三	一,三三三	一,三三三	一,三三三	一,三三三	一,三三三
2 煉瓦、陶器、硝子工業	一,一〇〇,一〇〇	一,一〇〇,一〇〇	一,一〇〇,一〇〇	一,一〇〇,一〇〇	一,一〇〇,一〇〇	一,一〇〇,一〇〇	一,一〇〇,一〇〇
3 化学藥品、染料、煤油、燃料、油脂工業	一,一〇〇,一〇〇	一,一〇〇,一〇〇	一,一〇〇,一〇〇	一,一〇〇,一〇〇	一,一〇〇,一〇〇	一,一〇〇,一〇〇	一,一〇〇,一〇〇
4 工業金屬、機械、器具、輸送具工業	一,一〇〇,一〇〇	一,一〇〇,一〇〇	一,一〇〇,一〇〇	一,一〇〇,一〇〇	一,一〇〇,一〇〇	一,一〇〇,一〇〇	一,一〇〇,一〇〇
5 貴金屬、寶石、鍍金工業	一,一〇〇,一〇〇	一,一〇〇,一〇〇	一,一〇〇,一〇〇	一,一〇〇,一〇〇	一,一〇〇,一〇〇	一,一〇〇,一〇〇	一,一〇〇,一〇〇
6 織物、織物製品工業	一,一〇〇,一〇〇	一,一〇〇,一〇〇	一,一〇〇,一〇〇	一,一〇〇,一〇〇	一,一〇〇,一〇〇	一,一〇〇,一〇〇	一,一〇〇,一〇〇
7 皮革工業	一,一〇〇,一〇〇	一,一〇〇,一〇〇	一,一〇〇,一〇〇	一,一〇〇,一〇〇	一,一〇〇,一〇〇	一,一〇〇,一〇〇	一,一〇〇,一〇〇
8 衣服工業	一,一〇〇,一〇〇	一,一〇〇,一〇〇	一,一〇〇,一〇〇	一,一〇〇,一〇〇	一,一〇〇,一〇〇	一,一〇〇,一〇〇	一,一〇〇,一〇〇
9 飲食料品、烟草工業	一,一〇〇,一〇〇	一,一〇〇,一〇〇	一,一〇〇,一〇〇	一,一〇〇,一〇〇	一,一〇〇,一〇〇	一,一〇〇,一〇〇	一,一〇〇,一〇〇
10 木製工業、流産製造工業	一,一〇〇,一〇〇	一,一〇〇,一〇〇	一,一〇〇,一〇〇	一,一〇〇,一〇〇	一,一〇〇,一〇〇	一,一〇〇,一〇〇	一,一〇〇,一〇〇
11 家具、寝具工業	一,一〇〇,一〇〇	一,一〇〇,一〇〇	一,一〇〇,一〇〇	一,一〇〇,一〇〇	一,一〇〇,一〇〇	一,一〇〇,一〇〇	一,一〇〇,一〇〇





土地、建物、機械、設備、機械、賃料	賃料	燃料	原料	製造	純製産額(磅)
三二,七六六	三,五七五	三,五七五	三,五七五	三,五七五	三,五七五
三,五七五	三,五七五	三,五七五	三,五七五	三,五七五	三,五七五
三,五七五	三,五七五	三,五七五	三,五七五	三,五七五	三,五七五
三,五七五	三,五七五	三,五七五	三,五七五	三,五七五	三,五七五
三,五七五	三,五七五	三,五七五	三,五七五	三,五七五	三,五七五
三,五七五	三,五七五	三,五七五	三,五七五	三,五七五	三,五七五
三,五七五	三,五七五	三,五七五	三,五七五	三,五七五	三,五七五
三,五七五	三,五七五	三,五七五	三,五七五	三,五七五	三,五七五
三,五七五	三,五七五	三,五七五	三,五七五	三,五七五	三,五七五
三,五七五	三,五七五	三,五七五	三,五七五	三,五七五	三,五七五

(a) 不明 (b) 西澤洲、オスマニヤを含む。

(二) 濠洲 石鹼、蠟燭工業の一九三三—三五年乃至一九三八—三九年の五年間の細目を次表に示す。

石鹼、蠟燭 (濠洲)

工場数	従業者数	土地建物賃額(磅)	設備、機械賃額(磅)	賃料(磅)	燃料(磅)	原料(磅)	製造産額(磅)
一、九三三—三五年	一、九三三—三五年	一、九三三—三五年	一、九三三—三五年	一、九三三—三五年	一、九三三—三五年	一、九三三—三五年	一、九三三—三五年
一、九三六—三七年	一、九三六—三七年	一、九三六—三七年	一、九三六—三七年	一、九三六—三七年	一、九三六—三七年	一、九三六—三七年	一、九三六—三七年
一、九三七—三八年	一、九三七—三八年	一、九三七—三八年	一、九三七—三八年	一、九三七—三八年	一、九三七—三八年	一、九三七—三八年	一、九三七—三八年
一、九三八—三九年	一、九三八—三九年	一、九三八—三九年	一、九三八—三九年	一、九三八—三九年	一、九三八—三九年	一、九三八—三九年	一、九三八—三九年

を示す。

石鹼、蠟燭原料及び製産額 (濠洲)

種別	一九三三—三五年	一九三六—三七年	一九三七—三八年	一九三八—三九年
製産額(原料cwt)	五二,一九六	四二,四三三	五八,六四三	五二,一九六
アルカリ(原料cwt)	二六,四二二	二八,八二六	三三,七〇六	二六,四二二
燭子油(精油及粗油)(原料cwt)	二五,五五九	一三,五五九	二四,八三六	二五,五五九
石鹼(製品)(cwt)	六三,三三三	六三,三三三	六三,三三三	六三,三三三
蠟燭(製品)(cwt)	六三,三三三	六三,三三三	六三,三三三	六三,三三三

一九三八—三九年の石鹼製産額の内訳次の如し。  
家事用 七三〇、一八九cwt、化粧用 一二七、四九三cwt、粉 八九、三一六cwt、加里 一八、〇五九cwt、其他 二二、〇三〇cwt

四 化学肥料

(三) 原料及び製産品 下表は一九三三—三五年乃至一九三八—三九年に於ける最近五年間の石鹼、蠟燭工場に於ける使用原料及び製産品の數量

(一) 州 別 次頁表は一九三八—三九年の各州化学肥料製造工場の詳細である。肥料の消費高及び輸出入額に就ては第十四章「農業」参照。

化学肥料 (一九三八—三九年)

工場数	従業者数	土地、建物賃額(磅)	設備、機械賃額(磅)	賃料(磅)	燃料(磅)	原料(磅)	製造産額(磅)
一九三三—三五年	一九三三—三五年	一九三三—三五年	一九三三—三五年	一九三三—三五年	一九三三—三五年	一九三三—三五年	一九三三—三五年
一九三六—三七年	一九三六—三七年	一九三六—三七年	一九三六—三七年	一九三六—三七年	一九三六—三七年	一九三六—三七年	一九三六—三七年
一九三七—三八年	一九三七—三八年	一九三七—三八年	一九三七—三八年	一九三七—三八年	一九三七—三八年	一九三七—三八年	一九三七—三八年
一九三八—三九年	一九三八—三九年	一九三八—三九年	一九三八—三九年	一九三八—三九年	一九三八—三九年	一九三八—三九年	一九三八—三九年

(二) 濠洲 一九三三—三五年乃至一九三八—三九年間の濠洲に於ける本産業の發達は次の如し。

化学肥料 (濠洲)

工場数	従業者数	土地建物賃額(磅)	設備機械賃額(磅)	賃料(磅)	燃料(磅)	原料(磅)	製造産額(磅)
一九三三—三五年	一九三三—三五年	一九三三—三五年	一九三三—三五年	一九三三—三五年	一九三三—三五年	一九三三—三五年	一九三三—三五年
一九三六—三七年	一九三六—三七年	一九三六—三七年	一九三六—三七年	一九三六—三七年	一九三六—三七年	一九三六—三七年	一九三六—三七年
一九三七—三八年	一九三七—三八年	一九三七—三八年	一九三七—三八年	一九三七—三八年	一九三七—三八年	一九三七—三八年	一九三七—三八年
一九三八—三九年	一九三八—三九年	一九三八—三九年	一九三八—三九年	一九三八—三九年	一九三八—三九年	一九三八—三九年	一九三八—三九年

五 農具

(一) 概 説 農具の製作が特に關心を持たれる所以は、濠洲の農業が發展途上にある爲と、所謂「新規保護」を加へんとした最初の事業の一つであつたといふ事實による。製品には耕作、播種、植付及び收穫用の多種類の農具がある。其他の農業機械は石油發動機、風車、切草器械及び酪農業使用機械である。

(二) 州 別 次頁表は一九三八—三九年各州農具工場に關するものである。

農具 (一九三三—一九三九)

農具	ニュージーランド	ピクトリア	クインズランド	南 洋 洲	西 洋 洲	タスマニア	澳 洲
工 場 数	7	7	9	7	9	1	1
従 業 者 数	3,999	3,999	3,999	3,999	3,999	3,999	3,999
土地、建物 價(磅)	1,050,000	1,050,000	1,050,000	1,050,000	1,050,000	1,050,000	1,050,000
設備、機械 價(磅)	1,010,000	1,010,000	1,010,000	1,010,000	1,010,000	1,010,000	1,010,000
賃 料 費(磅)	2,261,950	2,261,950	2,261,950	2,261,950	2,261,950	2,261,950	2,261,950
燃料 費(磅)	1,810,000	1,810,000	1,810,000	1,810,000	1,810,000	1,810,000	1,810,000
原料 費(磅)	3,300,000	3,300,000	3,300,000	3,300,000	3,300,000	3,300,000	3,300,000
總 産 額(磅)	5,531,950	5,531,950	5,531,950	5,531,950	5,531,950	5,531,950	5,531,950
純 産 額(磅)	2,961,950	2,961,950	2,961,950	2,961,950	2,961,950	2,961,950	2,961,950

(三) 濠 洲 農産物價格の世界的下落の結果一九二九—三〇年乃至一九三四—三五年間に農具工場従業者数及び生産高は減少したが、其後價格の改善と共に著しく發展した。然し世界的價格の下落は一九三三—三九年本工業の統計数字に再び反映した。最近五年間の詳細は次の如し。

農具 (濠洲)

農具	一九三四—三五	一九三五—三六	一九三六—三七	一九三七—三八	一九三八—三九
工 場 数	1,350	1,350	1,350	1,350	1,350
従 業 者 数	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000
土地、建物 價(磅)	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
設備、機械 價(磅)	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
賃 料 費(磅)	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000
燃料 費(磅)	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000
原料 費(磅)	2,500,000	2,500,000	2,500,000	2,500,000	2,500,000
總 産 額(磅)	8,500,000	8,500,000	8,500,000	8,500,000	8,500,000
純 産 額(磅)	4,500,000	4,500,000	4,500,000	4,500,000	4,500,000

六 機械製造

以前は州により分類法が異つた爲、機械製造工業の個別的細目を示すことが出来なかつたが、一九二六—二七年以後大體の一致を見た。工業金屬部門の工場を分類するには今尙多少困難である。その原因は或る工場が二種又は三種の異なる種類の製産業に従事する爲で、かかる場合

機械製造 (a) (一九三三—三九)

機 械 製 産	ニュージーランド	ピクトリア	クインズランド	南 洋 洲	西 洋 洲	タスマニア	澳 洲
工 場 数	10	10	13	7	17	19	10
従 業 者 数	10,100	10,100	10,100	10,100	10,100	10,100	10,100
土地、建物 價(磅)	1,250,000	1,250,000	1,250,000	1,250,000	1,250,000	1,250,000	1,250,000
設備、機械 價(磅)	1,150,000	1,150,000	1,150,000	1,150,000	1,150,000	1,150,000	1,150,000
賃 料 費(磅)	2,261,950	2,261,950	2,261,950	2,261,950	2,261,950	2,261,950	2,261,950
燃料 費(磅)	1,010,000	1,010,000	1,010,000	1,010,000	1,010,000	1,010,000	1,010,000
原料 費(磅)	2,261,950	2,261,950	2,261,950	2,261,950	2,261,950	2,261,950	2,261,950
總 産 額(磅)	6,885,900	6,885,900	6,885,900	6,885,900	6,885,900	6,885,900	6,885,900
純 産 額(磅)	3,625,900	3,625,900	3,625,900	3,625,900	3,625,900	3,625,900	3,625,900

機械製造 (b)

には工場主は各製品別に統計を作製しなければならぬが、これは必ずしも容易ではなく、従つてかかる工場はその主要製産品に基いて分類する以外に方法がない。この困難は機械製造工場の場合最も甚だしいが、次に示す数字は船舶機関及び電気機械を除く機械製産額の相当信頼し得る数字と見てよいであらう。

(a) 船舶機関及び電気機械を除く (b) 以前は分類上鐵、鋼の鍛造、轉爐、精鍊、精製、壓延に入れられてゐた工場を含む。

七 鐵、鋼の鍛造、轉爐、精鍊、壓延

前掲の分類を擴張することにより本産業部門の詳細を個別的に表はすことができる。此部門には鐵工所、鑄造所、鐵製金屬、鐵鋼、鋼鐵鑄物、鐵製臺、窓枠の分銅、鋼鐵製窓枠及び樞、ボルト、ナット、發條、蹄鐵、螺子、昇降機、工具、煉瓦工具、酸素銲接器具の製造も含まれる。其詳細は次の如し。

鐵、鋼の鑄造、轉爐、精鍊、壓延 (一九三八—三九)

工場	要	一九三三		一九三四		一九三五		一九三六		一九三七		一九三八		一九三九	
		工	場	工	場	工	場	工	場	工	場	工	場	工	場
工	工場	140	141	141	141	141	141	141	141	141	141	141	141	141	141
從業者	數	11,333	11,333	11,333	11,333	11,333	11,333	11,333	11,333	11,333	11,333	11,333	11,333	11,333	11,333
土地、建物	價額(磅)	2,777,777	2,777,777	2,777,777	2,777,777	2,777,777	2,777,777	2,777,777	2,777,777	2,777,777	2,777,777	2,777,777	2,777,777	2,777,777	2,777,777
設備、機械	價額(磅)	7,777,777	7,777,777	7,777,777	7,777,777	7,777,777	7,777,777	7,777,777	7,777,777	7,777,777	7,777,777	7,777,777	7,777,777	7,777,777	7,777,777
貨料	費(磅)	3,333,333	3,333,333	3,333,333	3,333,333	3,333,333	3,333,333	3,333,333	3,333,333	3,333,333	3,333,333	3,333,333	3,333,333	3,333,333	3,333,333
燃料	費(磅)	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111
材料	費(磅)	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111
總製産	額(磅)	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111
純製産	額(磅)	8,888,888	8,888,888	8,888,888	8,888,888	8,888,888	8,888,888	8,888,888	8,888,888	8,888,888	8,888,888	8,888,888	8,888,888	8,888,888	8,888,888

(a) 前項「機械製造」に含む (b) 詳細不明 (c) 南澤洲、西澤洲を含む。

八 非鐵金屬及び合金の抽出、精鍊

非鐵金屬、合金の抽出、精鍊 (一九三八—三九)

次表は鐵、鋼以外の金屬の抽出及び碎鍊精鍊の詳細である。鑛山關係工場を含みます。

工場	要	一九三三		一九三四		一九三五		一九三六		一九三七		一九三八		一九三九	
		工	場	工	場	工	場	工	場	工	場	工	場	工	場
工	工場	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
從業者	數	1,041	1,041	1,041	1,041	1,041	1,041	1,041	1,041	1,041	1,041	1,041	1,041	1,041	1,041
土地、建物	價額(磅)	3,333,333	3,333,333	3,333,333	3,333,333	3,333,333	3,333,333	3,333,333	3,333,333	3,333,333	3,333,333	3,333,333	3,333,333	3,333,333	3,333,333
設備、機械	價額(磅)	6,666,666	6,666,666	6,666,666	6,666,666	6,666,666	6,666,666	6,666,666	6,666,666	6,666,666	6,666,666	6,666,666	6,666,666	6,666,666	6,666,666
貨料	費(磅)	3,333,333	3,333,333	3,333,333	3,333,333	3,333,333	3,333,333	3,333,333	3,333,333	3,333,333	3,333,333	3,333,333	3,333,333	3,333,333	3,333,333
燃料	費(磅)	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111
材料	費(磅)	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111
總製産	額(磅)	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111
純製産	額(磅)	9,999,999	9,999,999	9,999,999	9,999,999	9,999,999	9,999,999	9,999,999	9,999,999	9,999,999	9,999,999	9,999,999	9,999,999	9,999,999	9,999,999

總製産	額(磅)	一九三三	一九三四	一九三五	一九三六	一九三七	一九三八	一九三九
總製産	額(磅)	11,333,000	11,333,000	11,333,000	11,333,000	11,333,000	11,333,000	11,333,000
純製産	額(磅)	1,136,577	1,136,577	1,136,577	1,136,577	1,136,577	1,136,577	1,136,577

九 鐵道、市街軌道

(a) 西澤洲の大部分の工場は鑛山で作業してある爲こゝには含まず (b) 詳細不明 (c) 南澤洲、西澤洲を含む。

である。次表はこの施設に関する詳細であり、他に車輛製作修理の自治體經營工場を含む。併し一九三八—三九年度個人經營の九工場を除く。

工場	要	一九三三		一九三四		一九三五		一九三六		一九三七		一九三八		一九三九	
		工	場	工	場	工	場	工	場	工	場	工	場	工	場
工	工場	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
從業者	數	11,333	11,333	11,333	11,333	11,333	11,333	11,333	11,333	11,333	11,333	11,333	11,333	11,333	11,333
土地、建物	價額(磅)	1,136,577	1,136,577	1,136,577	1,136,577	1,136,577	1,136,577	1,136,577	1,136,577	1,136,577	1,136,577	1,136,577	1,136,577	1,136,577	1,136,577
設備、機械	價額(磅)	2,273,154	2,273,154	2,273,154	2,273,154	2,273,154	2,273,154	2,273,154	2,273,154	2,273,154	2,273,154	2,273,154	2,273,154	2,273,154	2,273,154
貨料	費(磅)	1,136,577	1,136,577	1,136,577	1,136,577	1,136,577	1,136,577	1,136,577	1,136,577	1,136,577	1,136,577	1,136,577	1,136,577	1,136,577	1,136,577
燃料	費(磅)	568,288	568,288	568,288	568,288	568,288	568,288	568,288	568,288	568,288	568,288	568,288	568,288	568,288	
材料	費(磅)	568,288	568,288	568,288	568,288	568,288	568,288	568,288	568,288	568,288	568,288	568,288	568,288	568,288	
總製産	額(磅)	1,136,577	1,136,577	1,136,577	1,136,577	1,136,577	1,136,577	1,136,577	1,136,577	1,136,577	1,136,577	1,136,577	1,136,577	1,136,577	1,136,577
純製産	額(磅)	8,237,423	8,237,423	8,237,423	8,237,423	8,237,423	8,237,423	8,237,423	8,237,423	8,237,423	8,237,423	8,237,423	8,237,423	8,237,423	8,237,423

(a) 州有及び自治體經營のみ。

北部領の一鐵道工場は主に車輛其他の修理に従事し、新製品は製造せず、従つて其詳細は本章の表に記載しない。

次表に示す。

工場	要	一九三三—三五	一九三五—三六	一九三六—三七	一九三七—三八	一九三八—三九
工	工場	111	111	111	111	111

業種	品名	数量	金額(円)
従業者	賃金	3,476,767	3,476,767
	土地賃	6,444,444	6,444,444
設備	機械	5,011,277	5,011,277
	建物	5,166,000	5,166,000
燃料	石炭	5,166,000	5,166,000
	電力	3,333,333	3,333,333
材料	鉄材	4,000,000	4,000,000
	木材	1,000,000	1,000,000
雑費	その他	6,777,777	6,777,777
純生産	合計	37,777,777	37,777,777

(a) 州有及び自治体経営のみ。

鐵道及び市街軌道組織が發達した結果、それに應じて車輛等の製作修理工場は活況を呈するに至つた。近來不況の爲本工業は修理作業に局限されてゐたがこの三年間に相當の發展を示した。

自動車、自動自轉車組立修理 (一九三八—一九三九)

業種	品名	数量	金額(円)
従業者	賃金	1,111,111	1,111,111
	土地賃	1,000,000	1,000,000
設備	機械	1,000,000	1,000,000
	建物	1,000,000	1,000,000
燃料	石炭	1,000,000	1,000,000
	電力	1,000,000	1,000,000
材料	鉄材	1,000,000	1,000,000
	木材	1,000,000	1,000,000
雑費	その他	1,000,000	1,000,000
純生産	合計	11,111,111	11,111,111

自動車部品製造工業は「4」部門「工業金屬機械器具輸送具工業」の項に含まれる。次表には一九三八—一九三九年に於ける組立修理に關する統計を示す。

一〇 自動車及び自動自轉車

一九三八—一九三九年に於ける自動車車體製造に關する詳細は次の如し。

自動車車體製造 (一九三八—一九三九)

業種	品名	数量	金額(円)
従業者	賃金	1,000,000	1,000,000
	土地賃	1,000,000	1,000,000
設備	機械	1,000,000	1,000,000
	建物	1,000,000	1,000,000
燃料	石炭	1,000,000	1,000,000
	電力	1,000,000	1,000,000
材料	鉄材	1,000,000	1,000,000
	木材	1,000,000	1,000,000
雑費	その他	1,000,000	1,000,000
純生産	合計	11,111,111	11,111,111

(a) 馬車車體を含む。

濠洲に於ける自動車車體の製産及び輸入を次表に示す。

自動車車體製産及び輸入

年次	製産(数量)	輸入(数量)
一九二六—二七	8,888	10,111
一九二八—二九	10,111	11,222
一九三一—三二	11,222	12,333
一九三六—三七	12,333	13,444
一九三七—三八	13,444	14,555
一九三八—三九	14,555	15,666

(a) 組立車體を含む。

一一 電気機器、電線

(1) 州別 次頁表は一九三八—一九三九年州別詳細である。

電氣機器、電機 (一九三八—一九三九)

工 場 数	從 業 者 数	土 地 建 物 價 額 (磅)	設 備 機 械 價 額 (磅)	資 料 費 (磅)	材 料 費 (磅)	純 製 産 額 (磅)	要						
							ニュージーランド	ビクトリア	タインスランド	南 洋 洲	西 洋 洲	タスマニア	澳 洲
一四八	六,四三九	五五,四四〇	五五,九六五	一,二五三,一五〇	六四,七一九	二,三三三,六三三	一四八	一,一八六	一,一八六	三三	二八	四	一〇,六六六
一四八	六,四三九	五五,四四〇	五五,九六五	一,二五三,一五〇	六四,七一九	二,三三三,六三三	一四八	一,一八六	一,一八六	三三	二八	四	一〇,六六六
一四八	六,四三九	五五,四四〇	五五,九六五	一,二五三,一五〇	六四,七一九	二,三三三,六三三	一四八	一,一八六	一,一八六	三三	二八	四	一〇,六六六
一四八	六,四三九	五五,四四〇	五五,九六五	一,二五三,一五〇	六四,七一九	二,三三三,六三三	一四八	一,一八六	一,一八六	三三	二八	四	一〇,六六六
一四八	六,四三九	五五,四四〇	五五,九六五	一,二五三,一五〇	六四,七一九	二,三三三,六三三	一四八	一,一八六	一,一八六	三三	二八	四	一〇,六六六
一四八	六,四三九	五五,四四〇	五五,九六五	一,二五三,一五〇	六四,七一九	二,三三三,六三三	一四八	一,一八六	一,一八六	三三	二八	四	一〇,六六六
一四八	六,四三九	五五,四四〇	五五,九六五	一,二五三,一五〇	六四,七一九	二,三三三,六三三	一四八	一,一八六	一,一八六	三三	二八	四	一〇,六六六
一四八	六,四三九	五五,四四〇	五五,九六五	一,二五三,一五〇	六四,七一九	二,三三三,六三三	一四八	一,一八六	一,一八六	三三	二八	四	一〇,六六六
一四八	六,四三九	五五,四四〇	五五,九六五	一,二五三,一五〇	六四,七一九	二,三三三,六三三	一四八	一,一八六	一,一八六	三三	二八	四	一〇,六六六

(二) 濠洲 一九三四—一九三五年乃至一九三八—一九三九年の最近五年間の電力増産の結果(後述「貯」参照)、當然それに應じて電氣設備に對する需要が増加した。不況期に輸入が著しく減少した爲、國內産業が尨大な新

電氣機器、電機

規需要を充さねばならなくなつた。その結果、電氣器具の製造は顯著な發展を遂げた。

工 場 数	從 業 者 数	土 地 建 物 價 額 (磅)	設 備 機 械 價 額 (磅)	資 料 費 (磅)	材 料 費 (磅)	純 製 産 額 (磅)	要					
							一九三四—三五	一九三五—三六	一九三六—三七	一九三七—三八	一九三八—三九	
七〇六	一,一六六,四七三	一,一六六,四七三	一,一六六,四七三	一,一六六,四七三	一,一六六,四七三	一,一六六,四七三	一九三四—三五	一九三五—三六	一九三六—三七	一九三七—三八	一九三八—三九	
七〇六	一,一六六,四七三	一,一六六,四七三	一,一六六,四七三	一,一六六,四七三	一,一六六,四七三	一,一六六,四七三	一九三四—三五	一九三五—三六	一九三六—三七	一九三七—三八	一九三八—三九	
七〇六	一,一六六,四七三	一,一六六,四七三	一,一六六,四七三	一,一六六,四七三	一,一六六,四七三	一,一六六,四七三	一九三四—三五	一九三五—三六	一九三六—三七	一九三七—三八	一九三八—三九	
七〇六	一,一六六,四七三	一,一六六,四七三	一,一六六,四七三	一,一六六,四七三	一,一六六,四七三	一,一六六,四七三	一九三四—三五	一九三五—三六	一九三六—三七	一九三七—三八	一九三八—三九	
七〇六	一,一六六,四七三	一,一六六,四七三	一,一六六,四七三	一,一六六,四七三	一,一六六,四七三	一,一六六,四七三	一九三四—三五	一九三五—三六	一九三六—三七	一九三七—三八	一九三八—三九	
七〇六	一,一六六,四七三	一,一六六,四七三	一,一六六,四七三	一,一六六,四七三	一,一六六,四七三	一,一六六,四七三	一九三四—三五	一九三五—三六	一九三六—三七	一九三七—三八	一九三八—三九	
七〇六	一,一六六,四七三	一,一六六,四七三	一,一六六,四七三	一,一六六,四七三	一,一六六,四七三	一,一六六,四七三	一九三四—三五	一九三五—三六	一九三六—三七	一九三七—三八	一九三八—三九	
七〇六	一,一六六,四七三	一,一六六,四七三	一,一六六,四七三	一,一六六,四七三	一,一六六,四七三	一,一六六,四七三	一九三四—三五	一九三五—三六	一九三六—三七	一九三七—三八	一九三八—三九	
七〇六	一,一六六,四七三	一,一六六,四七三	一,一六六,四七三	一,一六六,四七三	一,一六六,四七三	一,一六六,四七三	一九三四—三五	一九三五—三六	一九三六—三七	一九三七—三八	一九三八—三九	

純 製 産 額 (磅)	一九三四—三五	一九三五—三六	一九三六—三七	一九三七—三八	一九三八—三九
純 製 産 額 (磅)	二,三三三,六三三	三,〇〇五,七六六	三,〇〇五,七六六	三,〇〇五,七六六	三,〇〇五,七六六
純 製 産 額 (磅)	二,三三三,六三三	三,〇〇五,七六六	三,〇〇五,七六六	三,〇〇五,七六六	三,〇〇五,七六六
純 製 産 額 (磅)	二,三三三,六三三	三,〇〇五,七六六	三,〇〇五,七六六	三,〇〇五,七六六	三,〇〇五,七六六
純 製 産 額 (磅)	二,三三三,六三三	三,〇〇五,七六六	三,〇〇五,七六六	三,〇〇五,七六六	三,〇〇五,七六六
純 製 産 額 (磅)	二,三三三,六三三	三,〇〇五,七六六	三,〇〇五,七六六	三,〇〇五,七六六	三,〇〇五,七六六
純 製 産 額 (磅)	二,三三三,六三三	三,〇〇五,七六六	三,〇〇五,七六六	三,〇〇五,七六六	三,〇〇五,七六六
純 製 産 額 (磅)	二,三三三,六三三	三,〇〇五,七六六	三,〇〇五,七六六	三,〇〇五,七六六	三,〇〇五,七六六
純 製 産 額 (磅)	二,三三三,六三三	三,〇〇五,七六六	三,〇〇五,七六六	三,〇〇五,七六六	三,〇〇五,七六六
純 製 産 額 (磅)	二,三三三,六三三	三,〇〇五,七六六	三,〇〇五,七六六	三,〇〇五,七六六	三,〇〇五,七六六
純 製 産 額 (磅)	二,三三三,六三三	三,〇〇五,七六六	三,〇〇五,七六六	三,〇〇五,七六六	三,〇〇五,七六六

一二 ラジオ器具

一九二三年に初めてラジオ放送が行はれて以來、ラジオ工業が濠洲に興るに至つた。其初期の詳細な統計は他の電氣機器と一緒にされてゐたので不明であるが、一九三〇—三一年に新工場分類法が採用されて「ラジオ器

ラジオ器具

具」は獨立した一部門となつた。本業は殆どニュージーランド及びビクトリアに限られてゐる。ラジオ聴取者数は一九三〇—三一年の三三三、一二八名より一九三八—三九年の一、二二九、七八六名に増加し、この増加は同期間に於ける本工業の發展を反映してゐる。獨立した統計分類法が採用されて以來、本工業の發展は一九三八—三九年に初めて停頓した。

工 場 数	從 業 者 数	土 地 建 物 價 額 (磅)	設 備 機 械 價 額 (磅)	資 料 費 (磅)	材 料 費 (磅)	純 製 産 額 (磅)	要					
							一九三四—三五	一九三五—三六	一九三六—三七	一九三七—三八	一九三八—三九	
一	一	一	一	一	一	一	一九三四—三五	一九三五—三六	一九三六—三七	一九三七—三八	一九三八—三九	
一	一	一	一	一	一	一	一九三四—三五	一九三五—三六	一九三六—三七	一九三七—三八	一九三八—三九	
一	一	一	一	一	一	一	一九三四—三五	一九三五—三六	一九三六—三七	一九三七—三八	一九三八—三九	
一	一	一	一	一	一	一	一九三四—三五	一九三五—三六	一九三六—三七	一九三七—三八	一九三八—三九	
一	一	一	一	一	一	一	一九三四—三五	一九三五—三六	一九三六—三七	一九三七—三八	一九三八—三九	
一	一	一	一	一	一	一	一九三四—三五	一九三五—三六	一九三六—三七	一九三七—三八	一九三八—三九	
一	一	一	一	一	一	一	一九三四—三五	一九三五—三六	一九三六—三七	一九三七—三八	一九三八—三九	
一	一	一	一	一	一	一	一九三四—三五	一九三五—三六	一九三六—三七	一九三七—三八	一九三八—三九	
一	一	一	一	一	一	一	一九三四—三五	一九三五—三六	一九三六—三七	一九三七—三八	一九三八—三九	

一九三八—三九年の家庭用受信機組立数は一六三、八二一個であつた。

一三 毛織物

(一) 州別 毛織物産業は濠洲史の初期に確立され、政府の統制下

に行はれた。ニュージーランドに於ける最初の記録は一八〇一年に廻り、當時數枚の毛布が囚人の手によつて作られたのである。ビクトリアに於ける製産は一八七七年より始まる。次頁表は一九三八—三九年州別の詳細である。

毛織物 (羊毛洗淨を含む) (一九三八—一九三九)

種	要	ニュージーランド	ビクトリア	タインスランド	南濠洲 (b)	西濠洲	タスマニア	濠洲
工場業者数	六七三	一	八	一	一〇	一	一	一
土地建物価額(千磅)	六七三	一	八	一	一〇	一	一	一
設備機械価額(千磅)	一〇,一〇〇	(c)	(c)	(c)	(c)	(c)	(c)	(d)
賃料(千磅)	九,一〇〇	(c)	(c)	(c)	(c)	(c)	(c)	(d)
燃料費(千磅)	二,一〇〇	(c)	(c)	(c)	(c)	(c)	(c)	(d)
材料費(千磅)	二,一〇〇	(c)	(c)	(c)	(c)	(c)	(c)	(d)
製造費(千磅)	二,一〇〇	(c)	(c)	(c)	(c)	(c)	(c)	(d)
純生産額(千磅)	一,六七三	(c)	(c)	(c)	(c)	(c)	(c)	(d)

(a) 羊毛洗淨を含む (b) 毛皮工業を含む (c) 詳細不明 (d) タインスランド、西濠洲を含む。

(二) 濠洲 最近五年間に於ける濠洲毛織物工業の狀態は次の如し。

毛織物 (羊毛洗淨を含む) (濠洲)

種	要	一九三四—三五	一九三五—三六	一九三六—三七	一九三七—三八	一九三八—三九
工場業者数	一〇	一六	一六	一六	一六	一六
土地建物価額(千磅)	二,一〇〇	二,一〇〇	二,一〇〇	二,一〇〇	二,一〇〇	二,一〇〇
設備機械価額(千磅)	二,一〇〇	二,一〇〇	二,一〇〇	二,一〇〇	二,一〇〇	二,一〇〇
賃料(千磅)	二,一〇〇	二,一〇〇	二,一〇〇	二,一〇〇	二,一〇〇	二,一〇〇
燃料費(千磅)	二,一〇〇	二,一〇〇	二,一〇〇	二,一〇〇	二,一〇〇	二,一〇〇
材料費(千磅)	二,一〇〇	二,一〇〇	二,一〇〇	二,一〇〇	二,一〇〇	二,一〇〇
製造費(千磅)	二,一〇〇	二,一〇〇	二,一〇〇	二,一〇〇	二,一〇〇	二,一〇〇
純生産額(千磅)	一,一〇〇	一,一〇〇	一,一〇〇	一,一〇〇	一,一〇〇	一,一〇〇

(a) ニュージーランドの羊毛洗淨を含む、南濠洲の毛皮工業を含む。

(三) 數量價額 製産品は主に粗毛織物、フランネル、毛氈、毛布、毛糸で、いづれも純良で持ちがよいので好評を博してゐる。州別の詳細は不明である。一九三八—三九年の濠洲製産粗毛織及び羅紗の全長は實に二六、三七九、七八六平方碼であつた。ニュージーランドでは一、七八五、一四一平方碼、ビクトリアでは一、二二五、九二四平方碼の粗毛織及び羅紗が製産された。フランネル製産高は四、五一四、七三八平方碼に上り、毛布、肩掛、毛氈製産高は一、二七七、六四二枚に達した。

一四 綿 業

(一) 概 説 棉花栽培は一八六〇年以來の事だが、決して大規模ではなかつた。一九三八年までの十年間の實棉生産高は一九三二年の六〇〇萬封度と、一九三四年の二、七〇〇萬封度との間を上下し、年平均額は一、五六〇萬封度であつた。國內綿絲布製造業の發展及び今次大戦に依る其後の擴大に鑑み、棉花栽培地擴張計畫が實施され、その結果、一九四一年の生産高は一九四〇年に倍加すると期待されてゐる。棉花栽培はタインスラ

メリヤス其他編物製品 (一九三八—一九三九)

種	要	ニュージーランド	ビクトリア	タインスランド	南濠洲	西濠洲	タスマニア	濠洲
工場業者数	五、三六	三三	一	七	七	五	五	一八、二五
土地建物価額(千磅)	五、三六	三三	一	七	七	五	五	一八、二五
設備機械価額(千磅)	三、三六	三三	一	七	七	五	五	一八、二五
賃料(千磅)	三、三六	三三	一	七	七	五	五	一八、二五
燃料費(千磅)	三、三六	三三	一	七	七	五	五	一八、二五
材料費(千磅)	三、三六	三三	一	七	七	五	五	一八、二五
製造費(千磅)	三、三六	三三	一	七	七	五	五	一八、二五
純生産額(千磅)	三、三六	三三	一	七	七	五	五	一八、二五

ンドに限られ第十四章「農業」に詳述されてゐる。  
 (一) 繰 綿 繰綿及び市場賣買はタインスランド棉花局が管理し、同局は繰綿工場を經營し、副産物を處理する。棉花の生産高は國內工場の需要に應ずるには不充分であるため、國外、主として印度及び米國からの輸入品で補充してゐる。  
 (二) 紡 織 紡織部門の最近の擴張は棉花工業の發展に於ける重要な事實である。既設工場の他に新工場が建設されつゝある。之等の工場が全能力を發揮する時、濠洲は廣範圍の綿製品、即ち綿及び亞麻製のズック、キャンザス、粗綿布、綾木綿等、タイヤコード及びタイヤコード被覆等の綿製品を製造する事にならう。一九三八—三九年间濠洲棉花處理工場数は三五、從業者数は三、六五〇、製産額は二、五二八、一九八磅である。

一五 メリヤス其他編物製品

(一) 州 別 毛織物工場の他に、一九三八—三九年濠洲に操業中のメリヤス其他編物工場数は三一三である。その從業者数は一八、一五九名で、中一二、七五二名は女子である。次表は州別統計を示す。

種別	費(磅)	費(磅)	費(磅)	費(磅)	費(磅)	費(磅)
工業用	1,423,700	2,794,655	(a)	(a)	5,800	1,311,150
土木建築用	2,299,700	5,404,407	(a)	(a)	3,218	1,477,500
機械用	1,100,550	2,505,020	(a)	(a)	7,190	2,788,000
燃料					14,530	3,690,000
材料						
總計						

(a) 詳細不明 (b) タインスランド、南洲を含む。

(三) 濠洲 一九三四—三五年乃至一九三八—三九年の五年間比較統計は次の如し。

メリヤス其他編物製品 (濠洲)

種別	費(磅)	費(磅)	費(磅)	費(磅)	費(磅)	費(磅)
工業用	1,423,700	2,794,655	1,935-36	1,936-37	1,937-38	1,938-39
土木建築用	2,299,700	5,404,407	1,934-35	1,935-36	1,936-37	1,937-38
機械用	1,100,550	2,505,020	1,934-35	1,935-36	1,936-37	1,937-38
燃料						
材料						
總計						

(三) 原料及び製産額 一九三八—三九年度にメリヤス、其他編物工場で使用された主要原料は次の如し—毛絲—五、五七八、一八八封度、綿—五、一一一、二二八封度、絹絲—一、四三三、一八四封度、人造絹絲—五、二八〇、五七三封度。製産額は次の如し—衣服—三三、八〇四、九二〇着、三、八八八、二六九磅、長靴下—二、一三六、一七八打、二、六七六、一一二二磅、短靴下—一、七六二、九九二打、一、一三九、三二四

一六 靛皮

(一) 州別「7」部門中、最も重要な工業は靛皮業である。以前には濠洲の靛皮製品は下級品のみであったが、現在では製産出來る種類は殆どなく、輸出品は數等級に互るに至つた。

靛皮製品 (一九三八—三九)

種別	要	要	要	要	要	要
工業用	1,423,700	2,794,655	1,935-36	1,936-37	1,937-38	1,938-39
土木建築用	2,299,700	5,404,407	1,934-35	1,935-36	1,936-37	1,937-38
機械用	1,100,550	2,505,020	1,934-35	1,935-36	1,936-37	1,937-38
燃料						
材料						
總計						

(a) 詳細不明 (b) 西洲、オスマニヤを含む。

(二) 濠洲 一九三四—三五年乃至一九三八—三九年、五年間の靛皮工業の發展状態は次の如し。

種別	要	要	要	要	要	要
工業用	1,423,700	2,794,655	1,935-36	1,936-37	1,937-38	1,938-39
土木建築用	2,299,700	5,404,407	1,934-35	1,935-36	1,936-37	1,937-38
機械用	1,100,550	2,505,020	1,934-35	1,935-36	1,936-37	1,937-38
燃料						
材料						
總計						



(三) 原料及び製産高 原料数量及び皮革製産高は次の如し。 皮革工場使用原料及び製産高 (一九三八—一九三九)

種	要	ニュージーランド	ビクトリア	タインスランド	南 洋 洲	西 洋 洲	タスマニア	澳 洲
大 馬 皮 (枚)	五三、五二	八六、九七	一六、一四	一、七六	(a)	五二、四七	(a)	(b) 一、三六、五三
小 馬 皮 (枚)	六五、五五	三三、二六	一、五五	一、七六	(a)	(a)	(a)	(b) 一、三六、五三
山 羊 (枚)	六九、六六	三三、二六	(a)	(a)	(a)	(a)	(a)	(b) 一、三六、五三
羊 (枚)	一、一〇、一〇	三三、二六	(a)	(a)	(a)	(a)	(a)	(b) 一、三六、五三
カンガルー類 (枚)	一、一〇、一〇	三三、二六	(a)	(a)	(a)	(a)	(a)	(b) 一、三六、五三
爬虫類 (枚)	一、一〇、一〇	三三、二六	(a)	(a)	(a)	(a)	(a)	(b) 一、三六、五三
其他 (枚)	一、一〇、一〇	三三、二六	(a)	(a)	(a)	(a)	(a)	(b) 一、三六、五三
使用樹皮	一、一〇、一〇	三三、二六	(a)	(a)	(a)	(a)	(a)	(b) 一、三六、五三
ワットル (噸)	三、七五	三、七五	(a)	(a)	(a)	(a)	(a)	(b) 一、三六、五三
其他 (噸)	三、七五	三、七五	(a)	(a)	(a)	(a)	(a)	(b) 一、三六、五三
使用タンニョン劑 (封度)	三、七五	三、七五	(a)	(a)	(a)	(a)	(a)	(b) 一、三六、五三
製産皮	三、七五	三、七五	(a)	(a)	(a)	(a)	(a)	(b) 一、三六、五三
馬具 (封度)	一、一〇、一〇	一、一〇、一〇	(a)	(a)	(a)	(a)	(a)	(b) 一、三六、五三
家具用革 (平方呎)	一、一〇、一〇	一、一〇、一〇	(a)	(a)	(a)	(a)	(a)	(b) 一、三六、五三
大馬皮製皮、靴上皮	一、一〇、一〇	一、一〇、一〇	(a)	(a)	(a)	(a)	(a)	(b) 一、三六、五三
寸法	一、一〇、一〇	一、一〇、一〇	(a)	(a)	(a)	(a)	(a)	(b) 一、三六、五三
特許革 (平方呎)	一、一〇、一〇	一、一〇、一〇	(a)	(a)	(a)	(a)	(a)	(b) 一、三六、五三
其他 (平方呎)	一、一〇、一〇	一、一〇、一〇	(a)	(a)	(a)	(a)	(a)	(b) 一、三六、五三
重量	一、一〇、一〇	一、一〇、一〇	(a)	(a)	(a)	(a)	(a)	(b) 一、三六、五三
織造未鞣皮 (封度)	一、一〇、一〇	一、一〇、一〇	(a)	(a)	(a)	(a)	(a)	(b) 一、三六、五三

種	要	ニュージーランド	ビクトリア	タインスランド	南 洋 洲	西 洋 洲	タスマニア	澳 洲
其 他 (封度)	(a)	七、七七	二、七六	二、七六	一、三三	一、三三	(a)	(b) 一、三三
小 獸 皮 調 製 皮 (平方呎)	(a)	五、八二	一、三三	一、三三	一、三三	一、三三	(a)	(b) 一、三三
山 羊 (平方呎)	(a)	一、三三	一、三三	一、三三	一、三三	一、三三	(a)	(b) 一、三三
羊 (平方呎)	(a)	一、三三	一、三三	一、三三	一、三三	一、三三	(a)	(b) 一、三三
カンガルー類 (平方呎)	(a)	一、三三	一、三三	一、三三	一、三三	一、三三	(a)	(b) 一、三三

(一) 製靴工場 製靴工業は雇傭、製産高の點で重要な地位を占めてゐる。この工業の詳細は統計に多數の修繕工場を含んでゐた爲近年は不明であつたが、各工業の個別的統計を集録したために明瞭になつた。次表は修繕及び註文品工場以外の製靴工場に関するものである。

種	要	ニュージーランド	ビクトリア	タインスランド	南 洋 洲	西 洋 洲	タスマニア	澳 洲
工 場 数	101	一	一	一	一	一	一	一
従 業 者 数	五、七二	六、六九	八、八二	一、二二	一、二二	一、二二	一、二二	一、二二
土 地 建 物 價 値 (噸)	四、五、三六	六、八、四三	七、六、七	一、一、七	一、一、七	一、一、七	一、一、七	一、一、七
設 備 機 械 價 値 (噸)	三、三、七五	四、六、二六	五、三、〇〇	一、一、七	一、一、七	一、一、七	一、一、七	一、一、七
資 料 費 (噸)	八、四、七三	一、五、六、九	二、〇、〇〇	一、一、七	一、一、七	一、一、七	一、一、七	一、一、七
材 料 費 (噸)	一、六、三九	一、〇、三九	一、一、七	一、一、七	一、一、七	一、一、七	一、一、七	一、一、七
工 場 費 (噸)	一、六、三九	一、〇、三九	一、一、七	一、一、七	一、一、七	一、一、七	一、一、七	一、一、七
純 産 額 (噸)	一、三、三三	〇、五、〇〇	一、一、七	一、一、七	一、一、七	一、一、七	一、一、七	一、一、七

(二) 靴修繕及び註文品製造 靴の修繕店に小動力機械が備へつけられた結果、統計上、工場の一部に含められるやうになつた。小動力機械を使用

する店は全土に急速に擴まり、一九三八—一九三九年には其數一、二九六に達し、従業者數は二、二八三名であつた。一六一、五七九磅が給料、賃銀と

して支拂はれ、製産高は八二六、八一磅であつた。

(三) 数量、價額 長靴、短靴、スリッパ製産数量、價額は次の如し。

製靴工場製産数量(足) (一九三八—三九)

靴	スリッパ	靴	製産價額(磅)							
			ニュージーランド	ビクトリア	タインスランド	南	西	タスマニヤ		
靴	靴	靴	七、七〇六	七、七〇六	七、七〇六	七、七〇六	七、七〇六	七、七〇六	七、七〇六	七、七〇六
靴	靴	靴	七、七〇六	七、七〇六	七、七〇六	七、七〇六	七、七〇六	七、七〇六	七、七〇六	七、七〇六
靴	靴	靴	七、七〇六	七、七〇六	七、七〇六	七、七〇六	七、七〇六	七、七〇六	七、七〇六	七、七〇六
靴	靴	靴	七、七〇六	七、七〇六	七、七〇六	七、七〇六	七、七〇六	七、七〇六	七、七〇六	七、七〇六
靴	靴	靴	七、七〇六	七、七〇六	七、七〇六	七、七〇六	七、七〇六	七、七〇六	七、七〇六	七、七〇六
靴	靴	靴	七、七〇六	七、七〇六	七、七〇六	七、七〇六	七、七〇六	七、七〇六	七、七〇六	七、七〇六
靴	靴	靴	七、七〇六	七、七〇六	七、七〇六	七、七〇六	七、七〇六	七、七〇六	七、七〇六	七、七〇六
靴	靴	靴	七、七〇六	七、七〇六	七、七〇六	七、七〇六	七、七〇六	七、七〇六	七、七〇六	七、七〇六
靴	靴	靴	七、七〇六	七、七〇六	七、七〇六	七、七〇六	七、七〇六	七、七〇六	七、七〇六	七、七〇六

(a) 不明 (b) (a)を含む (c) 工場使用以外。

一八 男子服、既製服裁縫

男子服、既製服裁縫 (一九三八—三九)

(一) 州 別 一九三八—三九年度、各州に於ける本工業の地位は次の如し。

工	従	土	設	賃	材	純	男子服、既製服裁縫 (一九三八—三九)								
							ニュージーランド	ビクトリア	タインスランド	南	西	タスマニヤ	州		
工	従	土	設	賃	材	純	三、七〇六	三、七〇六	三、七〇六	三、七〇六	三、七〇六	三、七〇六	三、七〇六	三、七〇六	三、七〇六
工	従	土	設	賃	材	純	三、七〇六	三、七〇六	三、七〇六	三、七〇六	三、七〇六	三、七〇六	三、七〇六	三、七〇六	三、七〇六
工	従	土	設	賃	材	純	三、七〇六	三、七〇六	三、七〇六	三、七〇六	三、七〇六	三、七〇六	三、七〇六	三、七〇六	三、七〇六
工	従	土	設	賃	材	純	三、七〇六	三、七〇六	三、七〇六	三、七〇六	三、七〇六	三、七〇六	三、七〇六	三、七〇六	三、七〇六
工	従	土	設	賃	材	純	三、七〇六	三、七〇六	三、七〇六	三、七〇六	三、七〇六	三、七〇六	三、七〇六	三、七〇六	三、七〇六
工	従	土	設	賃	材	純	三、七〇六	三、七〇六	三、七〇六	三、七〇六	三、七〇六	三、七〇六	三、七〇六	三、七〇六	三、七〇六
工	従	土	設	賃	材	純	三、七〇六	三、七〇六	三、七〇六	三、七〇六	三、七〇六	三、七〇六	三、七〇六	三、七〇六	三、七〇六
工	従	土	設	賃	材	純	三、七〇六	三、七〇六	三、七〇六	三、七〇六	三、七〇六	三、七〇六	三、七〇六	三、七〇六	三、七〇六
工	従	土	設	賃	材	純	三、七〇六	三、七〇六	三、七〇六	三、七〇六	三、七〇六	三、七〇六	三、七〇六	三、七〇六	三、七〇六

(二) 濠洲 一九三四—三五年乃至一九三八—三九年最近五年間の詳細次の如し。

男子服、既製服裁縫 (濠洲)

工	従	土	設	賃	材	純	男子服、既製服裁縫 (濠洲)				
							一九三四—三五	一九三五—三六	一九三六—三七	一九三七—三八	一九三八—三九
工	従	土	設	賃	材	純	三、七〇六	三、七〇六	三、七〇六	三、七〇六	三、七〇六
工	従	土	設	賃	材	純	三、七〇六	三、七〇六	三、七〇六	三、七〇六	三、七〇六
工	従	土	設	賃	材	純	三、七〇六	三、七〇六	三、七〇六	三、七〇六	三、七〇六
工	従	土	設	賃	材	純	三、七〇六	三、七〇六	三、七〇六	三、七〇六	三、七〇六
工	従	土	設	賃	材	純	三、七〇六	三、七〇六	三、七〇六	三、七〇六	三、七〇六
工	従	土	設	賃	材	純	三、七〇六	三、七〇六	三、七〇六	三、七〇六	三、七〇六
工	従	土	設	賃	材	純	三、七〇六	三、七〇六	三、七〇六	三、七〇六	三、七〇六
工	従	土	設	賃	材	純	三、七〇六	三、七〇六	三、七〇六	三、七〇六	三、七〇六
工	従	土	設	賃	材	純	三、七〇六	三、七〇六	三、七〇六	三、七〇六	三、七〇六

一九 婦人子供服、服飾品

婦人子供服 (一九三八—三九)

(一) 州 別 婦人子供服、服飾品工場の表を別個に次に示す。

工	従	土	設	賃	材	純	婦人子供服 (一九三八—三九)							
							ニュージーランド	ビクトリア	タインスランド	南	西	タスマニヤ	州	
工	従	土	設	賃	材	純	三、七〇六	三、七〇六	三、七〇六	三、七〇六	三、七〇六	三、七〇六	三、七〇六	三、七〇六
工	従	土	設	賃	材	純	三、七〇六	三、七〇六	三、七〇六	三、七〇六	三、七〇六	三、七〇六	三、七〇六	三、七〇六
工	従	土	設	賃	材	純	三、七〇六	三、七〇六	三、七〇六	三、七〇六	三、七〇六	三、七〇六	三、七〇六	三、七〇六
工	従	土	設	賃	材	純	三、七〇六	三、七〇六	三、七〇六	三、七〇六	三、七〇六	三、七〇六	三、七〇六	三、七〇六
工	従	土	設	賃	材	純	三、七〇六	三、七〇六	三、七〇六	三、七〇六	三、七〇六	三、七〇六	三、七〇六	三、七〇六
工	従	土	設	賃	材	純	三、七〇六	三、七〇六	三、七〇六	三、七〇六	三、七〇六	三、七〇六	三、七〇六	三、七〇六
工	従	土	設	賃	材	純	三、七〇六	三、七〇六	三、七〇六	三、七〇六	三、七〇六	三、七〇六	三、七〇六	三、七〇六
工	従	土	設	賃	材	純	三、七〇六	三、七〇六	三、七〇六	三、七〇六	三、七〇六	三、七〇六	三、七〇六	三、七〇六
工	従	土	設	賃	材	純	三、七〇六	三、七〇六	三、七〇六	三、七〇六	三、七〇六	三、七〇六	三、七〇六	三、七〇六

(a) 婦人子供服の表中に含む。

(二) 濠洲 婦人子供服、服飾品製造工場の一九三四—三五年乃至一九三八—三九年間の詳細は次表の如し。

工	場	要	数	一九三四—三五	一九三五—三六	一九三六—三七	一九三七—三八	一九三八—三九
工	場	要	数	八六三	八三〇	八七一	八六九	八六九

(a) 服飾品を含む。

(二) 濠洲 婦人子供服、服飾品製造工場の一九三四—三五年乃至一九三八—三九年間の詳細は次表の如し。

工	場	要	数	一九三四—三五	一九三五—三六	一九三六—三七	一九三七—三八	一九三八—三九
工	場	要	数	八六三	八三〇	八七一	八六九	八六九

(二) 濠洲 一九三四—三五年乃至一九三八—三九年、次表は一九三四—三五年以降の發展を示す。

工	場	要	数	一九三四—三五	一九三五—三六	一九三六—三七	一九三七—三八	一九三八—三九
工	場	要	数	八六三	八三〇	八七一	八六九	八六九

(二) 濠洲 一九三四—三五年乃至一九三八—三九年、次表は一九三四—三五年以降の發展を示す。

工	場	要	数	一九三四—三五	一九三五—三六	一九三六—三七	一九三七—三八	一九三八—三九
工	場	要	数	八六三	八三〇	八七一	八六九	八六九

工場	要数	一九三三—三六					一九三六—三七					一九三七—三八					一九三八—三九				
		額(磅)	額(磅)	額(磅)	額(磅)	額(磅)	額(磅)	額(磅)	額(磅)	額(磅)	額(磅)	額(磅)	額(磅)	額(磅)	額(磅)	額(磅)	額(磅)	額(磅)	額(磅)		
工	従業者数	10,255	11,212	11,212	11,212	11,212	11,212	11,212	11,212	11,212	11,212	11,212	11,212	11,212	11,212	11,212	11,212	11,212	11,212		
土	地、建物	87,343	87,343	87,343	87,343	87,343	87,343	87,343	87,343	87,343	87,343	87,343	87,343	87,343	87,343	87,343	87,343	87,343	87,343		
設	備、機械	25,556	25,556	25,556	25,556	25,556	25,556	25,556	25,556	25,556	25,556	25,556	25,556	25,556	25,556	25,556	25,556	25,556	25,556		
賃	料	2,669,553	2,669,553	2,669,553	2,669,553	2,669,553	2,669,553	2,669,553	2,669,553	2,669,553	2,669,553	2,669,553	2,669,553	2,669,553	2,669,553	2,669,553	2,669,553	2,669,553	2,669,553		
材	料	1,001,675	1,001,675	1,001,675	1,001,675	1,001,675	1,001,675	1,001,675	1,001,675	1,001,675	1,001,675	1,001,675	1,001,675	1,001,675	1,001,675	1,001,675	1,001,675	1,001,675	1,001,675		
製	産	1,170,791	1,170,791	1,170,791	1,170,791	1,170,791	1,170,791	1,170,791	1,170,791	1,170,791	1,170,791	1,170,791	1,170,791	1,170,791	1,170,791	1,170,791	1,170,791	1,170,791	1,170,791		
純	製産	1,170,791	1,170,791	1,170,791	1,170,791	1,170,791	1,170,791	1,170,791	1,170,791	1,170,791	1,170,791	1,170,791	1,170,791	1,170,791	1,170,791	1,170,791	1,170,791	1,170,791	1,170,791		

ベークン (一九三三—三九)

(一) 州別 次は一九三三—三九年各州ベークン工業の詳細である。

工場	要数	一九三三—三六					一九三六—三七					一九三七—三八					一九三八—三九				
		額(磅)	額(磅)	額(磅)	額(磅)	額(磅)	額(磅)	額(磅)	額(磅)	額(磅)	額(磅)	額(磅)	額(磅)	額(磅)	額(磅)	額(磅)	額(磅)	額(磅)	額(磅)		
工	従業者数	1,181	1,181	1,181	1,181	1,181	1,181	1,181	1,181	1,181	1,181	1,181	1,181	1,181	1,181	1,181	1,181	1,181	1,181		
土	地、建物	336,992	336,992	336,992	336,992	336,992	336,992	336,992	336,992	336,992	336,992	336,992	336,992	336,992	336,992	336,992	336,992	336,992	336,992	336,992	
設	備、機械	1,323,323	1,323,323	1,323,323	1,323,323	1,323,323	1,323,323	1,323,323	1,323,323	1,323,323	1,323,323	1,323,323	1,323,323	1,323,323	1,323,323	1,323,323	1,323,323	1,323,323	1,323,323	1,323,323	
賃	料	2,333,333	2,333,333	2,333,333	2,333,333	2,333,333	2,333,333	2,333,333	2,333,333	2,333,333	2,333,333	2,333,333	2,333,333	2,333,333	2,333,333	2,333,333	2,333,333	2,333,333	2,333,333	2,333,333	
材	料	1,181,181	1,181,181	1,181,181	1,181,181	1,181,181	1,181,181	1,181,181	1,181,181	1,181,181	1,181,181	1,181,181	1,181,181	1,181,181	1,181,181	1,181,181	1,181,181	1,181,181	1,181,181	1,181,181	
製	産	1,181,181	1,181,181	1,181,181	1,181,181	1,181,181	1,181,181	1,181,181	1,181,181	1,181,181	1,181,181	1,181,181	1,181,181	1,181,181	1,181,181	1,181,181	1,181,181	1,181,181	1,181,181	1,181,181	
純	製産	1,181,181	1,181,181	1,181,181	1,181,181	1,181,181	1,181,181	1,181,181	1,181,181	1,181,181	1,181,181	1,181,181	1,181,181	1,181,181	1,181,181	1,181,181	1,181,181	1,181,181	1,181,181	1,181,181	

(二) 製産量及び価額 一九三三—三九年各州工場に於ける燻製豚頭数及び製産量及び価額は次の如し。

州	燻製豚頭数	一九三三—三六					一九三六—三七					一九三七—三八					一九三八—三九				
		数	量(千封度)	額(磅)	額(磅)	額(磅)	額(磅)	額(磅)	額(磅)	額(磅)	額(磅)	額(磅)	額(磅)	額(磅)	額(磅)	額(磅)	額(磅)	額(磅)	額(磅)		
工	要数	35,101	169,955	333,333	66,609	55,555	111,111	222,222	333,333	444,444	555,555	666,666	777,777	888,888	999,999	1,111,111	1,222,222	1,333,333	1,444,444		
ラ	ベークン、ハム	25,276	126,052	251,111	50,222	40,333	80,666	161,333	322,666	645,333	1,290,666	2,581,333	5,162,666	10,325,333	20,650,666	41,301,333	82,602,666	165,205,333	330,410,666		
ベ	ー	10,125	50,623	82,222	16,444	15,555	31,111	62,222	124,444	248,888	497,777	995,555	1,991,111	3,982,222	7,964,444	15,928,888	31,857,777	63,715,555	127,431,111		
ラ	ベークン、ハム	15,076	75,380	269,889	53,978	44,888	89,777	179,555	359,111	718,222	1,436,444	2,872,888	5,745,777	11,491,555	22,983,111	45,966,222	91,932,444	183,864,888	367,729,777		
其	他	3,725	18,980	32,111	6,422	6,222	12,444	24,888	49,777	99,555	199,111	398,222	796,444	1,592,888	3,185,777	6,371,555	12,743,111	25,486,222	50,972,444		

(a) 推定額。ベークン、ハム其他豚製品は第十五章「酪農業其他」に詳細の説明あり。

バター、チーズ、煉乳 (一九三三—三九)

工場	要数	一九三三—三六					一九三六—三七					一九三七—三八					一九三八—三九				
		額(磅)	額(磅)	額(磅)	額(磅)	額(磅)	額(磅)	額(磅)	額(磅)	額(磅)	額(磅)	額(磅)	額(磅)	額(磅)	額(磅)	額(磅)	額(磅)	額(磅)	額(磅)		
工	要数	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171		
工	場	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	

業種	一九三三—三五	一九三五—三六	一九三六—三七	一九三七—三八	一九三八—三九
従業者数	一,五三三	一,五〇〇	一,五七五	一,五二一	一,八五一
土地建物価額(千磅)	六七五,九二	六四三,三三	三〇〇,八四五	八二,三六〇	二,八〇〇,三三
設備機械価額(千磅)	七六,四四一	七四〇,九四	一三九,〇八四	八六,六四一	三,〇六六,八四〇
賃料(千磅)	八六,三五〇	三九九,〇三	二一八,〇七九	四三,〇八〇	一,〇六九,五二
燃料費(千磅)	六,〇五	六,〇九七	三,四六七	一三,六五	六,六五九
材料費(千磅)	七,一六,四四一	九,三三,三三	一,四七,一七	六六,〇五〇	三九,二六,六三
燃料費(千磅)	八,〇四,五三	一〇,〇七,七五	一,七〇,三三	一,四四,六三	三,〇五九,八二
純生産額(千磅)	七五,〇七	一,一八,八八	二八,五三	一,五八,六六	三,五四,七

(二) 濠洲 一九三三—三五年乃至一九三八—三九年最近五年間の本業の發展を次表に示す。  
バター、チーズ、煉乳 (濠洲)

業種	一九三三—三五	一九三五—三六	一九三六—三七	一九三七—三八	一九三八—三九
工場数	五四四	五二七	五七	五三〇	五三
従業者数	六,一五	六,〇〇	六,三六	六,四五	六,八五
土地建物価額(千磅)	二,六二六,六九	二,六五,八六	二,七三,七五	二,七九,六	二,八〇,三三
設備機械価額(千磅)	二,七九,六六八	二,八四九,六四五	二,九八,二〇	二,九七,六〇	三,〇六六,八四〇
賃料(千磅)	一,三三,二八	一,三五,八八	一,三三,九二	一,四六,六〇	一,六九,五三
燃料費(千磅)	三,〇〇,〇七	三,〇七,四四	三,〇七,七	三,一七,七〇	三,二一,九八
材料費(千磅)	三,〇一,三三	三,〇七,四四	三,〇七,七	三,一七,七〇	三,二一,九八
燃料費(千磅)	二,七九,六六八	二,八四九,六四五	二,九八,二〇	二,九七,六〇	三,〇六六,八四〇
純生産額(千磅)	二,八七,九一	三,二九,六一	三,一〇,三九	三,一〇,三九	三,一〇,三九

(三) 製産量及び價額 一九三八—三九年バター、チーズ、煉乳の製産量、價額及び牛乳使用量を次表に示す。

製産品	一九三八—三九		南濠洲	西濠洲	タスマニア	南濠洲
	製産量(千封度)	價額(千磅)				
バター	二二,三三九	三,七三三	一,一〇七	一,〇七五	一,八八〇	八,四八八
チーズ	七,七三三	一,九六六	一,一〇七	一,〇七五	一,八八〇	八,四八八
煉乳	四,八〇〇	一,九六六	一,一〇七	一,〇七五	一,八八〇	八,四八八
牛乳使用量(千ガロン)	二,二〇〇,〇〇〇	—	—	—	—	—

本部門に属する工業は主に食肉の冷凍及び貯蔵である。牛肉、羔肉、羊肉を輸出するため、海港に工場が設けられ、冷凍、冷蔵肉を運ぶ特別室が設けられる。

本部門に属する工業は主に食肉の冷凍及び貯蔵である。牛肉、羔肉、羊肉を輸出するため、海港に工場が設けられ、冷凍、冷蔵肉を運ぶ特別室が設けられる。



從業者	土地、建物	設備、機械	賃料	燃料	材料	總製産
五、二二五	一、一〇〇、三九一	五、二一八、〇〇〇	七、五五、三二一	九、一四四	三、三三三、三三七	二、〇六六、四七五
五、七七一	一、一三五、三〇〇	五、四九、四二二	九、九七、七五	八、九三、三七	三、六二六、二二二	二、一三三、五五七
五、五九六	一、二一八、一三三	五、九一、二六	九、七二、七六	八、七〇、二九	三、四一七、七五	二、〇〇〇、八二二
六、五九六	一、〇九、〇一八	六、五八、八六	一、二四四、一〇	九、三、五五	四、五七、二二九	二、一〇〇、〇一九
六、四九六	一、二二、一五〇	七、三〇、六九	一、一四四、九	九、七、五二	四、七九、五五	七、三三〇、九四
六、四九六	一、二二、一五〇	七、三〇、六九	一、一四四、九	九、七、五二	四、七九、五五	七、三三〇、九四

一九一四—一九一九年の大戦中、多量のジャムが軍需に應じて輸出された爲、ジャム製造業は著しく發展した。一九一八—一九一九年の製産量は一四二、二九〇、〇〇〇封度に達したが、一九二〇—二一年には九〇、一四〇、〇〇〇封度以下に、其後製産量にかなりの上下があり、一九三〇—三一年には六六、一三〇、〇〇〇封度に低下し、その後、好轉して一九三八—三九年には八四、九一六、〇〇〇封度に達した。果物漬は一九三七—三八年一

五七、七六一、〇〇〇封度の記録的數量に達し、一九三八—三九年には僅かに低下し一五〇、七三二、〇〇〇封度であつた。酢漬及びソースの製産量は再び十分な増加を示した。  
(三) 製産高 次表は一九三八—三九年に於ける各州製産ジャム、果物漬、ソース等の數量、價額を示す。

ジャム、果物漬、漬物、ソース製産高 (一九三八—三九)

製産	數量 (千單位)		價額 (千單位)	
	一九三九	一九三八	一九三九	一九三八
ジャム、ジェリー (封度)	三、〇六五	二、八八三	六、六八九	六、七四八
果物漬 (封度)	九	一〇	一	一
自家消費用 (cwt)	七	七	二	二
販賣用又は貯蔵追加分 (cwt)	九	七	一〇	一〇
トマト果肉	〇	〇	〇	〇
自家消費用 (cwt)	〇	〇	〇	〇

製産	數量 (千單位)		價額 (千單位)	
	一九三九	一九三八	一九三九	一九三八
ジャム、ジェリー	五、八、〇九	六、〇、八〇	一、二、一〇	一、〇、七、〇
果物漬	五、〇、〇〇	五、〇、〇〇	一、〇、〇〇	一、〇、〇〇
自家消費用 (cwt)	七	七	二	二
販賣用又は貯蔵追加分 (cwt)	九	七	一〇	一〇
トマト果肉	〇	〇	〇	〇
自家消費用 (cwt)	〇	〇	〇	〇

六、從業者七〇六名、ピクトリヤの工場一六、從業者七三一名であつた設備、機械價額は前者は二、八一五磅、後者は一九、〇七〇磅であつた次表は一九〇〇年以來の顯著なる發展を示してゐる。

(1) 州別 一九〇〇年末にニューサウスウェールズ州の糖菓工場

工場	從業者	土地、建物	設備、機械	賃料	燃料	材料	總製産	
							數量	價額
ニュージーランド	七	一、〇、五五	九、九、七五	五、五、五〇	一、八、八、八〇	一、八、八、八〇	五、八、八、八七	
ビクトリア	八	三、〇、七	六、四、七九	四、七、五七	一、一、〇、五五	一、一、〇、五五	二、一、一、一〇	
タインストランド	三	三、八、五七	三、三、七三	七、七、〇〇	三、〇、〇〇	三、〇、〇〇	三、〇、〇〇	
南洲	一	一、〇、〇	六、七、一〇	九、九、九	一、三、七	一、三、七	二、五、一、〇	
西洲	一〇	一、〇、〇	一、〇、〇	一、〇、〇	一、〇、〇	一、〇、〇	一、〇、〇	
タスマニヤ	六	一、〇、〇	一、〇、〇	一、〇、〇	一、〇、〇	一、〇、〇	一、〇、〇	
洋洲	二	一、〇、〇	一、〇、〇	一、〇、〇	一、〇、〇	一、〇、〇	一、〇、〇	

純製産額(磅)	1,282,000	1,001,124	1,011,824	933,824	(c)	(c)	(d) 8,357,333
---------	-----------	-----------	-----------	---------	-----	-----	---------------

(a) チョコレート、アイスクリームを含む (b) アイスクリーム工場其他糖菓工場はパン製造工場に含む (c) 不明 (d) 西洲及びタスマニヤを含む。

(11) 濠洲 一九三三—三五年乃至一九三八—三九年最近五年間の糖菓業の詳細は次の如し。

工 場 要 要	一九三三—三五		一九三五—三六		一九三六—三七		一九三七—三八		一九三八—三九	
	工 場	要 要	工 場	要 要	工 場	要 要	工 場	要 要	工 場	要 要
工 場	288	277	277	277	277	277	277	277	277	277
従業者	7,174	7,516	7,516	7,516	7,516	7,516	7,516	7,516	7,516	7,516
土地、建物	1,731,642	1,777,732	1,777,732	1,777,732	1,777,732	1,777,732	1,777,732	1,777,732	1,777,732	1,777,732
設備、機械	1,749,369	1,773,268	1,773,268	1,773,268	1,773,268	1,773,268	1,773,268	1,773,268	1,773,268	1,773,268
賃料	95,322	1,010,775	1,010,775	1,010,775	1,010,775	1,010,775	1,010,775	1,010,775	1,010,775	1,010,775
燃料	111,054	112,121	112,121	112,121	112,121	112,121	112,121	112,121	112,121	112,121
材料	2,747,745	2,747,745	2,747,745	2,747,745	2,747,745	2,747,745	2,747,745	2,747,745	2,747,745	2,747,745
純製産額	2,262,442	2,262,442	2,262,442	2,262,442	2,262,442	2,262,442	2,262,442	2,262,442	2,262,442	2,262,442

(a) 前表註参照。 一九一四—一九一五年大戦中の奢侈品輸入禁止の結果、糖菓業は急速に發展した。その後本業は不況により甚大な影響を受けたが、現在は再び以前の盛況を呈してゐる。タスマニヤの糖菓工場は報告の秘密を守る爲、パン工場と一つにしてある。製産量は國內需要を充足し、且つ輸出が増加しつつある。若干の英國大製菓會社は濠洲に支工場を有してゐる。

(11) 州 別 次表は一九三八—三九年各州製粉業の状態を示す。

工 場 要 要	五 四	五 三	五 二	五 一	五 〇	四 九
工 場	10	10	10	10	10	10
従業者	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
土地、建物	4,000,000	4,000,000	4,000,000	4,000,000	4,000,000	4,000,000
設備、機械	4,100,000	4,100,000	4,100,000	4,100,000	4,100,000	4,100,000
賃料	3,370,000	3,370,000	3,370,000	3,370,000	3,370,000	3,370,000
燃料	8,630,000	8,630,000	8,630,000	8,630,000	8,630,000	8,630,000
材料	4,300,000	4,300,000	4,300,000	4,300,000	4,300,000	4,300,000
純製産額	8,700,000	8,700,000	8,700,000	8,700,000	8,700,000	8,700,000

工 場 要 要	五 四	五 三	五 二	五 一	五 〇	四 九
工 場	10	10	10	10	10	10
従業者	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
土地、建物	4,000,000	4,000,000	4,000,000	4,000,000	4,000,000	4,000,000
設備、機械	4,100,000	4,100,000	4,100,000	4,100,000	4,100,000	4,100,000
賃料	3,370,000	3,370,000	3,370,000	3,370,000	3,370,000	3,370,000
燃料	8,630,000	8,630,000	8,630,000	8,630,000	8,630,000	8,630,000
材料	4,300,000	4,300,000	4,300,000	4,300,000	4,300,000	4,300,000
純製産額	8,700,000	8,700,000	8,700,000	8,700,000	8,700,000	8,700,000

(11) 小麦粉製産高及び副産物 各州小麦粉製産高の一九三三—三五年より一九三八—三九年に至る分を次表に示す。

工 場 要 要	五 四	五 三	五 二	五 一	五 〇	四 九
工 場	10	10	10	10	10	10
従業者	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
土地、建物	4,000,000	4,000,000	4,000,000	4,000,000	4,000,000	4,000,000
設備、機械	4,100,000	4,100,000	4,100,000	4,100,000	4,100,000	4,100,000
賃料	3,370,000	3,370,000	3,370,000	3,370,000	3,370,000	3,370,000
燃料	8,630,000	8,630,000	8,630,000	8,630,000	8,630,000	8,630,000
材料	4,300,000	4,300,000	4,300,000	4,300,000	4,300,000	4,300,000
純製産額	8,700,000	8,700,000	8,700,000	8,700,000	8,700,000	8,700,000

昨年小麦生産高は一、三七二、七三二噸、價額九、三七一、九〇六磅であつた。更に五七三、四七七噸、價額三、一〇四、三一九磅の「ふすま」が産出された。製粉に要した小麦は六六、九九九、〇七一ブッシュェルであつた。

(11) 細 目 次表は一九三八—三九年に於けるニューサウスウェールズ及びクイーンズランド製糖業の甘蔗壓搾の状態を示す。甘蔗は前記二州以外には栽培されない。栽培面積及び産出高等は第十四章「農業」参照。





工 場 者 数	一九三三—三五年					一九三六—三八年					一九三九				
	一九三三	一九三四	一九三五	一九三六	一九三七	一九三六	一九三七	一九三八	一九三九	一九三九	一九三九	一九三九	一九三九	一九三九	一九三九
従業者数	1,000	1,156	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	
土地建物価額(磅)	59,948	76,448	76,448	76,448	76,448	76,448	76,448	76,448	76,448	76,448	76,448	76,448	76,448	76,448	
設備機械価額(磅)	7,111	9,111	9,111	9,111	9,111	9,111	9,111	9,111	9,111	9,111	9,111	9,111	9,111	9,111	
賃料(磅)	3,111	3,111	3,111	3,111	3,111	3,111	3,111	3,111	3,111	3,111	3,111	3,111	3,111	3,111	
燃料費(磅)	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	
賃料費(磅)	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	
製造費(磅)	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	
純生産額(磅)	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	

(ii) 濠洲 次表は一九三四—三五年乃至一九三八—三九年間の濠洲に於ける本業の状態を示す。

ビール類醸造 (a) (濠洲)

工 場 者 数	一九三四—三五					一九三五—三六					一九三六—三七					一九三七—三八					一九三八—三九					
	一九三四	一九三五	一九三六	一九三七	一九三八	一九三五	一九三六	一九三七	一九三八	一九三九	一九三六	一九三七	一九三八	一九三九	一九三六	一九三七	一九三八	一九三九	一九三六	一九三七	一九三八	一九三九	一九三六	一九三七	一九三八	一九三九
従業者数	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111
土地建物価額(磅)	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111
設備機械価額(磅)	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111
賃料(磅)	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111
燃料費(磅)	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111
賃料費(磅)	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111
製造費(磅)	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111
純生産額(磅)	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111

(a) アスマニヤに於ける麦芽工場を含む。 エール、スタウト及び普通ビール醸造量は一九二八—二九年の七、三七〇萬ガロンから一九三一—三二年の四、九八〇萬ガロンに下つたが、其

後毎年増加して一九三八—三九年には八九、二三一、九〇四ガロンに達した。不況前の数年間、エール、スタウト及び普通ビールの消費量は人口一人當り一・ガロンを超えてゐたが、一九三一—三二年には七・三二ガロン

ビール類醸造原料及び製産高 (一九三八—三九)

醸 造 要 素	一九三八—三九				
	ニュージーランド	南 洋 洲	西 洋 洲	アスマニヤ	濠 洲
麦芽 (ブッシュェル)	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111
ホップ (封皮)	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111
糖 (cwt)	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111
水	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111
酵母	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111
その他	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111
合計	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111

三二 酒精醸造

酒精醸造工場は、西濠洲、アスマニヤを除く各州にあり。次は貿易関税省消費税課の統計より抜萃したものであるが、一九三八—三九年濠洲の酒精工場の使用原料及び醸造高を示す。

原料使用量—大麦八〇、五四八ブッシュェル、麦芽(大麦)八九、五二八ブッシュェル、糖蜜一、四〇五、二七一cwt、葡萄酒一、三六四、二〇八ガロン、乾葡萄酒一九、五二一cwt、葡萄酒一七〇、八一八cwt。製産高は酒精—大麦、麦芽、穀類より四四一、八八三ガロン、糖蜜より七、〇二五、四一六ガロン、葡萄酒より二、二四九、二六五ガロン、計九、七一

六、五六四ガロン、變性アルコール四、五五三、一五二ガロンであつた。

三二一 煙草

六四〇

(一) 州別 一九三八—三九年には煙草工場三〇あり、煙草、葉巻、紙巻煙草を製造した。タスマニヤにはない。

煙草、葉巻、紙巻煙草

工 場	要 数	元	二	三	四	五	摘 要	
							ニユーサウスウ	ビクトリア
工 場	数	元	二	三	四	五	ニユーサウスウ	ビクトリア
從業者	数	元	二	三	四	五	1,100	11
土地、建物	價額	元	二	三	四	五	6,500,000	1,000,000
設備、機械	價額	元	二	三	四	五	2,500,000	1,000,000
賃料	費	元	二	三	四	五	2,500,000	1,000,000
燃料	費	元	二	三	四	五	2,500,000	1,000,000
材料	費	元	二	三	四	五	2,500,000	1,000,000
總 計	費	元	二	三	四	五	2,500,000	1,000,000
純 産 額	(磅)	元	二	三	四	五	2,500,000	1,000,000

(a) 不明 (b) タインストランド、南洋洲、西洋洲を含む。

(二) 濠洲 本工業は濠洲で最初に行はれた産業の一つである。一八六一年にはニユーサウスウエルズに一の工場があり、一七七、七四四封度の煙草を製造した。同年ビクトリアにも一工場あつたが、製産高は不明である。濠洲市場は多年の間輸入葉煙草を原料とする国内製品によつて需要を充てて来た。一九三八—三九年度輸入内訳は—煙草六三二、七

煙草、葉巻、紙巻煙草 (濠洲)

工 場	要 数	元	二	三	四	五
工 場	数	元	二	三	四	五
一九三四—三五	一九三五—三六	一九三六—三七	一九三七—三八	一九三八—三九		

七〇封度、葉巻九、四七四封度、紙巻一八、〇六五封度、これに對し國內工場製産高は煙草一六、三〇五、三一〇封度、葉巻二三七、五四三封度、紙巻六、七三〇、九〇四封度であつた。最近五年間の濠洲に於ける製産状態を次に示す。

從業者	土地、建物	設備、機械	賃料	燃料	材料	總 計	純 産 額
元	元	元	元	元	元	元	元
二	二	二	二	二	二	二	二
三	三	三	三	三	三	三	三
四	四	四	四	四	四	四	四
五	五	五	五	五	五	五	五

葉煙草使用量及び煙草製産高 (千封度)

摘 要	一九三四—三五	一九三五—三六	一九三六—三七	一九三七—三八	一九三八—三九
葉煙草使用量	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
煙草製産高	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
紙 卷	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
葉 卷	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100

國産葉煙草の製産高は多年の間比較的少額に止まり、煙草製造業者は原料の供給を輸入に仰いでゐた。關稅稅率の上つた結果、國內生産が促進され、國産葉煙草使用量は一九二九—三〇年一〇〇萬封度から一九三〇—三一年三〇〇萬封度に増加した。一九三二—三三年には二七〇萬封度に減少したが、其後再び増加して四五〇萬封度に達した。この詳細に就ては第十四章「農業」参照。

三三二 製材

(一) 州別 (一九三八—三九) 「10」部門中の最も重要な産業は製材である。或る州の現地及び其他製材所の個別的數字が不明なので、合板、樹皮工場と共に次の統計に含める。

製材及び合板、樹皮 (一九三八—三九)

工 場 要 要	一九三八—三九		一九三七—三八		一九三六—三七		一九三五—三六		一九三四—三五	
	ニュージーランド	ビクトリア	ニュージーランド	ビクトリア	ニュージーランド	ビクトリア	ニュージーランド	ビクトリア	ニュージーランド	ビクトリア
工 場 者 数	488	500	462	410	404	355	310	270	260	268
地、建 物 價 額(磅)	76,212	80,000	77,156	80,000	77,156	77,156	77,156	77,156	77,156	77,156
設 備 機 械 價 額(磅)	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000
賃 料 費(磅)	1,038,500	1,038,500	1,038,500	1,038,500	1,038,500	1,038,500	1,038,500	1,038,500	1,038,500	1,038,500
材 料 費(磅)	2,266,100	2,266,100	2,266,100	2,266,100	2,266,100	2,266,100	2,266,100	2,266,100	2,266,100	2,266,100
純 製 産 額(磅)	1,666,700	1,666,700	1,666,700	1,666,700	1,666,700	1,666,700	1,666,700	1,666,700	1,666,700	1,666,700

(二) 漆 洲 一九三四—三五年以後各種製材業の發展は次の如し。

製材及び合板、樹皮 (漆 洲)

工 場 要 要	一九三八—三九		一九三七—三八		一九三六—三七		一九三五—三六		一九三四—三五	
	ニュージーランド	ビクトリア	ニュージーランド	ビクトリア	ニュージーランド	ビクトリア	ニュージーランド	ビクトリア	ニュージーランド	ビクトリア
工 場 者 数	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
地、建 物 價 額(磅)	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
設 備 機 械 價 額(磅)	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
賃 料 費(磅)	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
材 料 費(磅)	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
純 製 産 額(磅)	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000

国内産木材製産高は一九二五—二六年に七四、〇〇〇萬スパー呎であつたが、不況の最も甚しい時には二三、七〇〇萬スパー呎に低下し、一九三八—三九年には七一、七〇〇萬スパー呎に回復した。詳細は第十六章「林業」中の製材工場参照。

家具、室内裝飾品類 (一九三八—三九)

これらの工業は「II」部門の主要製造業である。次表はその各州別の詳細を示す。

三四 家具、室内裝飾品類

工 場 要 要	一九三八—三九		一九三七—三八		一九三六—三七		一九三五—三六		一九三四—三五	
	ニュージーランド	ビクトリア	ニュージーランド	ビクトリア	ニュージーランド	ビクトリア	ニュージーランド	ビクトリア	ニュージーランド	ビクトリア
工 場 者 数	326	326	326	326	326	326	326	326	326	326
地、建 物 價 額(磅)	7,100	7,100	7,100	7,100	7,100	7,100	7,100	7,100	7,100	7,100
設 備 機 械 價 額(磅)	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800
賃 料 費(磅)	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800
材 料 費(磅)	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
純 製 産 額(磅)	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500

三五 印刷製本

印刷製本工場は漆洲産業中に重要な地位を占めてをり、一九三八—三九年には従業者数二八、四六〇名、支拂給料賃銀六、一〇〇、〇〇〇磅を越

え、製産額は一七、三八五、〇〇〇磅に達した。次表は一九三八—三九年の各州一般印刷製本工場の詳細である。政府印刷工場を含むも、新聞、定期刊行物印刷工場は別に第二表に掲げる。

一般印刷製本 (一九三八—三九)

工 場 要 要	一九三八—三九		一九三七—三八		一九三六—三七		一九三五—三六		一九三四—三五	
	ニュージーランド	ビクトリア	ニュージーランド	ビクトリア	ニュージーランド	ビクトリア	ニュージーランド	ビクトリア	ニュージーランド	ビクトリア
工 場 者 数	355	355	355	355	355	355	355	355	355	355
地、建 物 價 額(磅)	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400



純 製 産 額 (磅)	四、四九六、一三三	五、八五二、九〇〇	六、八六六、六六六	六、八六六、六六六
製 産 額 (磅)	一、二九一、五〇〇	一、九〇八、四〇八	二、一〇〇、四九七	二、三九八、九六九

(b) タスマニアの長短靴其他ゴム製品を含む。

三七 電 燈、電 力

(一) 州 別 電力に對する需要量増加のために、近年發電所は大いに發展した。一九三一—三三二年以來、發電力量は二五〇、七〇〇萬B・U

・Tから四六八、八〇〇萬B・U・T、即ち八七%以上の増加を示した。一九三三—三九年の詳細は次の如し。  
譯註—B. U. T. (British units) は最大密度に於ける水一升を華氏一度だけ高めるに要する熱量。

電 燈、電 力 (一九三八—三九)

種 要	ニューサウス	ビクトリア	クインズランド	南 洋	西 洋	タスマニア	洋 洲
發 電 所 數	108	7	5	3	1	5	5
從 業 者 數	11,041	1,777	540	1,733	61	6	6,448
土 地、建 物 價 額 (磅)	四、五〇四、七〇七	一、八八八、五六〇	五二四、七〇三	五八、一八三	四六、八八五	四一〇、五九九	八、三九八、〇五七
設 備、機 械 價 額 (磅)	二、六五五、八七〇	六、六七五、五〇〇	一、七〇五、六六三	二、〇〇六、一四四	二、七〇〇、九六六	二、八八八、四〇三	三、七、五二一、四〇四
資 料 費 (磅)	四、四三三、三七六	三、八八八、八八四	一、〇三、二二二	四、四七、七一九	一、九、五三三	三、六、六八三	一、八七、三三〇
總 製 産 額 (磅)	五、七五九、〇三六	四、五三三、五三一	三、七、三三三	二、六三、七五五	五九九、四〇〇	六二、九六八	三、二二九、三三八

(二) 發 電 量 最近五年間各州發電所の發電量増加は次表によつて明瞭に窺ひ得る。

發 電 量 (千キロワット馬力)

年 度	ニューサウス	ビクトリア	クインズランド	南 洋	西 洋	タスマニア	洋 洲
一九三三—三四—三五	一、一四九、三三六	二、〇〇、〇三七	一、〇〇、〇〇〇	一、七、三三三	一、七、三三三	三、九、八八七	三、一、九六〇、三三三
一九三五—三六	一、一四九、三三六	二、〇〇、〇三七	一、〇〇、〇〇〇	一、七、三三三	一、七、三三三	三、九、八八七	三、一、九六〇、三三三

一九三三—三六—三七	一、二六六、八三三	一、四〇、六八八	三、五、七三三	二、五、七三三	三、七、一八二	五、三、三九一	三、六、〇、七三三
一九三七—三三—三八	一、八六八、二二二	一、一、三三三	四、二、三三三	三、〇、〇〇〇	三、七、三三三	五、三、三九一	四、三、三、三三三
一九三八—三九	一、八六八、二二二	一、一、三三三	四、二、三三三	三、五、三三三	四、〇、〇〇〇	五、三、三九一	四、六、六、三三三

三八 ガ ス

(一) 州 別 ガス工場は濠洲の大概の重要都市にあり、コークス工場はニューサウスウェールズに七、クインズランドに三あり、獨立事業と

されてゐるが、新工業分類法によれば、これは「1」部門非金屬礦石、石材處理に含まれる。次表は一九三八—三九年の各州ガスの詳細である。

ガ ス 工 場 (一九三八—三九)

種 要	ニューサウス	ビクトリア	クインズランド	南 洋	西 洋	タスマニア	洋 洲
工 場 數	11	6	16	1	1	1	10
從 業 者 數	1,000	100	300	100	100	100	1,000
土 地、建 物 價 額 (磅)	七、四一、五〇〇	四〇、〇〇〇	一、八、九〇〇	三、三〇〇	(a)	(a)	(b) 七、四九八、四三六
設 備、機 械 價 額 (磅)	三、三九、四三三	二、一、七〇〇	五、〇〇〇	一、一、〇〇〇	(a)	(a)	(b) 七、四九八、四三六
資 料 費 (磅)	三、三九、四三三	三、三、三三三	六、三、三三三	一、一、〇〇〇	(a)	(a)	(b) 七、四九八、四三六
材 料 費 (磅)	七、四一、五〇〇	七、三、三三三	一、五、〇〇〇	一、一、〇〇〇	(a)	(a)	(b) 一、八、七三三、三三三
總 製 産 額 (磅)	二、三三三、三三三	一、四、八八八	三、八、三三三	五、五、五五六	(a)	(a)	(b) 四、八、七三三、三三三
純 製 産 額 (磅)	一、三三三、三三三	六、〇〇〇、六六六	一、八、三三三	四、六、八八八	(a)	(a)	(b) 二、六三三、三三三

(a) 不明 (b) 西洋洲、タスマニアを含む。

(二) 使用石炭量及び製産高 次頁の表は石炭使用量及びガス製産高の一九三八—三九年の詳細である。

石炭使用量及び製産高

石	炭 (噸)	製 産 高							
		ニュージーランド	ビクトリア	クイーンズランド	南 洋 洲	西 洋 洲	タスマニア		
石	炭 (噸)	七、三九、六九六	一、二七、〇四八	一、二八、六二六	一、一八、七五五	(a)	(a)	(a)	(b) 一、七六、六三六
製産高 (千立方呎)		一〇、六六、一八四	七、三九、六九六	一、二七、〇四八	一、一八、七五五	(a)	(a)	(a)	(b) 二、三三、三〇三
ガス製産高 (千立方呎)		六、三三、〇三二	六、三三、〇三二	五、九三、〇三八	九、〇七、〇四四	(a)	(a)	(a)	(b) 一、八八、〇五五
ガス販売高 (噸)		四、九六、〇三二	二、七、八五〇	五、九三、〇三八	四、七、二三四	(a)	(a)	(a)	(b) 七、七〇、三〇三
コークス製産高 (噸)		三、三〇、〇三二	一、二二、六八〇	四、〇七、〇三八	三、七、七三三	(a)	(a)	(a)	(b) 五、三三、一五〇
コークス販売高 (噸)		一、八四、〇七三	一、八四、〇七三	五、〇七、〇三八	四、〇七、〇三八	(a)	(a)	(a)	(b) 四、八七、八三五
ガス販売額 (磅)		一、八四、〇七三	一、八四、〇七三	五、〇七、〇三八	四、〇七、〇三八	(a)	(a)	(a)	(b) 四、八七、八三五
コークス販売額 (磅)		三、三〇、〇三二	一、二二、六八〇	四、〇七、〇三八	三、七、七三三	(a)	(a)	(a)	(b) 六、〇〇、〇五五

(a) 詳細不明 (b) (a)印の州を含む。

ガス製産高は一九二九—三〇年二〇、九二九、五六九、〇〇〇立方呎より一九三四年六月終了三年間平均一七、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇立方呎に

減少したが、其後一九三八—三九年に二一、四七二、三〇三、〇〇〇立方呎の新記録に達した。

第十九章 貯水及び灌漑

第一節 地下水

第二節 灌漑

# 第十九章 貯水及び灌漑

## 第一節 地下水

- 一 概説
- 二 大濠洲自噴井地域
- 三 西濠洲諸自噴井地域
- 四 マレー
- 五 自噴井水の起源
- 六 自噴井及び準自噴井

### 一 概説

旱魃の生ずる國に於てはすべて適當な貯水設備が最要な問題である。濠洲に於ては都會地への給水設備がよく整つてゐる。各州の主要給水設備に就ては第二章「地方行政」に記述。  
地下水問題に關し各州會議が一九一二年、一九一四年、一九二二年、一九二四年及び一九二八年に開催され、湧水地の區劃、水路測量、減水の研究、地下水の分析、利用等を關係各州政府共同で行ふことに意見の一致を見た。現在知られてゐる湧水地分布状態を示す地圖は本章末に掲載されてある。

### 二 大濠洲自噴井地域

「大濠洲自噴井地域」として知られてゐる地域は、(a) クイーンズランドの半ば以上を占める地域で、北部領に接續する西北部を除いた大分水嶺以西のクイーンズランド全部、(b) ニューサウスウェールズ北部境界及び大分水嶺西部間の可なりな地帯、(c) 南濠洲東北部及び北部領東端である。この地域(本章末地圖参照)は現在迄に發見された最大なものであると言はれてをり、面積六〇〇、〇〇〇平方哩に及ぶ。中、三七六、〇〇〇平方哩はクイーンズランドに、一一八、〇〇〇平方哩は南濠洲に、八〇、〇〇〇平方哩は、ニューサウスウェールズに、二五、〇〇〇平方哩は北部領に存在する。集水床の面積は、六〇、〇一〇平方哩、即ち五〇、〇〇〇平方哩はクイーンズランド、一〇、〇一〇平方哩はニューサウスウェールズにある。こ

の地域及びその地質的構成の説明は本年鑑第六卷五六九頁参照。

### 三 西濠洲諸自噴井地域

西濠洲自噴井地域は自ら五群に分れる。即ちユークラ自噴井地域(西濠洲南東端にあり濠洲大灣岸に沿うて南濠洲に延びる)、海岸平原自噴井地域(マレー山脈西方)、北西自噴井地域(マリーチソン河・アシユバートン河間)、自噴井地域(ケンブリッジ灣、クインズランド)、沙溪自噴井地域(ドレイ河・ワイツロイ河間)の五群である。

現世層と第三紀層が東境に於て西濠洲に入り、濠洲大灣でその先端が没してゐるのがユークラ自噴井地域である。試錐の行はれた場所では、その水質は鹽分を含んでゐることが判明した。幾多の條件、例へば地域によつて異なる地層の厚み、地層の多孔性の如何及び地層を支へる地盤の凹凸等の諸條件によつて水質は影響を蒙るのであるが、現在では未だこの自噴井地域に關して詳細に説明し得るほど諸條件の研究が行はれてゐない。

これに反しドレイ河山脈西方の海岸平原自噴井地域では地下水鑿井は多年成功を収めてゐる。

### 四 マレー河地域

マレー河自噴井地域はニューサウスウェールズ南西部、ビクトリア北西部、南濠洲南東部に互る地帯である。この地帯は西はマレー河口の近くから北方、バリア山脈へと延びてゐるロフティ山及び其他山脈の無生代及び古生代の岩石に、又東及び北東はビクトリア、ニューサウスウェールズの諸山脈に取り圍まれてゐる。この第三紀層自噴井地域は、多孔性、不透透性沖積土の連続である。マレー河の水が一部分はこの地域の帯水層から流れ出る水を水源としてゐることは興味がある。之は次の事實に依つて證明されてゐる。即ち同河減水の場合はパイアブ・バンドより下流の石灰岩斷



崖の下から泉が湧いて川床に流れ込んでゐる。同じ様な泉はマレー河諸支流が第三紀層の地層を流れてゐる場所にも存在してゐる。ビクトリア方面では試錐が行はれ、各地で種々の深さで水に掘當てた。

五 自噴井水の起源(火成説と氣象説)

既刊本年鑑には濠洲自噴井地域の水の起源に關するグレゴリー教授の學説及びこれに對するニューサウスウェールズの前地質技師の反駁論とが發表されてゐる(本年鑑第六卷五七〇頁参照)。

\* J.W.Gregory, F.R.S., D.Sc.: "The Dead Heart of Australia", London, John Murray, 1906; "The Flowing Wells of Central Australia," Geogr. Journal, July and August, 1911.

自噴井及び準自噴井 (一九三八—一九三九)

州	要	ニューサウスウェールズ	ビクトリア	クイーンズランド	南濠洲 (a)	西濠洲	北部領	塔
現存自噴井數	州別	410	2,322	121	121	261	121	6,274
自噴井延長(哩)	(c) 1,111哩	207,000	2,266,000	226,000	115,500	326,500	2,270	2,620,000
一日湧水量(千ガロン)	(d) 合計	21,500	2,500,000	250,000	125,000	370,000	2,270	2,620,000
湧水深度	最大(呎)	2,500	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
	最小(呎)	100	10	10	10	10	10	10
湧水温度	最高(華氏)	180	110	110	110	110	110	110
	最低(華氏)	75	75	75	75	75	75	75

(a) 政府直營のみ (b) 不完全 (c) 全自噴井(準を含む)の總深度 (d) 流出井のみ (e) 不明。  
(ii) 州別 紙面の都合上一九三八—一九三九年各州の詳細を掲載しないが、初期年度のものは一九三〇年第二三卷以前の本年鑑参照。

第二節 灌溉

濠洲に於ける最初の灌溉の實驗は、降雨量が不十分で、農業牧畜業が不安定で斷續的にしか行はれない地域を耕作地とする目的で行はれた。これ

一 概説

らの最初の移住地は概ね可成の成果を挙げたが、大概どの州でも未占有地に新しい移住を促進する代りに、現在ある移住地を一層集約にする方針を採り、廣大な地所を買戻し、耕作に適當な大きさに細分し、更にその土地を代金償還の容易な方法によつて拂下げたのである。灌溉の特殊の價値が認められるに至つたのは、この集約的移住政策と關係がある。各種の灌溉計畫に就ては本年鑑(第三三卷六三—六六頁)参照。

二 灌溉地面積

次表は一九二八—一九二九年乃至一九三八—一九三九年の各州灌溉地域の面積を示す。ニューサウスウェールズ面積は作物收穫用の畑のみであることに注意されたい。同州の面積には灌溉されたことのある牧草地、休耕地を含めない。従つて嚴密にはその面積は他州の面積とは比較出来ない。

年	灌溉地面積 (ニューカール)	ニューサウスウェールズ (a)	ビクトリア	クイーンズランド	南濠洲	西濠洲	タスマニア	計
一九二八—二九	1,311,129	4,716,654	3,526,880	59,224	50,001	4,609	2,075	14,248,572
一九二九—三〇	1,366,311	5,666,577	3,623,213	60,001	50,001	4,609	2,075	15,308,837
一九三〇—三一	1,311,129	4,666,000	3,623,213	60,001	50,001	4,609	2,075	14,248,572
一九三一—三二	1,187,729	4,188,155	3,623,213	60,001	50,001	4,609	2,075	13,645,723
一九三二—三三	1,107,977	3,977,724	3,623,213	60,001	50,001	4,609	2,075	13,125,500
一九三三—三四	1,131,271	4,093,333	3,623,213	60,001	50,001	4,609	2,075	13,304,493
一九三四—三五	1,254,433	4,948,322	3,623,213	60,001	50,001	4,609	2,075	14,872,954
一九三五—三六	1,254,433	4,948,322	3,623,213	60,001	50,001	4,609	2,075	14,872,954
一九三六—三七	1,581,622	5,818,877	3,623,213	60,001	50,001	4,609	2,075	17,901,138
一九三七—三八	1,907,219	6,507,111	3,623,213	60,001	50,001	4,609	2,075	20,614,338
一九三八—三九	1,835,528	5,957,577	3,623,213	60,001	50,001	4,609	2,075	19,453,504

(a) 牧草地、休耕地を除く。(b) 北部領一〇〇ニューカール及び濠洲首都領一〇ニューカールを含む。(c) 濠洲首都領を含む(一九三四—三五年二六ニューカール、一九三五—三六年一二三ニューカール、一九三六—三七年七〇ニューカール、一九三七—三八年六ニューカール、一九三八—三九年五〇ニューカール)。  
三 灌漑地農作物  
一九三八—一九三九年各州灌漑地農作物の分類は次に示す。一九三八—三九年度の灌漑農作物全面積中、ムラサキウマゴヤシ、牧草、綠草(林)地二九%、穀類三六%、果樹園、葡萄園二四%、根菜類及市場向蔬菜園

約一%である。同表に就て注意すべきはビクトリアの面積には一九三八—一九三九年に灌漑された二五、七五五ニューカールの牧草地と休耕地とが含まれず、同様に同年のタスマニアの数字からは六、三三四ニューカールの牧草地が除かれてゐることである。

灌溉地農作物 (一九三八一三九) (エーカー)

作物	ニューサウスウエールズ	ビクトリア	クイーンズランド	南 洋 洲	西 洋 洲	タスマニア	諸 州
穀類	二四,八三三	八六,五九九	五,〇〇〇	—	—	—	一六六,〇〇一
マレーヤ、マニヤシ、牧草、	三九,八七一	一〇九,〇〇〇	四,五〇〇	(a) 九,八七三	一〇,一三三	一〇,一三三	一七〇,七五七
樹、葡萄	三六,〇〇三	一〇,一七〇	七,〇〇一	二八,六三三	三,三三三	六七〇	一三三,七三二
根菜、市場向蔬菜其他	九,〇〇〇	五,五五五	(b) 三,六三三	五,一〇〇	一,八〇〇	(c) 一,三三三	(d) 三,五五五
計	一八三,五五八	二五二,〇〇〇	四六,九三三	四三,六三三	一四,三三三	三,三三三	(d) 五二二,二六六

(a) 牧草地を含む。(b) 甘蔗畑、三五、五一五エーカー、棉畑二四三エーカー及び烟草畑一、〇九五エーカーを含む。(c) ホップ畑九五エーカーを含む。(d) 諸州首都領五〇エーカーを含む。



## 第二十章 人

## 口

- |                  |                 |
|------------------|-----------------|
| 第一節 人口調査及び推定     | 別、國籍別人口等        |
| 第二節 推定數の正確性      | 第十節 住居          |
| 第三節 國勢調査統計表      | 第十一節 移民         |
| 第四節 人口の分布及び變動    | 第十二節 補助移民、移民規則等 |
| 第五節 人口増加の要素      | 第十三節 歸化         |
| 第六節 人口の季節的變動     | 第十四節 聯邦諸領人口     |
| 第七節 人口増加及び分布の諸原因 | 第十五節 濠洲原住民數     |
| 第八節 人口密度         | 第十六節 支那人        |
| 第九節 性別、年齡別、宗教    | 第十七節 太平洋諸島嶼人    |

## 第二十章 人口

### 第一節 人口調査及び推定

濠洲で行はれた初期の所謂人口「検査」及び其後の國勢調査の性質に就いては本年鑑第一五卷一〇八三―一〇八五頁に於いて概観されたが、それには數回に亘る調査施行日時及び各場合に計算された數の表が附加されてゐる。

#### 第二節 推定數の正確性

國勢調査の結果は高度の正確性を保有し、大體無條件で承認してよいものである。

聯邦國勢調査統計局設立以來、國勢調査中間年度に於ける人口推定數の改善に多大の關心が寄せられた。人口推定數に於ける誤謬の主要原因が移民數の記録にあることは疑問の餘地がなく、殊にこの記録の改善に努力が向けられ、非常に満足すべき結果を得るに至つた。一九一一年國勢調査によつて、その調査前に見積られた人口推定數の誤算が明らかとなつたが、その誤差は濠洲からの海外出國者男子一四・五%、女子一〇%と云ふ記録率と同じであることが判明した。一九二一年の國勢調査以後はその推定數は僅かに男子一%、女子四・五%の誤差に減少し、一九三三年六月三十日の國勢調査の結果によると海外移住に關する記録は非常に正確で、將來は

國勢調査年度各州人口 (一九二一年―一九三三年)

—— 純血原住民を除く —— (以下本章統計表に就いても同じ)

州又は領 ニューサウスウェールズ	一九二一年四月四日		計	一九三三年六月三十日	
	男	女		男	女
	1,041,801	1,018,670	2,060,471	1,316,271	1,354,576
					2,670,847

濠洲全體の記録數は何等の修正をも要せざるに至るであらうと思はれる。海外移住と同程度に正確な記録が、各州間の移動に就ても得られるとは思はれない。海路、鐵道、空路による各州間の移動に關する記録が作成されてゐるが、陸路による移動の記録は不可能である。

#### 第三節 國勢調査統計表

一 一九三三年國勢調査 二 一八八一年調査以降の増加

一 一九三三年國勢調査

濠洲植民地間で國勢調査が同時に行はれたのは一八八一年が最初である。従來の如く各州別ではなく、一中心による調査を規定する聯邦國勢調査統計法の條項による濠洲聯邦第一回國勢調査は一九一一年、第二回は一九二一年に聯邦統計局によつて行はれた。一九〇五―三〇年聯邦國勢調査法の規定に依り第三回濠洲聯邦國勢調査が一九三一年に行はれる筈であつたが、政府經費節約の必要上延期になつた。其後、期日は一九三三年六月三十日と定められ、濠洲全體の調査が一九三三年六月二十九日、三十日間の夜間現在として行はれた。一九二一年四月四日及び一九三三年六月三十日現在の州及び領の數字は次の如し。

計	北 部 領	西 洲	南 洲	ク イ ン ス ラ ン ド	ビ タ ト リ ヤ
二、七三、八七〇	一、五七、七	一、〇六、〇七	一、〇六、〇七	一、〇六、〇七	一、〇六、〇七
二、七三、八七〇	一、五七、七	一、〇六、〇七	一、〇六、〇七	一、〇六、〇七	一、〇六、〇七
二、七三、八七〇	一、五七、七	一、〇六、〇七	一、〇六、〇七	一、〇六、〇七	一、〇六、〇七
二、七三、八七〇	一、五七、七	一、〇六、〇七	一、〇六、〇七	一、〇六、〇七	一、〇六、〇七
二、七三、八七〇	一、五七、七	一、〇六、〇七	一、〇六、〇七	一、〇六、〇七	一、〇六、〇七
二、七三、八七〇	一、五七、七	一、〇六、〇七	一、〇六、〇七	一、〇六、〇七	一、〇六、〇七
二、七三、八七〇	一、五七、七	一、〇六、〇七	一、〇六、〇七	一、〇六、〇七	一、〇六、〇七
二、七三、八七〇	一、五七、七	一、〇六、〇七	一、〇六、〇七	一、〇六、〇七	一、〇六、〇七
二、七三、八七〇	一、五七、七	一、〇六、〇七	一、〇六、〇七	一、〇六、〇七	一、〇六、〇七
二、七三、八七〇	一、五七、七	一、〇六、〇七	一、〇六、〇七	一、〇六、〇七	一、〇六、〇七

二 一八八一年調査以降の増加

(一) 濠洲 一九二二年四月四日の調査より一九三三年六月三十日調査迄の人口増加は一、一九四、一〇五人、中男六〇四、二四一人、女五八九、八六四人、更に其以前十年間に於ける増加は九八〇、七二九人、中男四四九、八三五人、女五三〇、八九四人であつた。一八八一年より一九三三年迄の調査に於ける数字は下表の如し。

(二) 州及び領 一九三一年施行豫定の國勢調査が一九三三年迄延期された結果、一八八一年以降繼續して來た十年の調査中間期が中断され、そのため一九二一—三三年間(十二年三ヶ月)の次表人口増加数は直ちに以前のものとは比較できない。それで十年間(一九二一—三一年)に相當する増加推定数が最近の調査資料から算出され、次表に挿入されてある。各州及び領に於ける五期調査中間期の人口増加数は次の如し。

州又は領	一八八一年—一八九一年	一八九一年—一九〇一年	一九〇一年—一九一一年	一九一一年—一九二一年	一九二一年—一九三一年(推定数)	一九三一年—一九三三年(十二年三ヶ月)
ニュージーランド	四、九七、三三	三、〇八、八三	三、〇八、八三	三、〇八、八三	三、〇八、八三	三、〇八、八三
ウエーリウクス	四、九七、三三	三、〇八、八三	三、〇八、八三	三、〇八、八三	三、〇八、八三	三、〇八、八三

日	時	男	女	計	男子率(%)
一八八一年四月三日		一、三三、九三	一、〇五、三六	二、三九、二九	二七・五
一八九一年四月五日		一、七〇、〇九	一、〇七、〇七	二、七七、一六	二七・八
一九〇一年三月十一日		一、九七、〇六	一、〇七、〇七	三、〇四、一三	二七・九
一九一一年四月三日		二、三三、〇三	一、〇七、〇七	三、四〇、一〇	二七・九
一九二一年四月四日		二、七三、八七	一、〇七、〇七	三、八〇、九四	二七・八
一九三一年三月十一日	(a)	三、〇八、八三	一、〇七、〇七	四、一五、九〇	二七・七
一九三三年六月三十日	(b)	三、〇八、八三	一、〇七、〇七	四、一五、九〇	二七・七

(a) 女子一〇〇人に對する男子数 (b) 一九三三年六月三十日現在國勢調査よりの推定数

州又は領	一八八一年—一八九一年	一八九一年—一九〇一年	一九〇一年—一九一一年	一九一一年—一九二一年	一九二一年—一九三一年(推定数)	一九三一年—一九三三年(十二年三ヶ月)
ビクトリア	二、六、三、七	一、〇、一、三	一、〇、一、三	一、〇、一、三	一、〇、一、三	一、〇、一、三
クイーンズランド	一、〇、一、三	一、〇、一、三	一、〇、一、三	一、〇、一、三	一、〇、一、三	一、〇、一、三
南 洲	一、〇、一、三	一、〇、一、三	一、〇、一、三	一、〇、一、三	一、〇、一、三	一、〇、一、三
西 洲	一、〇、一、三	一、〇、一、三	一、〇、一、三	一、〇、一、三	一、〇、一、三	一、〇、一、三
タスマニア	一、〇、一、三	一、〇、一、三	一、〇、一、三	一、〇、一、三	一、〇、一、三	一、〇、一、三
北 部 領	一、〇、一、三	一、〇、一、三	一、〇、一、三	一、〇、一、三	一、〇、一、三	一、〇、一、三
濠洲首都領	一、〇、一、三	一、〇、一、三	一、〇、一、三	一、〇、一、三	一、〇、一、三	一、〇、一、三
濠洲	一、〇、一、三	一、〇、一、三	一、〇、一、三	一、〇、一、三	一、〇、一、三	一、〇、一、三

(a) ニュージーランドを含む。(b) は減少を示す。

一九二一—三一年間の濠洲全體の増加数は一九二一—三一年間の増加数より九七、六六四人だけ多いが、増加率は一九二一—三一年間二・〇一%より一九二一—三一年一九・八四%に下つた。一九二一—三一年間の年平均増加率は二・〇一%、一九二一—三一年間の年平均増加率は一・八三%になる。

第四節 人口の分布及び變動

一 現在数 二 増加及び分布 三 平均人口 四 各州面積人口比率

一九三九年十二月三十一日現在濠洲人口推定数は一六、九九七、三二六人、中男三、五三四、八一三人(全人口の五〇・五三%)、女三、四六二、五一三人(全人口の四九・四八%)である。一九三九年の増加は六七、六三五人(〇・九八%)で、中男増加数三〇、四四四人(〇・八七%)、女増加数三七、

一九一一年(一・〇九%)である。この増加は主に死亡に對する出生の超過により、それによるもの五三、七四四人で、移住増加は僅か一三、八九一人に過ぎない。

二 増加及び分布

既刊本年鑑第一五巻迄は濠洲男女人口は一七八八年から五年目毎に區切つて掲載してゐるが、次の簡略な表は一般用として充分であらう。

人口推定數 (一八〇〇—一九三九)

現十二月三十一日在	ニューイギリス	ビクトリア	ドクインスタン	南 洋 洲	西 洋 洲	タスマニア	北 部 領	濠洲首都領	濠 洲
一八〇〇	三, 六〇〇	—	—	—	—	—	—	—	三, 六〇〇
一八一〇	七, 六〇〇	—	—	—	—	—	—	—	七, 六〇〇
一八二〇	三三, 六〇〇	—	—	—	—	—	—	—	三三, 六〇〇
一八三〇	五五, 五〇〇	—	—	—	—	—	—	—	五五, 五〇〇
一八四〇	八五, 〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—	八五, 〇〇〇
一八五〇	一五〇, 〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—	一五〇, 〇〇〇
一八六〇	二一七, 〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—	二一七, 〇〇〇
一八七〇	三〇〇, 〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—	三〇〇, 〇〇〇
一八八〇	四〇〇, 〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—	四〇〇, 〇〇〇
一八九〇	五〇〇, 〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—	五〇〇, 〇〇〇
一九〇〇	六〇〇, 〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—	六〇〇, 〇〇〇
一九一〇	七〇〇, 〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—	七〇〇, 〇〇〇
一九二〇	八〇〇, 〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—	八〇〇, 〇〇〇
一九三〇	九〇〇, 〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—	九〇〇, 〇〇〇
一九三九	一, 〇〇〇, 〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—	一, 〇〇〇, 〇〇〇

現十二月三十一日在	ニューイギリス	ビクトリア	ドクインスタン	南 洋 洲	西 洋 洲	タスマニア	北 部 領	濠洲首都領	濠 洲
一八〇〇	三, 六〇〇	—	—	—	—	—	—	—	三, 六〇〇
一八一〇	七, 六〇〇	—	—	—	—	—	—	—	七, 六〇〇
一八二〇	三三, 六〇〇	—	—	—	—	—	—	—	三三, 六〇〇
一八三〇	五五, 五〇〇	—	—	—	—	—	—	—	五五, 五〇〇
一八四〇	八五, 〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—	八五, 〇〇〇
一八五〇	一五〇, 〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—	一五〇, 〇〇〇
一八六〇	二一七, 〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—	二一七, 〇〇〇
一八七〇	三〇〇, 〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—	三〇〇, 〇〇〇
一八八〇	四〇〇, 〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—	四〇〇, 〇〇〇
一八九〇	五〇〇, 〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—	五〇〇, 〇〇〇
一九〇〇	六〇〇, 〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—	六〇〇, 〇〇〇
一九一〇	七〇〇, 〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—	七〇〇, 〇〇〇
一九二〇	八〇〇, 〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—	八〇〇, 〇〇〇
一九三〇	九〇〇, 〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—	九〇〇, 〇〇〇
一九三九	一, 〇〇〇, 〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—	一, 〇〇〇, 〇〇〇



タインスタン	五五、七五	四九、八八	一、〇三、六三
南 洋 洲	三九、八四	三〇、三三	五九、〇九
西 洋 洲	三三、七三	三三、七三	四六、三二
タスマニヤ	二二、三三	一九、八三	三三、〇七
北 部 領	六、八〇	二、五三	八、八三
北 部 領	七、〇〇	五、八四	三三、六六
南洋首領	七、〇〇	五、八四	三三、六六
計	五、六〇、〇七	三、五〇、五三	七、〇六、六六

平均人口 (曆年別一九二九—一九三九)

三平均人口

(一) 曆年別 次表は一九二九—三九曆年間各州及び領の平均人口を示す。

(二) 財政年度別 財政年度別統計表と共に財政年度別平均人口が廣く利用されてゐる。次表は六月三十日終了財政年度別に一九三〇—四〇年の各州及び領の平均人口を示す。

日現在	十二月三十一日現在	ウエールズ	ピクトリヤ	タインスタ	南洋洲	西洋洲	タスマニヤ	北部領	南洋首領	洋 洲
一九二九	二、五〇、〇三六	一、七〇、〇三三	八、九七、五九九	五、七、四七七	四〇、〇、五九	三、七、五三	四、九、七九	八、五、四一	六、五、四七〇	六、五、四七〇
一九三〇	二、五三、二六九	一、七六、二二七	九、〇〇、三九九	五、七、二四三	四〇、〇、七九	三、〇、九三	四、九、七九	八、六、一一	六、五、四七〇	六、五、四七〇
一九三一	二、五五、八七二	一、七九、三三三	九、〇三、八五五	五、七、〇七七	四〇、〇、九三	三、〇、八二	四、九、七九	八、六、一〇	六、五、四七〇	六、五、四七〇
一九三二	二、五七、七四二	一、八〇、八八八	九、〇五、五五五	五、六、〇〇〇	四〇、〇、〇〇	三、〇、八二	四、九、七九	八、六、〇七	六、五、四七〇	六、五、四七〇
一九三三	二、六〇、一七三	一、八三、〇五六	九、〇七、四五四	五、六、〇〇〇	四〇、〇、〇〇	三、〇、八二	四、九、七九	八、六、〇七	六、五、四七〇	六、五、四七〇
一九三四	二、六三、五五〇	一、八六、〇八八	九、〇九、三九九	五、六、〇〇〇	四〇、〇、〇〇	三、〇、八二	四、九、七九	八、六、〇七	六、五、四七〇	六、五、四七〇
一九三五	二、六六、八五九	一、八九、一六六	九、一一、一六六	五、六、〇〇〇	四〇、〇、〇〇	三、〇、八二	四、九、七九	八、六、〇七	六、五、四七〇	六、五、四七〇
一九三六	二、六九、〇七九	一、九二、二四四	九、一三、〇〇〇	五、六、〇〇〇	四〇、〇、〇〇	三、〇、八二	四、九、七九	八、六、〇七	六、五、四七〇	六、五、四七〇
一九三七	二、七二、二九八	一、九五、三二二	九、一四、八三三	五、六、〇〇〇	四〇、〇、〇〇	三、〇、八二	四、九、七九	八、六、〇七	六、五、四七〇	六、五、四七〇
一九三八	二、七五、五一七	一九八、四〇〇	九、一六、六六六	五、六、〇〇〇	四〇、〇、〇〇	三、〇、八二	四、九、七九	八、六、〇七	六、五、四七〇	六、五、四七〇
一九三九	二、七八、七三六	二〇一、四七八	九、一八、五〇〇	五、六、〇〇〇	四〇、〇、〇〇	三、〇、八二	四、九、七九	八、六、〇七	六、五、四七〇	六、五、四七〇
一九四〇	二、八一、九五五	二〇四、五五六	九、二〇、六三三	五、六、〇〇〇	四〇、〇、〇〇	三、〇、八二	四、九、七九	八、六、〇七	六、五、四七〇	六、五、四七〇

(a) 前頁本文参照。訂正推定数、一九三三年 九、〇七八。一九三四年 九、四三五。一九三五年 九、七三五。一九三六年 一〇、二九五。一九三七年 一〇、九〇二。

平均人口 (財政年度別) (一九三〇—四〇)

在六月三十日現在	ウエールズ	ピクトリヤ	タインスタ	南洋洲	西洋洲	タスマニヤ	北部領	南洋首領	計
一九三〇	二、五八、五五三	一、七六、二二七	九、〇三、八五五	五、七、四七七	四〇、〇、七九	三、〇、九三	四、九、七九	八、六、一一	六、五、四七〇
一九三一	二、五三、二六九	一、七九、三三三	九、〇〇、三九九	五、七、二四三	四〇、〇、九三	三、〇、八二	四、九、七九	八、六、一〇	六、五、四七〇
一九三二	二、五五、八七二	一、八〇、八八八	九、〇三、八五五	五、七、〇七七	四〇、〇、九三	三、〇、八二	四、九、七九	八、六、一〇	六、五、四七〇
一九三三	二、五七、七四二	一、八三、〇五六	九、〇五、五五五	五、六、〇〇〇	四〇、〇、〇〇	三、〇、八二	四、九、七九	八、六、〇七	六、五、四七〇
一九三四	二、六〇、一七三	一、八六、〇八八	九、〇七、四五四	五、六、〇〇〇	四〇、〇、〇〇	三、〇、八二	四、九、七九	八、六、〇七	六、五、四七〇
一九三五	二、六三、五五〇	一、八九、一六六	九、〇九、三九九	五、六、〇〇〇	四〇、〇、〇〇	三、〇、八二	四、九、七九	八、六、〇七	六、五、四七〇
一九三六	二、六六、八五九	一九二、二四四	九、一一、一六六	五、六、〇〇〇	四〇、〇、〇〇	三、〇、八二	四、九、七九	八、六、〇七	六、五、四七〇
一九三七	二、六九、〇七九	一九五、三二二	九、一三、〇〇〇	五、六、〇〇〇	四〇、〇、〇〇	三、〇、八二	四、九、七九	八、六、〇七	六、五、四七〇
一九三八	二、七二、二九八	一九八、四〇〇	九、一四、八三三	五、六、〇〇〇	四〇、〇、〇〇	三、〇、八二	四、九、七九	八、六、〇七	六、五、四七〇
一九三九	二、七五、五一七	二〇一、四七八	九、一六、六六六	五、六、〇〇〇	四〇、〇、〇〇	三、〇、八二	四、九、七九	八、六、〇七	六、五、四七〇
一九四〇	二、七八、七三六	二〇四、五五六	九、一八、五〇〇	五、六、〇〇〇	四〇、〇、〇〇	三、〇、八二	四、九、七九	八、六、〇七	六、五、四七〇

(a) 本章第四節(二)男女合計表脚註(四)参照。訂正推定数、一九三三—三四年 九、三八二。一九三四—三五年 九、五四〇。一九三五—三六年 九、九六七。

四 各州面積人口比率、男子率及び人口密度(州別)

州及び領の一九三九年十二月三十一日現在の人口推定数の表は前掲の通り。次表は全面積及び全人口に對する各州及び領の面積及び人口の比率、女に對する男の比率及び人口密度を示す。

面積、人口、男子率、人口密度(%) (一九三九)

州又は領	全面積に對する比率	一九三九年十二月三十一日現在人口推定数比率		男子率(a)	人口密度(b)
		男	女		
ウエールズ	10.04	29.96	29.96	101.61	8.5

洲	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
南洋洲	0.00	0.19	0.14	0.14	0.18	100.00	100.00	100.00
北 部 領	0.00	0.19	0.14	0.14	0.18	100.00	100.00	100.00
北 部 領	0.00	0.19	0.14	0.14	0.18	100.00	100.00	100.00
タスマニヤ	0.00	0.19	0.14	0.14	0.18	100.00	100.00	100.00
西 洋 洲	0.00	0.19	0.14	0.14	0.18	100.00	100.00	100.00
南 洋 洲	0.00	0.19	0.14	0.14	0.18	100.00	100.00	100.00
タインスタン	0.00	0.19	0.14	0.14	0.18	100.00	100.00	100.00
ピクトリヤ	0.00	0.19	0.14	0.14	0.18	100.00	100.00	100.00



(a) 女子一〇〇人に對する男子數 (b) 一平方哩人口數  
 男子比率及び人口密度に關する補足的統計は本章に後記す。

五 都邑及び農村の人口分布

一九三三年六月三十日國勢調査の際、都邑及び農村の人口分布状態に關する統計が得られた。「各州首府地域」とは首府及び接續自治行政地域を含み、タスマニヤを除く各州の「地方都邑地域」は調査用語としては首府地域に接續せぬ市及び町、即ち地方行政上自治制を施行した市及び町を指し、「農村地域」とは自治制施行の如何に拘らずその残りの地域をいふ。又「移民」に含められる者は國勢調査施行期日に於ける濠洲港從泊中の船舶乗船者及び長距離鐵道旅行者である。

都邑及び農村人口分布 (一九三三年六月三十日國勢調査)

都邑	ニューサウスウェールズ		計	全人口百分率	
	男	女		一九二一年	一九三三年
計	一、三三八、七七一	一、二六三、三三六	二、六五二、一〇七	100.00	100.00
都邑	五九七、一〇四	六四四、一〇五	一、二四一、二〇九	46.80	46.80
首府	二六八、四九九	二六三、一〇一	五三一、六〇〇	19.30	19.30
地方	三二八、六〇五	三八一、〇〇四	六四五、六〇九	24.90	24.90
農村	三二八、六〇五	三八一、〇〇四	六四五、六〇九	24.90	24.90
移民	四、四四三	五九七	五、〇四〇	0.19	0.19
計	一、三三八、七七一	一、二六三、三三六	二、六五二、一〇七	100.00	100.00
ビクトリア					

一九二一年調査以後の増加率

都邑	クイーンズランド		計	南 洋 洲		計	西 洋 洲	
	首府	地方		都邑	地方		都邑	地方
計	四九、二二七	四九、二二七	九八、四五七	九八、四五七	九八、四五七	九八、四五七	九八、四五七	
都邑	一四、五五五	一四、五五五	二九、一一〇	二九、一一〇	二九、一一〇	二九、一一〇	二九、一一〇	
首府	九、八五五	九、八五五	一八、七一〇	一八、七一〇	一八、七一〇	一八、七一〇	一八、七一〇	
地方	五、七〇〇	五、七〇〇	一〇、九〇〇	一〇、九〇〇	一〇、九〇〇	一〇、九〇〇	一〇、九〇〇	
農村	三三、七〇二	三三、七〇二	六六、七〇二	六六、七〇二	六六、七〇二	六六、七〇二	六六、七〇二	
移民	三、一七〇	三、一七〇	六、三四〇	六、三四〇	六、三四〇	六、三四〇	六、三四〇	
計	四九、二二七	四九、二二七	九八、四五七	九八、四五七	九八、四五七	九八、四五七	九八、四五七	

都邑	タスマニア		計	北 部 領		計
	首府	地方		都邑	地方	
計	三三、九七七	三三、九七七	六七、九五四	六七、九五四	六七、九五四	
都邑	一〇、一五三	一〇、一五三	二〇、三〇六	二〇、三〇六	二〇、三〇六	
首府	三、七〇〇	三、七〇〇	七、四〇〇	七、四〇〇	七、四〇〇	
地方	六、四五三	六、四五三	六、四〇〇	六、四〇〇	六、四〇〇	
農村	二二、八二七	二二、八二七	四四、一五七	四四、一五七	四四、一五七	
移民	一、一七七	一、一七七	二、三五四	二、三五四	二、三五四	
計	三三、九七七	三三、九七七	六七、九五四	六七、九五四	六七、九五四	

都邑	濠洲		計	南洋		計
	首府	地方		都邑	地方	
計	一、四三三	一、四三三	二、八六六	二、八六六	二、八六六	
都邑	一、四三三	一、四三三	二、八六六	二、八六六	二、八六六	
首府	一、四三三	一、四三三	二、八六六	二、八六六	二、八六六	
地方	一、四三三	一、四三三	二、八六六	二、八六六	二、八六六	
農村	一、四三三	一、四三三	二、八六六	二、八六六	二、八六六	
移民	一、四三三	一、四三三	二、八六六	二、八六六	二、八六六	
計	一、四三三	一、四三三	二、八六六	二、八六六	二、八六六	

註 (-)は減少を示す。

一九二一年國勢調査の際首府地域の人口は全人口の四三・〇一%であつたが、一九三三年六月三十日調査に於ては四六・八七%を占めてゐる。首府地域最大人口率を有するのはビクトリア(五四・四九%)次が南濠洲(五三・八一%)である。併しこの調査中間期間に首府地域人口増加率の最高はクイーンズランド及びニューサウスウェールズであつた。  
 濠洲農村地方の人口百分率は一九二一年四月四日三七・三五%から一九三三年六月三十日三五・九一%に減少した。農村人口率の最高はタスマニアで四八・二三%、次がクイーンズランド四六・九二%である。併し一九二一

年調査以降、農村人口増加率の最も高くなつたのは西濠洲(四〇・九八%)で濠洲農村地域人口増加平均率の二倍以上であつた。首府地域人口の特徴の一つは女の率が高いことである。一九二一年には首府地域人口の五二・三%は女であり、一九三三年には更に極く僅か増加して五二・五%となつた。女子率の最高の州はビクトリア及びタスマニヤで五三・一%である。

六 濠洲及び諸外國首府人口

濠洲に於ては各州唯一の中心地たる首府に異常に人口が集中してゐる。主要諸外國の首府に比較すると次の如し。

州及び諸國	首府	年度	首府人口
ニューサウスウェールズ	シドニー	一九三九	一、四三三、八六〇
ビクトリア	メルボルン	ク	一、四〇六、七五〇
クイーンズランド	ブリスベーン	ク	三三六、〇〇〇
南濠洲	アデレード	ク	三三三、九六〇
西濠洲	パース	ク	三三〇、八〇〇
タスマニヤ	ホバート	ク	五五、四五〇
イングランド	ロンドン	一九三八	八、四〇〇、〇〇〇
スコットランド	エジンバラ	一九三九	四七五、二〇〇
北アイルランド	ベルファスト	ク	四四四、五〇〇
アイル	ダブリン	ク	四八二、二〇〇
南アフリカ	ケープタウン	一九三六	一七五、三三三
ニュージーランド	ウエリントン	一九三九	一五七、六〇〇

アルゼンチン	ブエノスアイレス	一九三八	二、三三三、三三三
ベルギー	ブラッセル	ク	九三、七三三
チエコスロバキア	プラハ	一九三六	九六三、〇〇〇
デンマーク	コペンハーゲン	一九三五	八四三、二六六
エジプト	カイロ	一九三七	一、〇三七、四三三
フランス	パリ	一九三六	二、八三九、七三六
ドイツ	ベルリン	一九三九	四、三三三、三三三
ギリシア	アテナ	一九三八	四九三、三三三
ハンガリー	ブダペスト	一九三九	一、二二五、八七七
イタリア	ローマ	ク	一、三三三、三三三
日本	東京 (c)	ク	六、八六一、二〇〇
オランダ	アムステルダム	一九三八	七五三、三三三
ノルウェー	オスロ	ク	三三三、〇〇〇
ポルトガル	リスボン	一九三七	六〇〇、〇〇〇
スペイン	マドリード	一九三五	六、八二七、三三三
スエーデン	ストックホルム	一九三八	五五三、七七三
米國	ニューヨーク	一九四〇	七、六四八、八八八
ソ聯	モスクワ	一九三九	四、二二七、〇一八

(a) 大ロンドン市 (b) 歐洲人 (c) 大東京市 (d) 接縁區域を含まず。  
註—キヤンベラの人口は一九三九年一〇、四二〇人。

七 主要都邑地域

次表は一九三三年六月三十日の國勢調査に於ける各州及び領の主要都邑地域人口である。

市又は町	人口	市又は町	人口
ニューサウスウェールズ	一、三三三、三三三	フオーブス	五、三三三
シドニー及市外	一、〇四四、八八八	ダレンインズ	五、三三三
ニューカッスル及市外	三六、六六六	インヴァレル	五、三三三
ブローケンヒル	一四、八八八	カジノ	五、三三三
グールベーン	一四、八八八	カウラ	五、〇〇〇
セズノツク	一四、八八八	ビクトリア	九、九九九
リスゴー	一四、八八八	メルボルン及市外	九、九九九
リスモア	一四、八八八	ジーロン及市外	九、九九九
ワガワガ	一四、八八八	バララット及市外	九、九九九
オロンゴング	一四、八八八	ペンディゴ及市外	九、九九九
オルバリー	一四、八八八	ワルナンプール	八、六六六
パザースト	一四、八八八	ミルドウラ	六、六六六
タムワース	一四、八八八	ハミルトン	五、六六六
オレンジ	一四、八八八	シエパートン	五、六六六
フエアフィールド	一四、八八八	メリボロー	五、三三三
ダボ	一四、八八八	ウオンタギ	五、三三三
ウエストメイトランド	一四、八八八	ホルシアム	五、三三三
アーミデール	一四、八八八	カツスルメーン	五、三三三
カトウンバ	一四、八八八	クイーンズランド	三、三三三
グラフトン	一四、八八八	ブリスベーン及市外	三、三三三
リパール	一四、八八八	ロツクハンプトン	三、三三三
カブラマツタ及カン	一四、八八八	トウウンバ	三、三三三
ライ・ヴェール	一四、八八八	タウンスヴィル	三、三三三
パークス	一四、八八八		

イプスウィチ	三、三三三	カルグーリー及市外	一七、三三三
ケアンズ	二、九九九	ペンベラー	五、一四〇
バンダバード	二、九九九	ジエラルトン	四、九四〇
メリボロー	二、九九九	ノーサム	四、八二七
マツケー	一〇、六六六	オルバニー	四、〇〇〇
ジムビー	七、七九九	コリー	三、六六六
チャーターズタワーズ	六、六六六	タスマニヤ	六、〇〇〇
ウオーウイツ	六、六六六	ホバート及市外	六、〇〇〇
南濠洲		ロウンセストン及市外	三、八八八
アデレード及市外	三、三三三	デボンポート	三、一四一
ポートビリー	二、七七七	タインスタウン	三、〇〇〇
マウントガンビニア	五、五五五	パーニー	三、〇〇〇
マレイブリッジ	三、三三三	アルバーストン	二、七七一
ポートオウガスタ	三、三三三	北都領	
ビートボロー	三、三三三	ダーウイン	一、五五六
ポートリンカーン	三、三三三	濠洲首都領	
西濠洲		キヤンベラ	七、三三三
パース及市外	三、三三三		

八 地方都邑地域

前述「五」に於て地方都邑地域に住む各州人口比率を示したが、次表は各州首府地域を除き、自治制施行の有無に拘らず人口二千又は三千以上の市及び町に住む人口總計を示す。その他、一九三三年六月三十日國勢調査に於ける州人口に對するこれ等の市及び町の人口比率を示す。





女子

期	間	ウエールズ	ピタトリーヤ	ドイツ	南	西	タスマニア	北	諸	諸	諸
一九〇一—〇五	一九〇六—一〇	五九,一六五	七九,六二二	三三,六〇〇	三三,七〇〇	二二,四六六	八,〇三七	元	(b)	一五,四一六	
一九〇六—一〇	一九一一—一五	七二,三九七	四三,六九〇	三六,四〇六	二四,七五〇	一三,四四〇	八,五三三	元	(b)	一七,六三七	
一九一一—一五	一九一六—二〇	八七,〇七〇	五〇,三二九	三三,四〇九	一九,三三八	一六,〇三三	八,〇二二	元	(b)	二六,二一九	
一九一六—二〇	一九二一—二五	八八,四九八	四九,六六六	三三,三七三	一七,五九三	一三,八七七	八,八七七	元	(b)	二九,九六九	
一九二一—二五	一九二六—三〇	八〇,七三三	四四,四七二	三三,三六八	一五,四〇七	一三,四四六	八,八七九	元	(b)	三三,八八五	
一九二六—三〇	一九三一—三五	八〇,七三三	四四,四七二	三三,三六八	一五,四〇七	一三,四四六	八,八七九	元	(b)	三三,八八五	
一九三一—三五	一九三六—四〇	八〇,七三三	四四,四七二	三三,三六八	一五,四〇七	一三,四四六	八,八七九	元	(b)	三三,八八五	
一九三六—四〇	一九四一—四五	八〇,七三三	四四,四七二	三三,三六八	一五,四〇七	一三,四四六	八,八七九	元	(b)	三三,八八五	
一九四一—四五	一九四六—五〇	八〇,七三三	四四,四七二	三三,三六八	一五,四〇七	一三,四四六	八,八七九	元	(b)	三三,八八五	
一九四六—五〇	一九五〇—五五	八〇,七三三	四四,四七二	三三,三六八	一五,四〇七	一三,四四六	八,八七九	元	(b)	三三,八八五	
一九五〇—五五	一九五五—六〇	八〇,七三三	四四,四七二	三三,三六八	一五,四〇七	一三,四四六	八,八七九	元	(b)	三三,八八五	
一九五五—六〇	一九六〇—六五	八〇,七三三	四四,四七二	三三,三六八	一五,四〇七	一三,四四六	八,八七九	元	(b)	三三,八八五	
一九六〇—六五	一九六五—七〇	八〇,七三三	四四,四七二	三三,三六八	一五,四〇七	一三,四四六	八,八七九	元	(b)	三三,八八五	
一九六五—七〇	一九七〇—七五	八〇,七三三	四四,四七二	三三,三六八	一五,四〇七	一三,四四六	八,八七九	元	(b)	三三,八八五	
一九七〇—七五	一九七五—八〇	八〇,七三三	四四,四七二	三三,三六八	一五,四〇七	一三,四四六	八,八七九	元	(b)	三三,八八五	
一九七五—八〇	一九八〇—八五	八〇,七三三	四四,四七二	三三,三六八	一五,四〇七	一三,四四六	八,八七九	元	(b)	三三,八八五	
一九八〇—八五	一九八五—九〇	八〇,七三三	四四,四七二	三三,三六八	一五,四〇七	一三,四四六	八,八七九	元	(b)	三三,八八五	
一九八五—九〇	一九九〇—九五	八〇,七三三	四四,四七二	三三,三六八	一五,四〇七	一三,四四六	八,八七九	元	(b)	三三,八八五	
一九九〇—九五	一九九五—〇〇	八〇,七三三	四四,四七二	三三,三六八	一五,四〇七	一三,四四六	八,八七九	元	(b)	三三,八八五	

男女合計

期	間	ウエールズ	ピタトリーヤ	ドイツ	南	西	タスマニア	北	諸	諸	諸
一九〇一—〇五	一九〇六—一〇	一一〇,〇三三	七九,六二二	三三,六〇〇	三三,七〇〇	二二,四六六	八,〇三七	(-) 一五	(b)	元	
一九〇六—一〇	一九一一—一五	一二五,三三三	四三,六九〇	三六,四〇六	二四,七五〇	一三,四四〇	八,五三三	(-) 二二	(b)	元	
一九一一—一五	一九一六—二〇	一四〇,二二二	五〇,三二九	三三,四〇九	一九,三三八	一六,〇三三	八,〇二二	(-) 一九	(b)	元	
一九一六—二〇	一九二一—二五	一五五,一一一	四九,六六六	三三,三七三	一七,五九三	一三,八七七	八,八七七	(-) 一〇	(b)	元	
一九二一—二五	一九二六—三〇	一七〇,三三三	四四,四七二	三三,三六八	一五,四〇七	一三,四四六	八,八七九	(-) 五	(b)	元	
一九二六—三〇	一九三一—三五	一八五,二二二	四四,四七二	三三,三六八	一五,四〇七	一三,四四六	八,八七九	(-) 五	(b)	元	
一九三一—三五	一九三六—四〇	二〇〇,一一一	四四,四七二	三三,三六八	一五,四〇七	一三,四四六	八,八七九	(-) 五	(b)	元	
一九三六—四〇	一九四一—四五	二一五,〇〇〇	四四,四七二	三三,三六八	一五,四〇七	一三,四四六	八,八七九	(-) 五	(b)	元	
一九四一—四五	一九四六—五〇	二三〇,八八八	四四,四七二	三三,三六八	一五,四〇七	一三,四四六	八,八七九	(-) 五	(b)	元	
一九四六—五〇	一九五〇—五五	二四六,七七七	四四,四七二	三三,三六八	一五,四〇七	一三,四四六	八,八七九	(-) 五	(b)	元	
一九五〇—五五	一九五五—六〇	二六二,六六六	四四,四七二	三三,三六八	一五,四〇七	一三,四四六	八,八七九	(-) 五	(b)	元	
一九五五—六〇	一九六〇—六五	二七八,五五五	四四,四七二	三三,三六八	一五,四〇七	一三,四四六	八,八七九	(-) 五	(b)	元	
一九六〇—六五	一九六五—七〇	二九四,四四四	四四,四七二	三三,三六八	一五,四〇七	一三,四四六	八,八七九	(-) 五	(b)	元	
一九六五—七〇	一九七〇—七五	三〇〇,三三三	四四,四七二	三三,三六八	一五,四〇七	一三,四四六	八,八七九	(-) 五	(b)	元	
一九七〇—七五	一九七五—八〇	三〇六,二二二	四四,四七二	三三,三六八	一五,四〇七	一三,四四六	八,八七九	(-) 五	(b)	元	
一九七五—八〇	一九八〇—八五	三一二,一一一	四四,四七二	三三,三六八	一五,四〇七	一三,四四六	八,八七九	(-) 五	(b)	元	
一九八〇—八五	一九八五—九〇	三一八,〇〇〇	四四,四七二	三三,三六八	一五,四〇七	一三,四四六	八,八七九	(-) 五	(b)	元	
一九八五—九〇	一九九〇—九五	三二四,八八八	四四,四七二	三三,三六八	一五,四〇七	一三,四四六	八,八七九	(-) 五	(b)	元	
一九九〇—九五	一九九五—〇〇	三三一,七七七	四四,四七二	三三,三六八	一五,四〇七	一三,四四六	八,八七九	(-) 五	(b)	元	

自然増加率 (男女計)

期	ニュージーランド	ビクトリア	タインスラ	南洋洲	西洋洲	タスマニア	北部領	洋洲首都領	洋
一九〇一—〇五	一五・五九	一一・三二	一五・三三	一三・五二	一八・〇七	一七・八五	(-)	(b)	一四・六〇
一九〇六—一〇	一七・三五	一一・一一	一六・九九	一五・四四	一八・三三	一八・七七	(-)	(b)	一五・五三
一九一一—一五	一八・三七	一一・九二	一八・六二	一七・五五	一八・七六	一九・六三	(-)	(b)	一七・〇五
一九一六—二〇	一五・六九	一一・五五	一六・七四	一四・五	一四・六	一七・四	〇・四四	一三・三	一四・五七
一九二一—二五	一五・四七	一一・三三	一五・八七	一四・六	一三・六	一六・四	一三・三	六・八	一四・三
一九二六—三〇	一三・五	一〇・一〇	一三・八	一〇・六	一三・三	一三・八	一〇・三	九・六	一一・七
一九三〇—三五	八・〇〇	五・八	九・八	六・七	九・五	一〇・三	二・五	三・一	七・四
一九三〇	一〇・三〇	九・三	一〇・六	八・九	一三・五	一三・四	(-)	一〇・三	一一・〇
一九三一	一〇・五	七・九	一一・一	七・元	一一・六	一〇・三	〇・四	一〇・〇	九・四
一九三二	九・三	五・五	一〇・二	六・六	九・七	一〇・八	一・三	一〇・七	八・三
一九三三	九・三	五・五	一〇・二	六・六	九・三	一〇・三	一・三	一〇・七	七・八
一九三四	七・七	五・〇	九・六	五・三	八・四	九・六	五・六	一〇・三	七・九
一九三五	七・六	五・三	九・五	五・三	八・九	九・六	五・六	一〇・三	七・九
一九三六	八・七	五・四	一〇・五	五・七	九・四	九・六	一〇・九	一〇・七	七・七
一九三七	八・三	五・四	一〇・五	五・八	九・四	九・六	一〇・九	一〇・七	七・七
一九三八	七・八〇	六・一〇	九・七	六・五	一〇・〇	一一・二	五・七	一〇・三	七・八
一九三九	七・七一	五・九	一〇・六	六・五	一〇・一	一〇・八	七・七	一〇・三	七・三

(a) 死亡に對する出生超過数 (b) 一九一一年以前はニュージーランドの数字に含まる。 (c) 年千人に對する死亡超過出生数 (d) 一九三八年六月三十日現在國勢調査による訂正平均人口による改訂率。註 (-)は出生に對する死亡超過数を示す。

前表は近年各州の自然増加率低下を示してゐる。即ち洋洲の一九三九年に於ける増加率は一九一四年の最高増加率即ち一七・四四%の半ばにも達

しない。今世紀初頭の五年間には年平均洋洲自然増加率は五七・〇〇〇人であり、一九二一—二五年間の年平均増加率は八二・〇〇〇人の最大數字を

示してゐるが、其後一九三一—三五年の五年間には年平均増加は五二・六五〇人に低下した。最近四年間の平均は五三・六二一人である。  
(二) 諸外國との比較 出生率は少いにも拘はらず、死亡率が非常に低い爲に洋洲の自然増加率は歐洲諸國の大部分よりも高い。次表は洋洲諸州及びニュージーランドと統計の入手し得る限りの主要國との一九三八年人口自然増加率の比較である。それに一九〇九—一三年間の年平均自然増加率を附加した。初期の増加率に比較すると、一、二の例外を除いて自然増加率の低下が世界主要國の一般の現象であることが判明する。

平均人口千人當り年自然増加

洋洲及諸國	一九〇九—一三	一九三三—三八	洋洲及諸國	一九〇九—一三	一九三三—三八
オーストラリア	一八・八	一一・一	ニュージーランド	一八・〇	七・八
タスマニア	一八・一	一〇・七	南洋洲	一六・七	七・八
西洋洲	一七・九	九・八	西洋洲	一六・八	六・五
タインスラ	一七・九	九・八	ビクトリア	一三・六	六・一
ニュージーランド	一七・一	八・三			

ヨーロッパ	北アメリカ	南アメリカ	アフリカ	アジア	オセアニア
ソロフバ	一五・八	(a) 一七・四	スウェーデン	一〇・八	(a) 一七・四
オランダ	一五・二	(b) 一〇・八	スウェーデン	一〇・八	(b) 一〇・八
スウェーデン	九・三	九・七	スウェーデン	一〇・八	(c) 一〇・八
イギリス	三・八	八・〇	スウェーデン	一〇・八	(d) 一〇・八
ドイツ	二・八	七・八	スウェーデン	一〇・八	(e) 一〇・八
デンマーク	一・九	六・四	スウェーデン	一〇・八	(f) 一〇・八
北アメリカ	六・三	五・八	スウェーデン	一〇・八	(g) 一〇・八
南アメリカ	二・四	五・八	スウェーデン	一〇・八	(h) 一〇・八
アフリカ	六・三	五・八	スウェーデン	一〇・八	(i) 一〇・八
アジア	二・四	五・八	スウェーデン	一〇・八	(j) 一〇・八
オセアニア	二・四	五・八	スウェーデン	一〇・八	(k) 一〇・八

(a) 一九二六—三〇年 (b) 一九三一—三五年 (c) 一九三七年 (d) 不明  
註 (-) 減少

移民による増加数 (一九〇一—一九三九) (譯註—本表説明は本文六八二頁参照)

期	ニュージーランド	ビクトリア	タインスラ	南洋洲	西洋洲	タスマニア	北部領	洋洲首都領	洋
一九〇一—〇五	一五・七	一〇・九	一五・三	一三・五	一八・〇	一七・八	一〇・三	一〇・三	一四・六
一九〇六—一〇	一一・七	九・〇	一一・二	一〇・五	一七・七	一七・七	六・七	一〇・三	一五・五
一九一一—一五	一八・四	一五・八	一七・〇	一四・六	一八・七	一九・六	一〇・三	一〇・三	一七・〇
一九一六—二〇	一三・三	一〇・三	一五・八	一〇・六	一三・六	一六・四	一三・三	九・六	一一・七
一九二一—二五	八・〇	五・八	九・八	六・七	九・五	一〇・三	二・五	三・一	七・四







一九〇一—一〇五	一七〇,七九	一四,三三八	七〇,六五	五,七七一	一三,四六五	(-)	八二	二六,六八八
一九〇六—一〇	一五〇,七七一	六〇,九七七	六〇,五五	四,四七七	七,四二八	(-)	七五	五五,二〇六
一九一一—一五	一三〇,三三九	三三,〇七	六〇,九七七	六,〇二二	一,一八	(-)	一八	五五,二〇六
一九一六—二〇	一〇九,七三九	一〇九,四七	六〇,九七七	六,〇二二	一,一八	(-)	一八	五五,二〇六
一九二一—二五	一〇九,七三九	一〇九,四七	六〇,九七七	六,〇二二	一,一八	(-)	一八	五五,二〇六
一九二六—三〇	一〇九,七三九	一〇九,四七	六〇,九七七	六,〇二二	一,一八	(-)	一八	五五,二〇六
一九三一—三五	一〇九,七三九	一〇九,四七	六〇,九七七	六,〇二二	一,一八	(-)	一八	五五,二〇六
一九三〇	一〇九,七三九	一〇九,四七	六〇,九七七	六,〇二二	一,一八	(-)	一八	五五,二〇六
一九三一	一〇九,七三九	一〇九,四七	六〇,九七七	六,〇二二	一,一八	(-)	一八	五五,二〇六
一九三二	一〇九,七三九	一〇九,四七	六〇,九七七	六,〇二二	一,一八	(-)	一八	五五,二〇六
一九三三	一〇九,七三九	一〇九,四七	六〇,九七七	六,〇二二	一,一八	(-)	一八	五五,二〇六
一九三四	一〇九,七三九	一〇九,四七	六〇,九七七	六,〇二二	一,一八	(-)	一八	五五,二〇六
一九三五	一〇九,七三九	一〇九,四七	六〇,九七七	六,〇二二	一,一八	(-)	一八	五五,二〇六
一九三六	一〇九,七三九	一〇九,四七	六〇,九七七	六,〇二二	一,一八	(-)	一八	五五,二〇六
一九三七	一〇九,七三九	一〇九,四七	六〇,九七七	六,〇二二	一,一八	(-)	一八	五五,二〇六
一九三八	一〇九,七三九	一〇九,四七	六〇,九七七	六,〇二二	一,一八	(-)	一八	五五,二〇六
一九三九	一〇九,七三九	一〇九,四七	六〇,九七七	六,〇二二	一,一八	(-)	一八	五五,二〇六

(a) 一九一一年以前はニューサウスウェールズに含まれる (b) 六六五頁表註 (d) 参照。訂正推定数 一九三一—三五年 一、〇四二。一九三三年 七七。一九三四年 一一六。一九三五年 三〇四。一九三六年 六四五。一九三七年 六三七。(c) は減少。

一八六一—一九三九年間、移民による人口増加数は一、三四五、八六〇人に達し、全人口増加の二三・〇〇%を占める。一九〇〇年以降三九年間の全人口増加の内訳は八二・〇六%が自然増加で二、六五二、一一六人、其他一七・九四%が移民による増加で五七九、八七一人である。

本世紀最初の五年間は移民による人口の減少があつた。其後二五年間は五年毎に平均一五、〇〇〇人増加したが、最近九年間には出国者に對する入国者数の超過は總計一八、八四二人に過ぎない。

一九〇一—三九年間の移民による人口増加率は「人口統計時報」Demography Bulletin 第五七號に州及び領別に掲載。

三 増加總數

人口の増加總數は自然増加に移民を加算したものである。

一八六一—一九二〇年各一〇年間の全人口増加数は既刊本年鑑第二二卷

九〇二頁参照。一八六一年初より一九三九年末に至る人口増加總數は五、八五一、七四一人、その中一九〇一—三九年迄の増加数は三、二三一、九八七人である。最近一〇年間各年増加數及び一九〇一—三五年間各五年毎の數字は前表の如し。一八六〇年以降の瀛洲人口増加圖表は本章末に掲載。

四 増加率

(一) 各州 一九三五—三九年間の各州人口年増加率は次の如し。

人口増加率

州又は領	一九三五	一九三六	一九三七	一九三八	一九三九
ニューサウスウェールズ	0.81	0.91	1.01	0.81	1.17
ビクトリア	0.85	0.82	0.82	0.77	0.73
タインズランド	1.17	1.18	1.15	1.01	1.17
南 洋 洲	0.85	0.82	0.82	0.77	0.73
西 洋 洲	1.17	1.18	1.15	1.01	1.17
タスマニア	0.85	0.82	0.82	0.77	0.73
北 部 領	2.15	2.10	2.10	2.10	2.10
瀛洲首都領	2.15	2.10	2.10	2.10	2.10
瀛洲	1.71	0.79	0.68	0.63	0.61

(a) 一九三八年六月三十日現在國勢調査による訂正率。前表註 (b) 参照。

(二) 諸外國 下表は瀛洲各州及びニュージージーランド人口増加率と諸外國人口増加率との比較である。

諸外國	一九二〇—二五	一九二六—三〇	一九三一—三五	一九三六—四〇	一九四一—四五	一九四六—五〇
オーストラリア	1.16	1.01	1.17	1.11	1.16	0.76
全 洲 (a)	1.16	1.01	1.17	1.11	1.16	0.76
ニューサウスウェールズ (a)	0.77	0.82	0.82	0.77	0.73	0.73
ビクトリア (a)	0.77	0.82	0.82	0.77	0.73	0.73
タインズランド (b)	0.77	0.82	0.82	0.77	0.73	0.73
南 洋 洲 (b)	0.77	0.82	0.82	0.77	0.73	0.73
西 洋 洲 (b)	0.77	0.82	0.82	0.77	0.73	0.73
タスマニア	0.77	0.82	0.82	0.77	0.73	0.73
ニュージージーランド	0.77	0.82	0.82	0.77	0.73	0.73
ヨーロッパ	0.77	0.82	0.82	0.77	0.73	0.73
イングランド及ウェールズ	0.77	0.82	0.82	0.77	0.73	0.73
スコットランド	0.77	0.82	0.82	0.77	0.73	0.73
アイルランド	0.77	0.82	0.82	0.77	0.73	0.73
ベルギー	0.77	0.82	0.82	0.77	0.73	0.73
デンマーク	0.77	0.82	0.82	0.77	0.73	0.73
フランス	0.77	0.82	0.82	0.77	0.73	0.73
ドイツ	0.77	0.82	0.82	0.77	0.73	0.73
イタリア	0.77	0.82	0.82	0.77	0.73	0.73
オランダ	0.77	0.82	0.82	0.77	0.73	0.73
ノルウェー	0.77	0.82	0.82	0.77	0.73	0.73
スウェーデン	0.77	0.82	0.82	0.77	0.73	0.73
スイス	0.77	0.82	0.82	0.77	0.73	0.73
スペイン	0.77	0.82	0.82	0.77	0.73	0.73
ポルトガル	0.77	0.82	0.82	0.77	0.73	0.73
ギリシャ	0.77	0.82	0.82	0.77	0.73	0.73
トルコ	0.77	0.82	0.82	0.77	0.73	0.73
日本	0.77	0.82	0.82	0.77	0.73	0.73
中国	0.77	0.82	0.82	0.77	0.73	0.73
インド	0.77	0.82	0.82	0.77	0.73	0.73
オーストラリア	0.77	0.82	0.82	0.77	0.73	0.73

洲	増加率	増加率	増加率	増加率	増加率	増加率
イギリス	1.6%	1.3%	0.5%	0.10%	0.6%	0.2%
フランス	1.5%	1.0%	1.1%	1.6%	2.5%	1.8%
ドイツ	1.4%	1.0%	1.3%	0.7%	1.3%	1.6%
イタリア	1.3%	1.0%	1.1%	1.3%	1.7%	1.3%
日本	1.2%	1.0%	1.3%	0.7%	1.3%	1.6%
アメリカ	1.1%	1.0%	1.3%	1.3%	1.7%	1.3%
カナダ	1.0%	1.0%	1.3%	1.3%	1.7%	1.3%
オーストラリア	1.0%	1.0%	1.3%	1.3%	1.7%	1.3%
南米	1.0%	1.0%	1.3%	1.3%	1.7%	1.3%

(a) 漢洲首都を含む (b) 北部領を含む (c) は減少を示す  
 (三) 増加率の變動 本世紀の人口増加率は年平均一・六〇%であるが、各年の實数はこれを中心としてかなり變化する。次表は一九〇〇—一九二九年の期間を人口増加に甚大な影響を與へた事情によつて區分してある。

### 人口増加率 (各種期間)

開始期間	期間(年)	期間中の増加(百万人)	年平均増加(%)	自然増加	移民	計
一九〇〇—一九一三	14	1.1	0.8	0.5	0.3	0.8
一九一三—一九二二	10	0.6	0.6	0.5	0.1	0.6
一九二二—一九二九	8	0.6	0.8	0.5	0.3	0.8
一九二九—一九三九	10	0.5	0.5	0.0	0.5	0.5

自然増加率は一九一三年迄上昇してゐたが、一九一一年以降の移民獎勵により、右期間の數年には年平均二・〇四%の比較的高率を示してゐた。次に一九一四—一九二九年の大戦が支配的影響を與へ、一九一四—一九二三年の間には二・〇四%より一・六四%への減少を來した。次の一九二二—一九二九年間には一層安定繁榮せる時代が續き、移民は再び大規模に開始され、一方では出生率低下によつて自然増加率は前より一層低下したのにも

一九三〇—一九三九年の一年間、漢洲全體として十月より十二月に至る三ヶ月間が移民による増加率が最も大きかつた。増加率最高の時期はニューイウスウェールズでは平均七・九月、ビクトリアでは一・三月、タインズランド、西漢洲では四・六月、南漢洲、タスマニアでは十一月に起つた。南部各州の十一月増加は外國貿易、觀光客及びタインズランドより歸る製糖工場労働者による。それでタインズランドはこの期間に移動による人口減少が起るが、四月には寒い氣候を求め觀光客によつて増加を來す。十一月の期間にタスマニアが増加を示すのは、本土よりの觀光客の流入による。

### 第七節 人口増加及び分布の諸原因

既刊本年鑑に於ては人口増加及び分布に影響を及ぼす各種原因に就て検討した。本問題に關する詳細な報告は本年鑑第二卷九〇六—〇七頁参照

### 第八節 人口密度

一 概説 二 英國の位置

#### 一 概説

或る觀點よりすれば、人口の絶対數よりもその國の面積に對する關係の方が重大な意味を有する。漢洲は二、九七四、五八一平方哩の面積を有し、その人口は一九三九年十二月三十一日には五一、五五七人の純血原住民を含めて僅か七、〇四八、八八三人に過ぎず、實に一平方哩當り僅か一二・三七人の密度を有し、世界文明國中最も人口稀薄な國である。他の大陸の人口密度は大體ヨーロッパ一〇〇人、アジア七三人、アフリカ一三人、北米及び中米二一人、南米一三人である。かく漢洲の人口密度は南米又はアフリカの六分の一にすぎず北米、中米の約九分の一、アジアの約三分の一、

拘らず、年平均増加率は一・八八%を示した。一九二九年以後に經濟不況が襲ひ來つて、移民は停止され、事實、一九三〇、三一、三二及び三五年には入國者數に對する出國者數の超過によつて漢洲は人口を失つた。この期間の初期に失業者が非常な數に上り、自然増加率も同じく低下し人口増加率は年平均〇・八四%に低下した。

若しも人口が本世紀の平均増加率、即ち一・六〇%の割合で増加するならば、四三年間に二倍になるであらう。併し現在の出生、死亡率に變化なく、移民による人口増加がないものと假定すれば、一九三三—四三年の年平均自然増加率は〇・六四%、一九三三—五三年〇・五五%、一九三三—六三年〇・四五%、一九三三—七三年〇・三三%といふ推定率になる。この點に關して出生率の低下によつて各國が味つた経験を漢洲も経験せねばならぬであらう。

漢洲の州及び領の一九〇一—一九三九年間人口増加率に就ては「人口統計時報」第五七號参照。

### 第六節 人口の季節的變動

一 自然増加に於ける變動 二 移民に於ける變動

#### 一 自然増加に於ける變動

一九三〇—一九三九年一年間の經驗に基いて次のことが言へる。漢洲全體の人口自然増加率が最高の時は一・三月の三ヶ月間であり、最低は七月の三ヶ月間である。ニューサウスウェールズ、ビクトリア、南漢洲、タスマニアでは一・三月が最高、タインズランド、西漢洲では四月が最高である。又ニューサウスウェールズ、ビクトリア、タインズランド、南漢洲、西漢洲は七月に増加率最も低く、タスマニアでは四月に最低率を示す。

#### 二 移民に於ける變動

ヨーロッパの約五〇分の一である。漢洲は面積が廣大なため、人口密度も徐々に大きくなるより外はない。漢洲全體として一九〇一年には平方哩當り一・二九人の割合であつたが、一九三九年には二・三七人に上昇してゐる。併しこの期間にビクトリアでは一・三七七人より二・四七人に上り、ニューサウスウェールズでは四・四三人から八・九五人に上つた。

一九三三年國勢調査當時の全漢洲人口密度を示す圖が本章末に掲載されてゐる。各州の人口密度を比較するに當つては、人口に及ぼす氣候的影響を示すものとして各州に於ける年平均降雨量についても考慮しなければならぬ。降雨量一〇吋以下の地域はニューサウスウェールズ一六%、ビクトリアなし、タインズランド一二%、南漢洲八二%、西漢洲五〇%、タスマニアなし、全漢洲三六%である。

一九三七年十二月三十一日現在、世界主要國人口數、人口密度を次表に示す。この統計數字は支那、アフガニスタン及び漢洲を除き「國際聯盟統計年鑑」一九三三—一九三九年版により、支那及びアフガニスタンの數字は「政治年鑑」一九三九年版による。特にアジア及びアフリカの數字は大約の數にすぎぬことに注意されたい。

### 世界人口數及び密度 (一九三七)

國	人口數 (千人)	密度 (a)度	國	人口數 (千人)	密度 (a)度
ヨーロッパ	1,100,000	77.6	フランス	42,960	160.0
ソ聯 (歐)	1,100,000	77.6	ポランド	35,000	130.1
ドイツ	56,800	250.2	イタリア	26,000	126.9
大ブリタニア及北アイルランド	47,300	246.8	アメリカ	129,000	133.3
インド	350,000	59.6	ニューギニア	15,000	100.0
イタリヤ	35,000	199.9			

項目	日	世界	英國
面積(陸地を除く)平方哩	51,790,000	11,110,000	21,300,000
人口	1,710,000,000	250,000,000	45,000,000
平方哩當り人口	33.1	22.6	21.1

英國と世界との關係 (a)

(a) 一九三七—三八年版國際聯盟統計年鑑及び一九三九年版政治家年鑑による。

第九節 性別、年齢別、宗教別、國籍別人等

一 性別 二 年齢分布 三 婚姻状態 四 一六歳未満要扶養兒數

期 間	ニューサウスウェールズ	ビクトリア	クイーンズランド	南 洋 洲	西 洋 洲	タスマニア	北 部 領 土	澳洲首都領	洋 洲
一九〇一	110,131	101,166	125,788	103,711	155,606	107,026	56,333	—	110,151
一九〇五	111,025	107,600	131,155	101,025	152,155	106,900	56,776	—	107,025
一九一〇	108,333	106,711	129,100	102,111	150,111	105,111	56,333	(a)	107,025
一九一五	105,666	104,025	127,000	100,000	147,000	103,000	55,000	—	105,666
一九二〇	104,025	102,333	125,000	99,000	145,000	102,000	54,000	—	104,025
一九二五	102,333	100,666	123,000	98,000	143,000	101,000	53,000	—	102,333
一九三〇	100,666	99,000	121,000	97,000	141,000	100,000	52,000	—	100,666
一九三五	100,000	97,333	119,000	96,000	139,000	99,000	51,000	—	99,000
一九三六	100,000	97,333	119,000	96,000	139,000	99,000	51,000	—	99,000

項目	日	世界	英國
面積(陸地を除く)平方哩	51,790,000	11,110,000	21,300,000
人口	1,710,000,000	250,000,000	45,000,000
平方哩當り人口	33.1	22.6	21.1

英國の位置

(a) 概説 濠洲人口性別に就ては本年鑑第二二卷九一〇頁参照。(b) オーストラリアとチエコスロバキアの一部を含む。

(c) アルバニアを含む (d) 歐洲地域(一、三二〇、〇〇〇人)を除く (e) 英領カメルンを含む (f) 純血原住民五三、〇〇〇人を含む。

項目	日	世界	英國
面積(陸地を除く)平方哩	51,790,000	11,110,000	21,300,000
人口	1,710,000,000	250,000,000	45,000,000
平方哩當り人口	33.1	22.6	21.1

一九三七	101.6	100.6	100.01	111.6	101.5	113.5	117.6	113.7
一九三八	101.9	100.6	100.00	111.6	101.5	110.6	116.3	101.3
一九三九	101.6	100.3	100.0	107.7	101.0	110.6	110.4	101.0

(a) 一九一一年までニューサウスウェールズに含まる。  
 (b) 各 國 新しき國と古い國の男子率の相異は最近資料による次表の比較によつて明かである。

各國男子率

國名	年度	女100人 に對する 男の數	國名	年度	女100人 に對する 男の數
アルゼンチン	一九二一	114.1	デンマーク	一九二一	107.2
カナダ	一九二一	106.5	ハンガリー	一九二一	106.2
アメリカ	一九二一	105.0	ノルウェー	一九二一	105.9
南アフリカ	一九二一	103.2	スペイン	一九二一	105.5
ニューギニア	一九二一	103.8	ポロランド	一九二一	105.3
オランダ	一九二一	103.1	北アイルランド	一九二一	105.0
日本	一九二一	102.6	ドイツ	一九二一	105.0
オーストラリア	一九二一	100.0	イタリア	一九二一	104.3
ベルギー	一九二一	100.0	ソ連	一九二一	104.5
スイス	一九二一	100.0	フランス	一九二一	104.0
ニューズランド	一九二一	100.0	スコットランド	一九二一	103.9
			ウエールズ	一九二一	103.8

人口の年齢分布状態は國勢調査によつてのみ知られる。次表は一九二一年の年齢分布

二一年齡分布

てわたであらう。  
 これに反し、六五歳以上の者の數は一九二一年の二一年間に四八、八一三人の増加を示してゐるに對して一九三三年六月三十日現在では前同國勢調査當時より一八八、六三〇人の増加を示して居る。

八、八一三人の増加を示してゐるに對して一九三三年六月三十日現在では前同國勢調査當時より一八八、六三〇人の増加を示して居る。

人口年齢別 (一九二一年—一九三三年) (一)は減少を示す

年齢別	一九二一年國勢調査		一九三三年國勢調査		一九二一年—一九三三年増減
	男	女	男	女	
0—4	505,576	558,533	505,576	558,533	10,000
5—9	503,481	557,377	503,481	557,377	6,777
10—14	506,288	561,333	506,288	561,333	6,777
15—19	506,288	561,333	506,288	561,333	6,777
20—24	506,288	561,333	506,288	561,333	6,777
25—29	506,288	561,333	506,288	561,333	6,777
30—34	506,288	561,333	506,288	561,333	6,777
35—39	506,288	561,333	506,288	561,333	6,777
40—44	506,288	561,333	506,288	561,333	6,777
45—49	506,288	561,333	506,288	561,333	6,777
50—54	506,288	561,333	506,288	561,333	6,777
55—59	506,288	561,333	506,288	561,333	6,777
60—64	506,288	561,333	506,288	561,333	6,777
65—69	506,288	561,333	506,288	561,333	6,777
70—74	506,288	561,333	506,288	561,333	6,777
75—79	506,288	561,333	506,288	561,333	6,777
80—84	506,288	561,333	506,288	561,333	6,777
85—89	506,288	561,333	506,288	561,333	6,777
90—94	506,288	561,333	506,288	561,333	6,777

計	九五—九九	一〇〇—一〇四	計	九五—九九	一〇〇—一〇四	計	九五—九九	一〇〇—一〇四
	二一歳未満	二一歳以上	二一歳未満	二一歳以上	二一歳未満	二一歳以上	二一歳未満	二一歳以上
計	二,七三三,八〇〇	二,七三三,八〇〇	計	二,七三三,八〇〇	二,七三三,八〇〇	計	二,七三三,八〇〇	二,七三三,八〇〇
二一歳未満	一,一四九,九六六	一,一四九,九六六	二一歳以上	一,一四九,九六六	一,一四九,九六六	二一歳未満	一,一四九,九六六	一,一四九,九六六
二一歳以上	一,一四九,九六六	一,一四九,九六六	二一歳以上	一,一四九,九六六	一,一四九,九六六	二一歳以上	一,一四九,九六六	一,一四九,九六六

國勢調査時の記録年齢は誤謬を免れない故、数字を区分し、区分統計を右表に利用した。

出生率低下及び平均寿命の延長の結果、濠洲人口の年齢分布に著るしい。

人口推定年齢分布 (一九三六—一九三九)

變化が起りつつあるので、出生、死亡、移民の年次統計を國勢調査時の年齢分布に適用して最近数年間の推定をして見た。その結果を一括すれば次の如し。

年齢別	一九三六年六月三十日		一九三七年六月三十日		一九三八年六月三十日		一九三九年六月三十日	
	男	女	男	女	男	女	男	女
〇—四(總)	三六六,〇〇〇	三五六,〇〇〇	三七一,七六六	三六八,七六六	三七八,三三三	三七〇,六六六	三九〇,〇〇〇	三九〇,〇〇〇
五—九	三〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇
一〇—一四	三〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇
一五—一九	三〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇
二〇—二四	三〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇
二五—二九	三〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇
三〇—三四	三〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇
三五—三九	三〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇
四〇—四四	三〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇
四五—四九	三〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇

前表の推定数は一九三三年國勢調査の区分統計に基く。  
 次表は一八七一年以降、濠洲人口の年齢構成に起つた變化を示す。一九二一年を除く累次の國勢調査に於て、一五歳以上の者の百分率は夫々前調査よりも増加してゐる。この傾向は前述の如く不況に幾分かの原因を持つ。

出生率激減により一九二一—三三年に強化され、その結果、一九二一—三三年間に濠洲に於ける平均年齢が男は二八・五四歳から三〇・四四歳へ、女は二八・二九歳から三〇・六二歳へ上昇した。男女の平均年齢が高まつたのみでなく、男女数の均等化と平行して男女の年齢構成も似て來てゐる。

調査年度	男				女				合計			
	未一五歳	一六—四四歳	四五歳以上	計	未一五歳	一六—四四歳	四五歳以上	計	未一五歳	一六—四四歳	四五歳以上	計
一八七一年	一六,八〇〇	一〇,二〇〇	三〇,〇〇〇	一〇〇	一六,〇〇〇	一〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇	一〇〇	一六,八〇〇	一〇,二〇〇	三〇,〇〇〇	一〇〇

一八八一	英・英	六〇・八	二・八	一〇〇	英・英	二・二	一〇〇	英・英	二・二	一〇〇
一八九一	英・英	六〇・八	三・九	一〇〇	英・英	二・五	一〇〇	英・英	二・九	一〇〇
一九〇一	英・英	六〇・八	四・一	一〇〇	英・英	三・一	一〇〇	英・英	三・六	一〇〇
一九一〇	英・英	六〇・八	四・三	一〇〇	英・英	三・六	一〇〇	英・英	四・一	一〇〇
一九二一	英・英	六〇・八	四・八	一〇〇	英・英	四・一	一〇〇	英・英	四・六	一〇〇
一九三三	英・英	六〇・八	五・九	一〇〇	英・英	五・九	一〇〇	英・英	六・九	一〇〇

三 婚姻状態

一九三三年國勢調査當時の濠洲總人口中、五五・五%は未婚者、三九・二%は既婚者、五・〇%は配偶喪失者、〇・三%は離婚者である。一九二一年以後未婚者数は一五・四%の増加、既婚者は二九・八%の増加、配偶喪失者は三七・九%の増加、離婚者は一四・八%の増加である。

一五歳未満の未婚者数の増加率が比較的に少いのは出生率低下の一徴候である。一九三三年六月三十日現在一五歳以上未婚男子数は女子よりも一九三、一三九人多く、此男子超過数は前回國勢調査に比して四〇、七二二人の増加を示してゐる。

濠洲の婚姻率は一九二〇年には千人に付九・六人の割合であつたが、一

婚姻状態 (一九二一—一九三三)

婚姻状態	一九二一年國勢調査		一九三三年國勢調査		計	一九二一年—一九三三年の増減
	男	女	男	女		
未婚者	八五五,〇六六	八四六,〇六六	九六六,九四四	八四四,四四四	一,八一一,三八八	九六六,九四四
一五歳以上	八〇二,七〇七	七九六,七九六	一,〇一八,八七七	八三五,四四八	一,八〇四,三二五	一,〇一八,八七七
計	一,六六一,八三三	一,六四二,一三二	一,九八五,八一九	一,六七九,八九二	三,六七一,〇一〇	三,〇六六,九二五
有配偶者	九六九,三七四	九六九,八六六	一,二二六,六六六	一,二二六,六六六	二,四九三,三三二	一,五二三,六六二

九三三年には七・〇人の割合に減少し、離婚率は一九二一—一九三三年間に、現在夫婦一萬組中八・一であつたが、一九二一—一九三〇年の十年間には約二倍(五・五)に増加した。同期間中、離婚率は六三・七〇〇人の増加を示し、離婚増加率三三・三%に對して三九・九%の増加率を示す。實際には一九三三年六月三十日現在で離婚の二倍以上の寡婦が存在した。離婚に對して寡婦の数が遙かに多いことは二つの影響の結果である。第一は既婚者が男子より婚姻年齢が低い事及び長命なる事であり、第二には大部分の離婚は再婚によつて離婚でなくなるからである。

本表の離婚男女数は第七章第三節「三」の數と少しく相異なる。その理由は國勢調査に於いて特に項目を設けなかつた種類の人々の婚姻状態を種々な別群に夫々配分編入したからである。

婚姻状態	一九二一年國勢調査		一九三三年國勢調査		計	一九二一年—一九三三年の増減
	男	女	男	女		
未婚者	七五,四四四	一四四,八〇〇	九七,七五五	一四〇,一〇〇	一七二,五五五	九七,七五五
離婚者	九,一〇〇	九,一〇〇	一〇,一〇一	一〇,一〇一	二〇,二〇二	一〇,一〇一
計	二七,七〇〇	二七,七〇〇	三三,三三三	三三,三三三	六六,六六六	三三,三三三

四 一六歳未満の要扶養兒數

一九三三年六月三十日現在調査によれば八〇四、六九五人の男及び六一、四一七人の女が要扶養子女を有し、その要扶養子女數總計一、九一九、八五九人、中一、八一、二四七人、即ち九四・三%は男に、一〇八、六一二人、即ち五・七%は女に扶養されてゐる。これは男一人が平均二・三人の子供を、女一人が平均一・八人の子供を扶養する事を示す。濠洲の成年男子に相當すると一人平均〇・八八人の子供(一六歳未満)を扶養し、凡ての自活男子(恩給生活者を除く)は〇・八一人の一六歳未満兒を扶養することになる。

一六歳未満の子供を扶養する男の中、三八%は子供一人、二九%は二人、一六%は三人、九%は四人、四%は五人、四%は五人以上の子供を持つ。一六歳未満の子供を扶養する女の中、五七%は一人、二四%は二人、一一%は三人、五%は四人、二%は五人、一%は五人以上の子供を扶養する。

一六歳未満兒扶養者數 (一九三三)

要扶養兒數	扶養者數		計	要扶養子女數	
	男	女		男に扶養される子女數	女に扶養される子女數
一兒	三六,六六六	四四,八三三	八一,五〇〇	三六,六六六	四四,八三三
二兒	一三,三三三	一三,三三三	二六,六六六	一三,三三三	一三,三三三
三兒	六,六六六	六,六六六	一三,三三三	六,六六六	六,六六六
四兒	三,三三三	三,三三三	六,六六六	三,三三三	三,三三三
五兒	一,六六六	一,六六六	三,三三三	一,六六六	一,六六六
六兒	八三三	八三三	一,六六六	八三三	八三三
七兒	四一七	四一七	八三三	四一七	四一七
八兒	二〇九	二〇九	四一七	二〇九	二〇九
九兒	一〇五	一〇五	二〇九	一〇五	一〇五
〇兒	五二	五二	一〇五	五二	五二
計	八〇,四六五	六一,四一七	一四一,八八二	八〇,四六五	六一,四一七

五 孤兒數

一九三三年六月三十日現在一六歳未満兒總數は一、九四一、〇五〇人、中男五一%、女四九%である。その中九四・〇%は両親を有し、三・六%は父を失ひ、二・一%は母がなく、〇・三%は両親を缺いてゐる。

父のない子供の數は、母のない子供の數よりも遙かに多い。母のない二人の子供に對して父のない子供約四人ゐる割合である。これは女に比して中年の男の死亡率の方が高いからである。片親又は両親のない子供の總數に對する率は男女同じである。

一六歳未満孤児数 (一九三三)

	男	女	計
両親を有する者	九五七〇七	八八四、一七四	一、七九九、八八一
父の死亡せる者	四四、六四四	三三、九六九	六八、六一三
母の死亡せる者	四〇、三〇三	一九、六四四	五九、九四七
両親の死亡せる者	三、一四四	二、七二二	五、八六六
不明	一、三六三	一、〇三三	二、三九六
計	九六、五一〇	六五、五二〇	一、九三〇、〇三〇

六教育別

六九六

國勢調査の際、公立學校にて教育を受けて居る者の數九〇四、三八三人、七七%、私立學校生徒數は二二四、九九四人、一九%である。三三、一二六人、即ち三・〇%の子供は家庭で教育を受けてゐる。一九二一年調査に比べれば公立學校生徒數は一四%の増加、私立學校生徒數は一六%の増加を示してゐる。

教育別人口

(一九二一年及び一九三三年國勢調査當日に教育中の者)

教育の場所	一九二一年國勢調査		一九三三年國勢調査		一九二一年—一九三三年迄の増減
	男	女	男	女	
公立學校	四一、〇五五	三六、六六九	四七、〇〇九	四〇、二六六	一三、三〇九
私立學校	八、八〇〇	一〇、九七九	一〇、七〇一	一七、七〇三	三、〇〇〇
家庭	一、二二九	一、一三三	一、三三三	一、五五五	二、二二二
計	五二、一〇四	四八、七七一	五九、〇四三	五九、五二四	一、九一六

七兵役別

本調査は一九一四—一九一八年大戦の濠洲軍参加者に限られてゐた。一九三三年六月三十日國勢調査當時外國軍務に服役したる者として記録された者は男二二六、四三八人、女一、八四四人で、成年男子中一%は外國軍務に服した濠洲在郷軍人であつた。

その中、四、三三九人は海軍に勤務し、従つて濠洲居住濠洲在郷軍人數

は一九三三年六月三十日現在二二二、〇九九人を數へた。公式記録によれば濠洲軍兵員二六五、〇〇〇名が外國軍務より歸還の上除隊されたが、この數字は一回以上兵籍に入り、従つて一回以上除隊された者が重複して入つてゐるので、在メルボルン國防省は濠洲に歸國の上除隊された者の數字を確める爲特別詳細に濠洲軍記録を調査した。それにより兵士二五七、五一九名、看護婦一、六六五名が濠洲に歸國し、兵士、看護婦七、〇三〇名が國外で除隊されたことが判明した。一九三三年國勢調査に於ける記録人員數

は總數二二二、〇九九人であつた故、これにより歸還兵士が歸還後三五、四二〇人、即ち一三・七五%減少したことが知られる。

一九三三年國勢調査による數字及び國防省基礎調査部の特別統計調査の計數は聯邦恩給局書記F.W.パーフォード氏によるものである。是等の資料を基礎にして一九三三—三四年濠洲生命統計表に匹敵すべき統計を作ることではなかつたが、一般國民と歸還兵士の二つの生命統計を比較することが出来た。その結果、歸還兵死亡率は一般人口の同年齡男子よりも一三%高いことが判明した。

兵役別人口

(一九一四—一九一八年大戦時の濠洲軍國)

州又は領	首府	地方都邑	農村	移住	計
ニュージーランド	四四、六八六	一四、六七六	三三、六六一	三三、七二五	八八、七五五
ビクトリア	四八、二二六	六、〇九八	三三、五三三	一〇一	六七、五九九
タインズランド	二二、二五五	五、四二一	一三、五七〇	一〇六	四〇、三〇九
南濠洲	二一、五五三	一、四〇八	一六、六六六	七三	三九、一〇六
西濠洲	八、六五五	一、六三三	八、四四三	七	一八、三三六
タスマニア	三、三六六	一、二九九	三、三六六	四	六、〇三七
濠洲首都領	—	—	—	—	六〇五
北濠洲	—	—	—	—	六〇五
計	二七、三六六	三、五七七	二六、五六一	三六	三六、六六三

八宗教別

一九二一年國勢調査の際には九二、二五八人即ち一・七%はこの質問に解答しなかつた。一九三三年國勢調査では一般大衆にこの問題に答へる法律的義務がないことが知られてゐたので八四八、九四八人即ち二・八%が解答しなかつた。そのため濠洲人口中、男子一四・〇%、女子一・五%の宗教は不明である。

一九二一年—三三年間に數的に最も増加したのは英國教會、次がローマ正教及び其他カトリック教會で、このカトリック教會はローマ正教と通常同意義に用ひられてゐるから、之と合算しても大して差支へはない。その次が長老派教會及びメソジスト教會である。併し増加率の最も高いのは「クリスチアン・サイエンティスト」會、ギリシア正教及びアドヴェント派等の教派であり、増加率の最も低いのは濠洲教會、アーツィング派、モルモン教及び組合教會であつた。

宗教に就て回答をなした者の九九%はキリスト教信者であつたが、一九二一年調査では九八%であつた。キリスト教の何れかの宗派に屬すると答へた女一〇〇人に對して男九九人の割合であり、前回調査の際には、一〇一人であつた。前回調査以降、非キリスト教徒たることを回答した者の數は二〇%減少し、特に無宗教と答へた者は四三%減少してゐる。併し一九二一年の數字と比較する場合、一九三三年調査ではこの質問に對する未回答者が非常に多かつた事實に鑑み、慎重にせねばならぬ。

宗教別人口

(一九二一年—一九三三年)

(-)は減少を示す

宗教別	一九二一年國勢調査		一九三三年國勢調査		一九二一年—一九三三年迄の増減
	男	女	男	女	
キリスト教	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

計	一九二一年國勢調査				一九三三年國勢調査				一九二一年 の増減
	男	女	計	出生地別人口	男	女	計	出生地別人口	
バプタスト教會	5,150	5,500	10,650	1,650	5,150	5,300	10,450	200	
プロテスタント	5,400	5,500	10,900	1,500	5,400	5,500	10,900	0	
ギリシア正教	2,900	1,000	3,900	800	2,900	1,000	3,900	0	
ローマ正教	5,500	5,500	11,000	1,500	5,500	5,500	11,000	0	
其他カトリック	3,000	1,800	4,800	1,000	3,000	1,800	4,800	0	
キリスト教	16,950	18,300	35,250	5,450	16,950	18,300	35,250	0	
英國教會	11,300	11,600	22,900	3,150	11,300	11,600	22,900	0	
組合教會	3,200	3,900	7,100	1,300	3,200	3,900	7,100	0	
ルーテル教會	2,100	2,600	4,700	700	2,100	2,600	4,700	0	
メソジスト教會	1,500	1,800	3,300	400	1,500	1,800	3,300	0	
長老派教會	1,000	1,200	2,200	300	1,000	1,200	2,200	0	
其他新教徒	700	800	1,500	200	700	800	1,500	0	
救世軍	21,500	17,000	38,500	10,000	21,500	17,000	38,500	0	
アトグメント派	4,000	6,000	10,000	2,000	4,000	6,000	10,000	0	
其他	1,600	1,200	2,800	500	1,600	1,200	2,800	0	
計	22,650	22,600	45,250	12,150	22,650	22,600	45,250	0	
非キリスト教	1,950	1,100	3,050	600	1,950	1,100	3,050	0	
佛敎	1,950	1,100	3,050	600	1,950	1,100	3,050	0	
道敎	300	200	500	100	300	200	500	0	
儒敎	200	100	300	100	200	100	300	0	
猶太敎	11,500	10,000	21,500	7,000	11,500	10,000	21,500	0	
マホメット敎	2,400	300	2,700	800	2,400	300	2,700	0	
其他	1,600	600	2,200	500	1,600	600	2,200	0	
計	24,600	23,700	48,300	12,700	24,600	23,700	48,300	0	

九出生地別

瀛洲出生者は一九二一年に人口の八四・五%であつたが、一九三三年に八六・三%となり、瀛洲出生者数は二五%の増加を示してゐるが、移民は僅か七%の増加である。  
英國出生者は三九・〇五人、即ち五・八%の増加であるが、これは全人口の僅か一〇・七%に當り、前回調査の際には二・四%であつたものであ

出生地別人口 (一九二一年一九三三年) ( )は減少を示す

出生地	一九二一年國勢調査				一九三三年國勢調査				一九二一年 の増減
	男	女	計	出生地別人口	男	女	計	出生地別人口	
瀛洲	22,650	22,600	45,250	12,150	22,650	22,600	45,250	0	
ニュージール	100,000	18,600	118,600	3,800	100,000	18,600	118,600	0	
其他	2,300	300	2,600	600	2,300	300	2,600	0	
オーストララ	2,300	2,300	4,600	2,300	2,300	2,300	4,600	0	
ア計	24,950	23,800	48,750	12,850	24,950	23,800	48,750	0	
イングランド	3,200	1,600	4,800	1,300	3,200	1,600	4,800	0	
ウェールズ	7,800	5,600	13,400	8,100	7,800	5,600	13,400	0	
スコットランド	6,000	4,800	10,800	7,000	6,000	4,800	10,800	0	
ア計	17,000	12,000	29,000	16,400	17,000	12,000	29,000	0	
ア計	41,950	35,800	77,750	29,250	41,950	35,800	77,750	0	

る。他のヨーロッパ出生者は二四・一五五人、即ち三三・二%の増加を示してゐるが、瀛洲全人口の一・四%で、一九二一年には一・三%であつた。アジア出生者は五・七三三人、即ち一八・九%の減少を示し、瀛洲全人口の〇・四%に當り、前回調査では〇・六%であつた。  
瀛洲外出生者の中、五七%は男、四三%は女である。英國出生の五五%、及び其他ヨーロッパ出生者の七二%は男である。



出生地不明	一九二一年國勢調査		一九三三年國勢調査		年一九二一—三三 増減
	男	女	男	女	
合計	二,七三三,七〇〇	二,六二七,七〇〇	五,三六一,四〇〇	二,三三三,三〇〇	二,〇二八,一〇〇
アメリカ計	七,七〇七	四,五五五	一三,〇〇〇	一〇,〇〇〇	五,〇〇〇
カナダ	二,七〇八	一,七〇七	四,四一五	三,七〇七	七〇八
その他	一,一〇一	七三三	一,九一八	一,〇〇〇	九一八
アフリカ計	三,五〇〇	一,八五〇	六,三五〇	三,七〇〇	二,六〇〇
南阿	二,七〇〇	一,三〇〇	五,四〇〇	二,七〇〇	二,七〇〇
アフリカ	八〇〇	五五〇	一,九五〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇
英領印度	四,〇〇〇	三,〇〇〇	六,九一八	四,五〇〇	二,四一八
支那	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	〇
その他	六,五〇〇	一,六〇〇	八,一〇〇	六,六〇〇	一,五〇〇
歐洲計	四,八七五	三,五六〇	七,四〇〇	四,三〇〇	三,一〇〇
イタリヤ	六,三〇〇	一,〇〇〇	八,一〇〇	三,〇〇〇	二,一〇〇
その他	二,七〇〇	九,二〇〇	一,四〇〇	六,六〇〇	四,九〇〇
ギリシア	一,七〇〇	五〇〇	三,〇〇〇	一,七〇〇	一,三〇〇

(a) 出生地不明二一、一六五人(中男五、七六九、女五、三九六)は世帯主表の数字から分類したものである。

七〇〇

一〇 濠洲在住期間別

近年の濠洲へ移民減少の事實は次表の数字によつても知られる。それによれば、濠洲外出生者にして濠洲に居住する者の中、六%は濠洲在住五年以下、二五%は一〇年以下であるが、これを前回調査に比較するに、前回は夫々一一%及び三五%であつた。  
長期に亘る濠洲への移民数の變動も本表によつて知られる。即ち本表は濠洲居住期間による移入人口分類である。在住八〇—八四年の部に入るの

は一八五〇年代産金熱時代に入國して生残つてゐる人々であり、在住期間四五—四九年の多数は一八八〇年代の好況時渡來者である。一九一一—一三年即ち大戦前の多数の移民は在住二〇—二十四年の部の顯著な数字に反映してをり、次に大戦中の停滯は一五—一九年の部に、大戦後の移民増加は一〇—一四年及び五—九年の部に現はれてゐる。不況による移民減少は一九〇人の多くは國勢調査當夜の濠洲領海内外國船舶乗務員並に船客である。

在住期間別移民數

(濠洲以外の出生者)

(一九二一—三三)

(-)は減少を示す

在住期間	一九二一年國勢調査		一九三三年國勢調査		年一九二一—三三 増減
	男	女	男	女	
在住一年未満	二八,八六六	一九,八七五	七,七〇七	二,七〇七	二一,一六〇
滿一年	八,三三三	一六,九九八	二,三三三	一,〇〇〇	六,〇〇〇
滿二年	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	〇
滿三年	一,七七一	一,七七一	一,七七一	一,七七一	〇
滿四年	二,七七一	二,七七一	二,七七一	二,七七一	〇
合計	四三,六七三	四三,六七三	一六,八二二	八,六三三	二七,〇五〇
〇—四	二二,八八五	一八,七三三	一〇,四六四	三,一〇八	一二,三五六
五—九	一〇,一四四	一〇,一四四	六,六〇〇	六,六〇〇	〇
一〇—一四	一五,〇七五	一五,〇七五	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	五,〇〇〇
一五—一九	一八,八七五	一八,八七五	一三,〇〇〇	一三,〇〇〇	五,八七五
二〇—二四	一六,八七五	一六,八七五	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	六,八七五
二五—二九	一六,八七五	一六,八七五	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	六,八七五
三〇—三四	一六,八七五	一六,八七五	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	六,八七五
三五—三九	一六,八七五	一六,八七五	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	六,八七五

104

計	一九二一年國勢調査		一九三三年國勢調査		計	一九二一年	一九三三年	増減
	男	女	男	女				
四〇一四四	二〇,八四四	二〇,三〇二	二〇,一〇〇	二〇,一〇〇	二〇,一〇〇	二〇,一〇〇	二〇,一〇〇	(-)
四五一四九	二〇,六六六	二〇,一七六	二〇,一七六	二〇,一七六	二〇,一七六	二〇,一七六	二〇,一七六	(-)
五〇一五四	二〇,九五四	二〇,九五四	二〇,九五四	二〇,九五四	二〇,九五四	二〇,九五四	二〇,九五四	(-)
五五一五九	二一,〇七九	二〇,九六九	二〇,九六九	二〇,九六九	二〇,九六九	二〇,九六九	二〇,九六九	(-)
六〇一六四	二一,一七九	二〇,九七九	二〇,九七九	二〇,九七九	二〇,九七九	二〇,九七九	二〇,九七九	(-)
六五一六九	二一,二七九	二〇,九七九	二〇,九七九	二〇,九七九	二〇,九七九	二〇,九七九	二〇,九七九	(-)
七〇一七四	二一,三七九	二〇,九七九	二〇,九七九	二〇,九七九	二〇,九七九	二〇,九七九	二〇,九七九	(-)
七五一七九	二一,四七九	二〇,九七九	二〇,九七九	二〇,九七九	二〇,九七九	二〇,九七九	二〇,九七九	(-)
八〇一八四	二一,五七九	二〇,九七九	二〇,九七九	二〇,九七九	二〇,九七九	二〇,九七九	二〇,九七九	(-)
八五一八九	二一,六七九	二〇,九七九	二〇,九七九	二〇,九七九	二〇,九七九	二〇,九七九	二〇,九七九	(-)
九〇一九四	二一,七七九	二〇,九七九	二〇,九七九	二〇,九七九	二〇,九七九	二〇,九七九	二〇,九七九	(-)
九五一九九	二一,八七九	二〇,九七九	二〇,九七九	二〇,九七九	二〇,九七九	二〇,九七九	二〇,九七九	(-)
一〇〇一九四	二一,九七九	二〇,九七九	二〇,九七九	二〇,九七九	二〇,九七九	二〇,九七九	二〇,九七九	(-)
不明	二一,〇七九	二〇,九七九	二〇,九七九	二〇,九七九	二〇,九七九	二〇,九七九	二〇,九七九	(-)
計	二,七〇,七〇〇	二,七〇,七〇〇	二,七〇,七〇〇	二,七〇,七〇〇	二,七〇,七〇〇	二,七〇,七〇〇	二,七〇,七〇〇	(-)

一一 國籍別

瀛洲に於ける外國人數は一九二一年調査以來、三二%の増加を示し、男二五%、女七一%の増加率である。これに對し英國國籍所有者は二二%の増加である。併し全人口に對する外國人の割合には大差なく、前回調査に於て英國國籍所有者が全人口の九九・二%であつたのに比し九九・一%になつてゐるに過ぎぬ。外國人中、數的に最も増加したものは、イタリア人一、二、七五五人、ギリシア人二、八三五五人、ユーゴスラビア人二、二一七人、

ポーランド人二、二五七人で、減少した数は支那人六、〇〇七人、オランダ人七〇二人、日本人五五五人である。  
瀛洲人口中、英國以外の國に生れた者は總數一一三、五五七人で、一九三三年六月三十日現在ではその中、六〇、二五九人、即ち五四%は外國國籍を有し、残りは歸化等によつて英國臣民となつてゐる。  
各國出生地別の人數に對する夫々の國籍所有者數の割合は次の通り。即ち日本一九二%、支那一九一%、ユーゴスラビア七二%、ギリシア六八%、イタリア六六%、ロシア四二%、米國四二%、ドイツ二二%。

外國國籍別人口 (一九二一年—一九三三年)

國籍	一九二一年國勢調査		一九三三年國勢調査		計	一九二一年	一九三三年	増減
	男	女	男	女				
英國人	二,七〇,七〇〇	二,七〇,七〇〇	二,七〇,七〇〇	二,七〇,七〇〇	二,七〇,七〇〇	二,七〇,七〇〇	二,七〇,七〇〇	(-)
支那人	六,〇〇七	六,〇〇七	六,〇〇七	六,〇〇七	六,〇〇七	六,〇〇七	六,〇〇七	(-)
オランダ人	七〇二	七〇二	七〇二	七〇二	七〇二	七〇二	七〇二	(-)
日本人	五五五	五五五	五五五	五五五	五五五	五五五	五五五	(-)
その他	...	...	...	...	...	...	...	(-)

外国人合計	国籍不明	計
五九,〇七七	一,〇五五	二,七三三,八〇〇
六六,六七七	一,一三三	二,七三三,八〇〇
四八,八四四	三	二,七三三,八〇〇
二,七三三	三	二,七三三,八〇〇
二,七三三	三	二,七三三,八〇〇
二,七三三	三	二,七三三,八〇〇

(a) 一九二一年の調査では「其他」の中に含まれてゐる。

一二一人種別

濠洲住民は人種的特質に従ひ二大別される。即ち非原住民及び原住民である。前者は濠洲に移住した歐洲人その他及び濠洲で生れたその子孫を含み後者は純粹の濠洲原住民で、一九三九年六月三十日調査に於けるその推定数は五一、五五七人であつたが、原住民は濠洲の一般人口数には含まれない。濠洲の非原住民は人種國籍ともに根本的に英國人である。濠洲人はその祖先たる英國民の本質的特質を有し、特に拘束よりの自由を欲する念が強い。氣候的社會的環境の完全なる相異、野外生活の機会がより多いこと及び古い國家にある拘束的傳統の缺如は濠洲人の肉體的特質及び社會的本能の上に顯著なる影響を及ぼしてゐる。

人種別人口 (一九二一年—一九三三年)

人種別	一九二一年國勢調査		一九三三年國勢調査		一九二一年—一九三三年増減
	男	女	男	女	
純血ヨーロッパ人	二,七三三,八〇〇	二,七三三,八〇〇	二,七三三,八〇〇	二,七三三,八〇〇	—
非ヨーロッパ人	一,〇一一	一,一六六	一,〇一一	一,一六六	—
支那人	一,〇一一	一,一六六	一,〇一一	一,一六六	—
セイロン人	一,〇一一	一,一六六	一,〇一一	一,一六六	—
ファイリツピン人	一,〇一一	一,一六六	一,〇一一	一,一六六	—
印度人 (a)	一,〇一一	一,一六六	一,〇一一	一,一六六	—

一九二一年國勢調査では濠洲住民の九九・一%がヨーロッパ人であり、〇・九%が非ヨーロッパ人であつたのに比し、一九三三年六月三十日には夫々九九・二%及び〇・八%であつた。非ヨーロッパ人は純血と混血に二分され、純血は非ヨーロッパ人中、一九二一年に六四%、一九三三年調査で四六%であつた。混血は非ヨーロッパ人中、一九二一年三六%、一九三三年五四%を占めた。

一九二一年—三三年間に、純血非ヨーロッパ人は八、一九五人、即ち二六%減少し、混血は九、四五〇人即ち五四%増加した。後者中最も割合の多いのは混血濠洲原住民で、九、〇八四人、即ち七九%増加してゐる。混血人、即ちヨーロッパ人と非ヨーロッパ人の混血は一九二一年には濠洲總人數の〇・三三二であつたのに對し、一九三三年には〇・四一%となつた。

人種別	一九二一年國勢調査		一九三三年國勢調査		一九二一年—一九三三年増減
	男	女	男	女	
純血非歐洲人	一〇,七七一	一〇,七七一	一〇,七七一	一〇,七七一	—
混血	五,九〇〇	五,九〇〇	五,九〇〇	五,九〇〇	—
支那人	一,〇一一	一,一六六	一,〇一一	一,一六六	—
印度人 (a)	一,〇一一	一,一六六	一,〇一一	一,一六六	—
日本人	一,〇一一	一,一六六	一,〇一一	一,一六六	—
ネグロ	一,〇一一	一,一六六	一,〇一一	一,一六六	—
ポリネシア人	一,〇一一	一,一六六	一,〇一一	一,一六六	—
シリア人	一,〇一一	一,一六六	一,〇一一	一,一六六	—
その他	一,〇一一	一,一六六	一,〇一一	一,一六六	—
混血人總數	九,一五五	九,一五五	九,一五五	九,一五五	—
計	二,七三三,八〇〇	二,七三三,八〇〇	二,七三三,八〇〇	二,七三三,八〇〇	—

(a) 印度原住民。

一三外國語別

一九三三年國勢調査當時英語の読み書きはできないが、他の外國語の読み書きのできる者はそれが何語であるかを記入する様に要求された。この

質問は國勢調査表には以前はなかつたので、果してその意味が正しく人々に分つたかどうかは疑問である。といふのは英語も外國語も利する人々が誤つてこの質問に回答したりしてゐるからである。

記録數字によると一九三三年國勢調査では二九、七三三人(内男一三三、六

三八人、女一六、一〇〇人は英語を読み書きできないが他の外国語なら判るとの回答をした。その中、イタリア語を読み書きし得る者三九%、支那語一七%、ギリシア語一〇%、ユーゴスラビア語五%、日本語四%、ドイツ語四%であった。この總數中、一、〇一四人は國勢調査當夜瀋洲に碇泊してゐた外國船舶の乗客、乗組員であつた。

瀋洲居住イタリア出生者の四三%は英語ができずにイタリア語の読み書きができる。同様に支那出生者の五九%、日本出生者の五四%、ユーゴスラビア出生者の三六%、ギリシア出生者の三七%、マルタ出生者の二〇%が英語の読み書きが出来ず、他の言葉が出来ると申告した。

外國出生者で何語も讀書き出来ぬ者の數字は出なかつた。

外國語使用移民 (英語の読み書きが出来ず、他の外國語の讀書きの出来る者) (一九二一—一九三三)

外國語	一九二一年國勢調査		計
	男	女	
アルバニア語	四六	一	四七
アラビア語	二六	一	二七
ブルガリア語	一〇	二	一二
支那語	五、〇〇八	六	五、〇一四
クロアチア語	二六	一	二七
チエコスロバキア語	七	三	一〇
デンマーク語	五	三	八
エストニア語	五	三	八
フィンランド語	三	一	四
フランス語	一〇	一	一一
ドイツ語	五	一	六

外國語	一九二一年國勢調査		一九三三年國勢調査	
	男	女	男	女
ギリシア語	二、八五	一	二、八六	一
ヘブライ語	一	一	一	一
ヒンディー語	六	一	六	一
イタリア語	八、六〇	一	八、六一	一
日本語	一、二〇	一	一、二〇	一
マラタ語	五、九	一	五、九	一
マルタ語	四、五	一	四、五	一
ナルウエー語	二	一	二	一
ポロランド語	一〇	一	一〇	一
ロシア語	三、七	一	三、七	一
セルビア語	七	一	七	一
スペイン語	三、七	一	三、七	一
スウェーデン語	一、四	一	一、四	一
シリア語	五	一	五	一
ユーゴスラビア語	一、二、八	一	一、二、八	一
其他	七、九	一	七、九	一
計	三三、六六	一六、一〇〇	三三、六六	一六、一〇〇

一四 産業別

次表は瀋洲人口を通常従事する産業別に分類したものである。一九三三年六月三十日現在の瀋洲内自活者數は三、一五五、六二一人で、内男二、三六七、七八〇人、女七、八七、八四一人であつた。自活者といふ語は一般に凡ゆる年齢の獨立經營の雇傭者、賃銀給料生活者、失業者、恩給生活者及び資産所有者を含む。恩給生活者を除いた自活者は二、八六九、五三〇人、内男二、二三九、六七七人、女六、二九、八五三人である。一九二一年國勢調査

以後、帝國統計會議の勸奨に従ひ、從來の分類法を改正したため、一九二一年及び一九三三年の産業別數を正確に比較することは多少困難である。主な相異は總人口に對する自活者の割合である。それは新分類法によつて恩給生活者を産業部門から除外した爲に生じたものである。

一九二一年國勢調査に於ては、恩給生活者は以前従事せる産業部門に分類されるか、又は申告によつて獨立生活者群、被扶養者群に分類されたのであつた。

自活者(前述の恩給生活者を含む)の割合は、男は男子總數に對し一九二一年六八・一%から一九三三年七〇・三%に増加し、女は一七・五%から二四・一%に増加してゐる。若し恩給生活者を除けば、一九三三年の自活者割合は一男六六・五%、女一九・三%である。一九二一年の數字は不明である。

一九二一年國勢調査以來、男子自活者總數は恩給生活者をも含めて二五・八%の増加を示し、女は六八・七%の増加を示してゐる。自活女子の數が斯く増加してゐるのは主に老年及び病弱による恩給生活者が一九二一年に比較して一九三三年は非常に増加したのによる。職業又は關係産業の不明の者を除き、自活者數は一七・九%増加した。中、男一五・四%、女二七・九%の増加である。

一九二一年調査と同じく一九三三年國勢調査に於ても工業部門(工場、建築場等)が諸産業の主要部門を占め、一九三三年には瀋洲に於ける自活者

産業別人口 (一九二一—一九三三)

産業別	一九二一年國勢調査		一九三三年國勢調査	
	男	女	男	女
漁業、狩獵	10,721	6	10,721	6
農、牧、酪農	1,150	9,850	1,150	9,850
林業	10,121	6	10,121	6
鑛業、石材	6,650	6	6,650	6
計	26,742	10,783	26,742	10,783
計	15,750	21	15,750	21
計	11,111	7	11,111	7
一九二一—一九三三年増減	1,000	15	1,000	15

(關係産業不明の者を除く)の三二・一%を占めて居り、一九二一年の調査の際には三一・四%であつた。工業従業者數は原料産業全従業者よりも二〇九、二二〇人、即ち三二・三%多く、一九二一年には二二%多かつた。農業、畜産、酪農産業従業者の割合は一九二一年調査に於ける二二・〇%から一九三三年の二〇・三%に減少した。

兩國勢調査中間期に各産業従業者數の増加は女よりも男に多い。但し個人的家事的勞務、公務、自由職業では女の方が多く増加してゐる。各種職業従業者總數に對する女の割合は多くの職業で増加してゐる。即ち個人的家事勞務は一九二一年七六・二%から一九三三年七八・四%に、公務及び自由職業は三九・〇%から四六・一%、商業金融業は二一・八%から二四・九%、娯樂スポーツは二一・〇%から二六・四%、通信運輸は三・五%から五・二%、農牧其他は二・一%から三・六%に夫々増加した。工業部門(工場、建築場等)中で言へば、建築業項目の従業者(女の割合は少い)數が工場項目に於けるより増加した結果、建築業項目に於ける女の割合は一六・七%から一九九%に減少したことになる。個別的にみれば各項目に於ける女の割合は一九二一年以來殆ど變化なく、從つて全體として工業部門に於ける女の割合が少くなつてゐるのは同部門構成諸要素の數値が變化したのによる。産業全部門を合せれば従業者總人數に對する女の割合は一九・九%から二一・六%に増加した。

業 務 別	一九二一年國勢調査		一九三三年國勢調査		一九二一年 一九三三年増減
	男	女	男	女	
工 業 場	三六、八七	二八、七七	四四、七〇	一六、〇七	六、九三
建 築	八、八八	三、七〇	一〇、〇九	一、三九	一、三〇
土 木	一七、〇七	九、九	二七、三三	九、二六	一〇、二六
其 他	三九、二六	七、三六	六、六三	三、二七	(-)
計	五五、六八	二九、八八	七二、〇六	一七、七九	一六、一一
運 輸 通 信	三〇、五三	七、三三	三〇、七七	二、四四	一、九一
商 業 金 融	三、五五	七、〇八	三、〇八	一、三三	一、〇〇
公 務、自 由 職 業	一三、二四	八、九八	一〇、一〇	一、一二	一、六九
娯 樂、ス ポー ツ	一五、五七	一、三三	一、八〇	〇、四七	六、〇〇
個 人 的 家 事 的 勞 務	四、九四	一、九八	三、〇八	一、〇〇	三、五五
工 業 以 外、其 他	五、二五	二、三九	六、四四	四、〇五	三、五五
恩 給 生 活 者	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)
自 活 者	一、八八、三三	四六、九九	二、四九、六六	七二、三三	八五、九〇
寄 食 者	八、〇、一六	二、三、八七	三、〇、〇〇	二、四、一八	八、一四
計	二、七三、八〇	二、六三、八六	五、四九、七三	三、七三、八四	一、七五、八八

(a) 産業不明の失業者を含む (b) 比較統計数字は不明。註(一)は減少を示す。

一五 業 務 別

次頁表は各種産業部門に於ける職業、業務別による人口である。一九三三年六月三十日現在使用主数は二〇七、六八〇人で、一九二一年國勢調査當時より四八・七%の増加であるが、一九二一年調査に比べると二%の減少である。獨立業務者は一九二一年國勢調査以後七・九%増加した。一九三三年六月三十日現在全人口中、二、〇九九、五四八人即ち三二・七%は賃銀生活者で、之は前回調査の三〇・八%を僅かに凌駕してゐる。

九二一年國勢調査以降の賃銀生活者数は二六・三%の増加を示した。中、男二二・七%、女二五・七%の増加である。賃銀生活者總數に對する女の割合は一九二一年調査二二・六%から一九三三年調査二四・三%に増加した。賃銀生活者中、一、四四七、五〇七人即ち六九・〇%は常時雇傭者、一七〇、九九七人即ち八・一%は臨時雇傭者(この數は救濟事業により生活する旨の申告者を含む)であり、四八一、〇四四人即ち二二・九%は失業申告者である。

業 務 別 人 口 (一九二一年—一九三三年)

業 務 別	一九二一年國勢調査		一九三三年國勢調査		一九二一年—一九三三年増減
	男	女	男	女	
使 用 主	一三、一四	一〇、八一	一六、八九	一〇、八一	三、七五
獨 立 經 營 者	三六、三六	四六、〇〇	三八、四一	五、〇〇	二、〇五
給 料 賃 銀 生 活 者	一、四六、一三	五、四七、六一	一、〇一、九一	四、〇一、九一	二、七〇、〇〇
年 期 奉 公 人			一、〇一、九一		一、〇一、九一
臨 時 雇 傭 人			一、〇一、九一		一、〇一、九一
失 業 者	一三、六五	一三、九〇	一、〇一、九一	一、〇一、九一	一、〇一、九一
無 給 手 傳 人	〇	〇	一、〇一、九一	一、〇一、九一	一、〇一、九一
非 該 當 者 (a)	九、九、五〇	三、三、九五	一、〇一、九一	一、〇一、九一	一、〇一、九一
無 申 告 者 (a)	三、五、一〇	七、三、六	一、〇一、九一	一、〇一、九一	一、〇一、九一
計	二、七三、八〇	二、六三、八六	五、四九、七三	三、七三、八四	一、七五、八八

(a) 恩給生活者、無職貧乏生活者、家事に従事する女子、學生其他寄食生活者を含む。註(一)は減少を示す。

一六 失 業

一九三三年六月三十日現在完全失業申告者は總數四八一、〇四四人を數へ賃銀給料生活者數の二二・九%に當る、この失業申告者中、四〇五、二六九人は男、七五、七七五人は女で、その失業率は二五・五%、一四・八%である。一九二一年調査に於ける失業率は男一〇・七%、女五・七%であつた。一九三三年調査では二一歳未満にて失業中の男一五、〇六一人、女七、七一〇人は未就職の旨申告した。一九三三年調査による瀋洲男子失業比率(二五・五%)は、一九三三年四月九月間の聯邦統計官への各労働組合提出統計の示す如く、労働組合員の失業率(二五・四%)と事實上同一である。

四八一、〇四四人の失業申告者中、四五三、四八七人は失業原因を次の如く申告した。一九〇・九%は就職先なし、五・六%は疾病、一・一%は事故、二・四%は其他の原因である。疾病及び事故による失業申告者は一九二一年調査以降、男は二・七%から一・四%に、女は二・六%から一・七%に減少した。

原因別失業者 (一九二一—一九三三)

原因	一九二一年國勢調査			一九三三年國勢調査			一九二一—一九三三年増減
	男	女	計	男	女	計	
就職先なし	六六,七二	六〇,五五	一二七,二七	五五,三六	八二,六六	一三八,〇二	一〇,七五
疾病	三六,七九	九,五一	四六,三〇	一七,三三	八,二六	二五,五九	(-)
産業争議	四,四九	二,六〇	七,〇九	一,五三	一,五三	一,〇一	(-)
事故	四,五九	三,四六	八,〇五	四,八四	五,一〇	九,九四	(-)
其他	三,〇九	一,〇一	四,一〇	一,五九	三,〇二	一,四三	(-)
自發的と記載	(b)	(b)	(a)	四,七九	二,八〇	七,五九	(b)
無申告	六,三三	一,六五	七,九八	一六,五三	七,三三	二三,八六	(-)
計	一二三,六五	一一一,〇四	二三四,〇〇	一四〇,三六	一七五,七五	三一六,一四	一二二,〇八

(a) 「其他」の多くは「就職先なし」である (b) 一九二一年には區別せず (c) 臨時雇者又は放浪者による者を除く。註(-)は減少を示す。

失業期間申告者中、二四・九%は二四週間以下、一四・一%は二四週間から一年、一三・九%は一年、一八・二%は二—三年、一八・九%は三—四

期間別失業者 (一九二一—一九三三)

失業期間	一九二一年國勢調査			一九三三年國勢調査			一九二一—一九三三年増減
	男	女	計	男	女	計	
一週間未満	一一,〇一	一,七三	一二,七四	一六,〇〇	六,二一	二二,二一	(-)
一週間	一一,〇一	二,三三	一三,三四	一六,五二	六,五二	二三,〇四	(-)
二週間	一一,五七	一,七五	一三,三二	一七,九二	七,九二	二五,八四	(-)
三週間	六,四七	一,四三	七,九〇	一〇,九一	六,六三	一七,五四	(-)
四—八週間未満	三〇,六七	三,六九	三四,三六	一六,六七	五,六三	二二,三〇	(-)

臨時雇者又は放浪者による者を除く。註(-)は減少を示す。

年、一〇・〇%は四年以上、失業中であつた。失業男子六四%及び失業女子四三%は離職後一年以上経過してゐる旨申告した。

計	一九二一年			一九三三年			増減
	男	女	計	男	女	計	
八—二週間未満	一一,〇一	一,六六	一二,六七	一七,一三	七,七二	二四,八五	一二,一八
二—六週間	一一,〇一	二,三三	一三,三四	一六,五二	六,五二	二三,〇四	九,七〇
二—三週間	一一,五七	一,七五	一三,三二	一七,九二	七,九二	二五,八四	一二,五二
三—四週間	六,四七	一,四三	七,九〇	一〇,九一	六,六三	一七,五四	九,六四
四—八週間未満	三〇,六七	三,六九	三四,三六	一六,六七	五,六三	二二,三〇	一〇,九三
一年未満計	一〇八,〇一	一〇,六五	一二八,六六	一四〇,三六	一七五,七五	二一六,一四	八七,四八
一年—二年未満	一一,二二	一,一八	一二,四〇	一五,八八	六,二一	二二,〇九	九,六九
二—三年	一一,二二	一,一八	一二,四〇	一五,八八	六,二一	二二,〇九	九,六九
三—四年	一一,二二	一,一八	一二,四〇	一五,八八	六,二一	二二,〇九	九,六九
四年以上	一一,二二	一,一八	一二,四〇	一五,八八	六,二一	二二,〇九	九,六九
不明	一〇,七三	一,七三	一二,四六	一五,九三	七,七五	二三,六八	一一,二二
計	一七〇,七五	二二,〇四	一九二,七九	二四〇,三六	二七五,七五	三一六,一四	一二三,三四

(a) 臨時雇者及び放浪者による者を除く。註(-)は減少を示す。

一七 収入別

一九三三年國勢調査で初めて濠洲國勢調査表に収入に關する申告欄が設けられた。一九二六年ニュージーランド國勢調査に於ける同方法の成功により、同様の試みが濠洲でも成功するであらうと思はれた爲である。濠洲

に於ける自活者三、一五五、六二二人中、三、〇五二、五八二人が収入に關する要求事項を調査表に記載した。僅かに男一、六%、女二、七%が報告を行はなかつた。全自活者の内譯は—使用主二〇七、六八〇人、獨立經營者三六九、三七五人、給料賃銀生活者一、四四七、五〇七人、短時間雇備者一七〇、九九七人、失業者四八一、〇四四人、無給手傳人四六、〇一六人、未申

告者及び非該當者四三三、〇〇二人。この中最後の者には恩給生活者、資産生活者、隠退者及び一六歳以上の男子で職業を記載せぬ者等を含む。自活者以外に、被扶養者及び職業に関する質問の適用を受けない旨記載した者等を含む二一八、六一六人は、一九三三年六月三十日迄の一年間に何らかの

収入を得てゐた。國勢調査の数字は現在では使用主、獨立經營者、給料賃銀生活者、短時間雇傭者、失業者、恩給生活者に分類されてゐる。次表は業務別分類による自活者の収入に関する統計である。

収入別 (一九三三年國勢調査)

Table with columns for income categories (e.g., 無収入, 年收五二磅未満) and population counts for 男子 (Male) and 女子 (Female) across various employment statuses like 獨立經營者, 給料賃銀生活者, etc.

Table showing the number of self-supporting individuals (自活者) by age group (e.g., 年收二六〇磅以上, 年收五二磅未満) and sex (男子, 女子).

第十節 住居

- 一 住居数 二 住居の等級 三 室数 四 居住者の種別 五 賃貸借料 六 三六室の個人住宅

國勢調査表の申告項目の多くは家庭を成してゐる個人に関するものであつたが、調査當日の各人の住居に関する重要項目も含んでゐた。それに対する回答から居住状態に関する重要な資料が得られた。國勢調査で言ふ住居とは一家族の居住する場所を、それが建物全部であるか又はその一部であるかに關係しない。一個所にある二棟又は三棟の別箇の建物でも、それが居住用として一家族のみに居住されてゐる場合には、これら全部の建物を一住居とする。これに反し一棟の建物でもいくつかの貸室又は棟制貸家に區切られて別の家族が住んで居る場合には、その一家族を單位として一住居とするのである。棟制貸家とは一個の獨立せる住居として設計又は改造された一室又は數室なりと定義された。

國勢調査に於ける住居の定義中には個人住宅、貸室、棟制貸家、旅館、下宿、屋、病院、其他施設及び人間の居住を目的とする其他建物が含まれてゐる。一九二一年國勢調査以來、濠洲に於ける住居数は、建築中のものを合せて四〇七、七一四、即ち三三・七%の増加を示し、この数は同期間に

於ける人口増加率二二・〇%よりも遙かに高率である。前回國勢調査當時には四・九人に對して一住居であつたが、一九三三年六月三十日現在までには四・四人に對して一住居になつてゐた。次表は一九三三年六月三十日現在濠洲に於ける住居数に関する統計の概要である。

住居 (一九三三年六月三十日國勢調査) (純血原住民のみの住宅を除く。以下本節中同じ)

Table showing housing statistics by region (e.g., 都邑, 地方, 農村) and housing status (e.g., 居住, 未居住, 建築中).

二 住居の等級

前述の如く、居住中住宅は個人の住宅、貸室、棟制貸家、旅館、病院、

各州別住居 (一九三三年六月三十日國勢調査)

州又は領	住居	未住居	建築中	計
州	五九、七〇七	二六、七〇七	七四六	八六、一五〇
北	四三、八三三	一八、七五三	七五〇	六二、三三六
南	三二、一三三	九、三一一	一〇一	四一、五四五
西	一三、九三三	五、五三三	一〇〇	一九、五六六
東	一〇、五八八	四、〇〇九	三三〇	一四、九二七
北	五、四六四	三、三三三	一〇	八、八〇七
南	一、〇一一	五	一	一、〇一七
北	一、〇一一	五	一	一、〇一七
南	一、〇一一	五	一	一、〇一七
計	一、五七、七〇七	六、七三三	二、五三三	二、二六、八〇〇

下宿屋、慈善施設等を含む。併し住宅問題を考へる場合、家庭生活と結びついた正常の住居状態を示さない設備を有する住居は一應除外する方が望ましい。次の統計は主に個人住居、即ち個人住宅、貸室、模範貸家のみに關するものである。

一九三三年國勢調査現在居住總住居数中、一、五〇九、六七一、即ち九七・六%は個人住居であつた。これに比し前回調査では一、〇七、〇一〇、即ち九六・〇%であつた。兩調査中間期に於ける個人住居数の増加は四〇・二、六六一即ち三六・四%である。首府に於ける個人住居は二四四、九九三、即ち五二・四%の増加、地方都邑區域に於ては四一、八〇四、即ち二〇・一%の増加、農村地方に於ては一、一五、八六四、即ち二六・九%の増加である。

居住住居種別 (一九二二—一九三三)

住居別	一九二二年四月四日國勢調査			一九三三年六月三十日國勢調査			増減
	都府	地方	計	都府	地方	計	
個人住宅	三、七三三	五、五五七	九、二九〇	六、二七六	九、四三三	一三、七〇九	四、四一九
貸室及び模範貸家	三、七三三	五、五五七	九、二九〇	六、二七六	九、四三三	一三、七〇九	四、四一九
個人住居計	七、四六六	一一、一一四	一八、五八〇	一二、五五二	一八、八六六	二六、四一八	八、八三八
商店、事務所等の番人家	八六四	二六六	一一三〇	一、一六六	一、八五九	三、〇二五	一、八九五
旅館	一、五五五	〇、〇〇〇	一、五五五	一、五五五	〇、〇〇〇	一、五五五	〇、〇〇〇
住居別計	一〇、八八五	一一、三八〇	二二、二六五	一四、二七三	二〇、七二五	三四、九九三	一二、七〇八

下宿	一九二二年四月四日國勢調査			一九三三年六月三十日國勢調査			増減
	都府	地方	計	都府	地方	計	
下宿	一、八八五	一、八八五	三、七七〇	一、八八五	一、八八五	三、七七〇	〇
教育施設	三〇〇	三〇〇	六〇〇	三〇〇	三〇〇	六〇〇	〇
宗教的施設	三〇〇	三〇〇	六〇〇	三〇〇	三〇〇	六〇〇	〇
病院	一七七	一七七	三五四	一七七	一七七	三五四	〇
慈善施設	一七七	一七七	三五四	一七七	一七七	三五四	〇
刑務所等	一七七	一七七	三五四	一七七	一七七	三五四	〇
陸海軍施設	一七七	一七七	三五四	一七七	一七七	三五四	〇
警察署等	一七七	一七七	三五四	一七七	一七七	三五四	〇
消防署	一七七	一七七	三五四	一七七	一七七	三五四	〇
其他(クラブを含む)不明	一七七	一七七	三五四	一七七	一七七	三五四	〇
個人住居以外計	二、〇二二	二、〇二二	四、〇四四	二、〇二二	二、〇二二	四、〇四四	〇
住居總計	一、〇七、〇一〇	一、〇七、〇一〇	二、一四〇、〇二〇	一、〇七、〇一〇	一、〇七、〇一〇	二、一四〇、〇二〇	〇

三 室 數

國勢調査では臺所、閉切りヴェランダは住居の室數に入るが浴室、食料品室、倉庫は寢室に用ひられぬ限り住居の室數には入らない。一九三三年六月三十日現在の個人住宅平均室數は五・〇三室であつて前回調査の四・九九室よりも僅かに多い。首府地域に於ける個人住宅の室數平均は前回調査の五・二四室から五・三六室に増加し、地方都邑では殆ど變化なく住宅當り五・一室から五・〇九室となり、農村地方では前回調査の平均四・六七室から僅かに減少して四・六〇室となつてゐる。

貸室及び模範貸家の平均室數は個人住宅の場合よりも相當少く、三・七七室から三・〇八室に減少し、更に模範貸家の小さくなる傾向を示してゐる。模範貸家及び貸室住居の大きさが小さくなるのは各地方を通じての現象であり、首府地域では三・七四室から三・二二室に、地方都邑では三・八七室から二・五二室に減少し、農村では減少甚しく三・八五室から二・二四室になつた。





計	1,707,928	1,097,609	811,319	1,100,010	414,258	339,611	540,159	1,566,451	203,628
---	-----------	-----------	---------	-----------	---------	---------	---------	-----------	---------

五週貸借料

貸借料に関する報告は借家人居住家具無し個人住居週貸借料のみに限られてゐる。個人住宅の一五・五%は週一〇志以下、四九・八%は一〇志から一磅、二七・四%は一磅から一磅一〇志まで、七・三%は一磅一〇志以上である。貸借料一週一〇志以下の家屋中、その四分の三は首府地域外にある。

瀟洲に於ける家具無し個人住宅平均貸借料は一週一七志で、地域別にすれば首府の... 貸は一週一九志七片、地方都邑一五志九片、農村地方一志二片である。

首府に於ける家具無し貸室及び棟制貸家の平均貸借料は一週二三志六片である。即ち首府地域の個人住宅は棟制貸家及び貸室よりも室数が五〇%多いにも拘らず、棟制貸家及び貸室貸借料の方が却つて個人住宅貸借料より約二〇%高い。併し地方都邑、農村地方では貸室及び棟制貸家の貸借料は個人住宅より夫々約一五%及び一〇%安い。貸室及び棟制貸家の一六・九%は週一〇志以下で、この率は個人住宅よりも少し多い。次に貸室の三三・八%は週一〇志から一磅で、同額の個人住宅の率の三分の二であり、二六・五%は一磅から一磅一〇志で貸室、個人住宅共に同率である。併し貸室の二二・八%は週室料一磅一〇志以上でこの数は同額の個人住宅の百

分率の三倍に當る。

一九三三年國勢調査と前回調査に於ける平均貸借料の比較は個人住居全體としては可能であるが、貸室及び棟制貸家を除いた個人住宅だけに就ては、一九二一年の調査では區別してゐない爲に不可能である。個人住宅、貸室及び棟制貸家を合む個人住居の平均週貸借料一七志六片は一九二一年國勢調査に於ける平均よりも六%だけ高い。

一九二一年及び一九三三年の國勢調査中間期に聯邦統計官は聯邦各地の或一定の市又は町の家屋管理人から規則的に、毎年各四半期中期に於ける貸借料を示す数字を集めてゐる。その数字中、一九二一年第一四半期及び一九三三年第二四半期との比較によつて知られる平均貸借料の變動はこの兩國勢調査から得られた結果とほぼ同様である。又その数字によれば兩國勢調査期間で最も貸借料の騰貴したのは一九二八年第一四半期である。當時の首府地域平均は一九二一年平均より二一%高かつたが、其後低落の一途を辿り、一九三三年の統計までには二〇%下つた。

首府地域では個人住居の一五%は貸室及び棟制貸家であり、個人住居數に對する棟制貸家及び貸室の比率は次の如し。一週一〇志以下二九%、一〇志から一磅一〇%、一磅から一磅一〇志一三%、一磅一〇志から二磅二六%、二磅から二磅一〇志三六%、二磅一〇志以上四七%である。

家具なし週貸借料(志)	個人				住居				
	首府	地方	農村	計	首府	地方	農村	計	
五志未満	1,707,928	1,097,609	811,319	1,100,010	414,258	339,611	540,159	1,566,451	
一〇一五	5,333	3,126	2,988	11,447	7,755	5,041	11,100	18,896	
一五二〇	56,561	16,555	10,164	83,280	48,355	31,864	80,219	129,083	
二〇二五	80,866	61,880	5,668	148,414	89,505	61,777	151,282	212,564	
二五三〇	35,333	27,909	1,568	64,810	39,777	27,010	66,787	100,574	
三〇三五	11,332	8,791	461	20,584	12,871	9,538	22,409	34,947	
三五四〇	5,200	3,900	200	9,300	5,556	4,177	8,733	13,466	
四〇四五	6,666	5,000	266	11,932	7,166	5,266	12,432	18,700	
五〇六〇	2,777	1,944	100	4,821	2,944	2,144	5,088	7,732	
六〇七〇	1,556	1,111	50	2,717	1,667	1,222	2,889	4,378	
七〇八〇	579	422	20	1,021	633	467	1,100	1,667	
八〇九〇	300	222	10	532	333	244	577	867	
九〇一〇〇	110	80	4	194	122	90	182	273	
一〇〇志以上	560	422	20	1,002	633	467	1,100	1,667	
不明	15,555	11,111	555	27,221	16,667	12,222	28,889	43,333	
個人住居數	3,126,566	2,111,111	1,566,666	6,804,343	4,000,000	2,777,777	6,777,777	10,555,555	
平均週貸借料	23志八片	24志餘	23志二片	26志六片	23志二片	25志七片	22志三片	27志六片	一志餘

週貸借料別個人住居 (一九二一及び一九三三)

家具なし週貸借料(志)	個人				住居				
	首府	地方	農村	計	首府	地方	農村	計	
五志未満	1,707,928	1,097,609	811,319	1,100,010	414,258	339,611	540,159	1,566,451	
一〇一五	5,333	3,126	2,988	11,447	7,755	5,041	11,100	18,896	
一五二〇	56,561	16,555	10,164	83,280	48,355	31,864	80,219	129,083	
二〇二五	80,866	61,880	5,668	148,414	89,505	61,777	151,282	212,564	
二五三〇	35,333	27,909	1,568	64,810	39,777	27,010	66,787	100,574	
三〇三五	11,332	8,791	461	20,584	12,871	9,538	22,409	34,947	
三五四〇	5,200	3,900	200	9,300	5,556	4,177	8,733	13,466	
四〇四五	6,666	5,000	266	11,932	7,166	5,266	12,432	18,700	
五〇六〇	2,777	1,944	100	4,821	2,944	2,144	5,088	7,732	
六〇七〇	1,556	1,111	50	2,717	1,667	1,222	2,889	4,378	
七〇八〇	579	422	20	1,021	633	467	1,100	1,667	
八〇九〇	300	222	10	532	333	244	577	867	
九〇一〇〇	110	80	4	194	122	90	182	273	
一〇〇志以上	560	422	20	1,002	633	467	1,100	1,667	
不明	15,555	11,111	555	27,221	16,667	12,222	28,889	43,333	
個人住居數	3,126,566	2,111,111	1,566,666	6,804,343	4,000,000	2,777,777	6,777,777	10,555,555	
平均週貸借料	23志八片	24志餘	23志二片	26志六片	23志二片	25志七片	22志三片	27志六片	一志餘

六三六室の個人住宅

瀟洲に於ける個人住宅の七八・一%を占める三六室の木造、煉瓦又は石造住宅に限定して、普通一般貸借料の一層完全な平均を出す爲に特別調査が行はれた。

一九二一年國勢調査以來、三六室住宅は三四%増し總計一、一〇八、五九四戸となつた。家賃に關しては木造、煉瓦又は石造で借家人が居住中の

四四〇、五六〇戸に就て要約したもので、四六%は煉瓦又は石造、五四%は木造である。この割合は一九二一年調査に於けると同じであり、兩調査期間中は賃借中の三六室の煉瓦家屋數の割合には何等増減がない。

一九三三年國勢調査では木造及び煉瓦造共に三四室の借家數の割合は前回より減少し、五一六室の借家數の割合は増加してゐる。三、四、五室及び六室の借家の兩調査期間に於ける増加は夫々二%、二八%、四三%及び六〇%である。五室及び六室の借家數の割合は首府地域では更に増加してゐる。首府に於ける木造、石造、煉瓦造の三六室の個人住宅の平均家

賃は一九三三年國勢調査では週一八志五片であつたが、これは前回調査の時と同額である。

地方郡邑では平均家賃週一五志七片であつて、前回調査に於けるよりも可成り騰貴してゐるが、この騰貴は木造、煉瓦造、石造の三室、四室、五室及び六室の凡ゆる住宅に見られる現象である。又農村地方の平均賃借料は一志六片、これも一九二一年調査に於けるよりも騰貴してをり、この騰貴現象も地方郡邑と同じく三六室の凡ゆる住宅に見られる。

個人住宅の賃借料に關する比較で興味あるのは一室當り平均賃借料に基く比較である、一九三三年國勢調査では、濠洲各州首府に於ける木造家屋當り平均賃借料は週三志五片で、一九二一年の三志六片と殆ど相異が

ない。同じく首府の煉瓦家屋當り賃借料は平均四志一片で、前回調査の平均と變らない。

處が地方郡邑では木造家屋一室當り賃借料は週三志一片で、一九二一年の二志八片よりも高い。煉瓦家屋一室當り平均賃借料は週三志六片で之亦前回調査の週三志一片よりも高い。農村地方でも室當り賃借料平均は騰貴を示し、木造家屋では週二志一片から二志六片へ、煉瓦家屋は週二志三片から二志七片へと夫々騰貴してゐる。各州首府煉瓦家屋を除いては、三室住宅の室當り賃借料は四室、五室、六室住宅の室當り賃借料よりも一般に高い。地方郡邑及び農村地方では、三六室の家屋は何れも一九二一年の調査以來、室當り賃借料は同じ増加率を示した。

室數	一九二一年四月四日國勢調査				一九三三年六月三十日國勢調査				一九二一年 一九三三年 の増減
	都府	邑	農村	計	都府	邑	農村	計	
個人住宅	三	三	三	三	三	三	三	三	0
木造	三	三	三	三	三	三	三	三	0
煉瓦又は石造	三	三	三	三	三	三	三	三	0
三六室	三	三	三	三	三	三	三	三	0
五六室	三	三	三	三	三	三	三	三	0
四室	三	三	三	三	三	三	三	三	0
五室	三	三	三	三	三	三	三	三	0
六室	三	三	三	三	三	三	三	三	0
三六室	三	三	三	三	三	三	三	三	0
煉瓦又は石造	三	三	三	三	三	三	三	三	0
三六室	三	三	三	三	三	三	三	三	0
五六室	三	三	三	三	三	三	三	三	0
四室	三	三	三	三	三	三	三	三	0
五室	三	三	三	三	三	三	三	三	0
六室	三	三	三	三	三	三	三	三	0
三六室	三	三	三	三	三	三	三	三	0
煉瓦又は石造	三	三	三	三	三	三	三	三	0
三六室	三	三	三	三	三	三	三	三	0
五六室	三	三	三	三	三	三	三	三	0
四室	三	三	三	三	三	三	三	三	0
五室	三	三	三	三	三	三	三	三	0
六室	三	三	三	三	三	三	三	三	0
三六室	三	三	三	三	三	三	三	三	0
煉瓦又は石造	三	三	三	三	三	三	三	三	0
三六室	三	三	三	三	三	三	三	三	0
五六室	三	三	三	三	三	三	三	三	0
四室	三	三	三	三	三	三	三	三	0
五室	三	三	三	三	三	三	三	三	0
六室	三	三	三	三	三	三	三	三	0
三六室	三	三	三	三	三	三	三	三	0
煉瓦又は石造	三	三	三	三	三	三	三	三	0
三六室	三	三	三	三	三	三	三	三	0
五六室	三	三	三	三	三	三	三	三	0
四室	三	三	三	三	三	三	三	三	0
五室	三	三	三	三	三	三	三	三	0
六室	三	三	三	三	三	三	三	三	0
三六室	三	三	三	三	三	三	三	三	0
煉瓦又は石造	三	三	三	三	三	三	三	三	0
三六室	三	三	三	三	三	三	三	三	0
五六室	三	三	三	三	三	三	三	三	0
四室	三	三	三	三	三	三	三	三	0
五室	三	三	三	三	三	三	三	三	0
六室	三	三	三	三	三	三	三	三	0
三六室	三	三	三	三	三	三	三	三	0
煉瓦又は石造	三	三	三	三	三	三	三	三	0
三六室	三	三	三	三	三	三	三	三	0
五六室	三	三	三	三	三	三	三	三	0
四室	三	三	三	三	三	三	三	三	0
五室	三	三	三	三	三	三	三	三	0
六室	三	三	三	三	三	三	三	三	0
三六室	三	三	三	三	三	三	三	三	0
煉瓦又は石造	三	三	三	三	三	三	三	三	0
三六室	三	三	三	三	三	三	三	三	0
五六室	三	三	三	三	三	三	三	三	0
四室	三	三	三	三	三	三	三	三	0
五室	三	三	三	三	三	三	三	三	0
六室	三	三	三	三	三	三	三	三	0
三六室	三	三	三	三	三	三	三	三	0
煉瓦又は石造	三	三	三	三	三	三	三	三	0
三六室	三	三	三	三	三	三	三	三	0
五六室	三	三	三	三	三	三	三	三	0
四室	三	三	三	三	三	三	三	三	0
五室	三	三	三	三	三	三	三	三	0
六室	三	三	三	三	三	三	三	三	0
三六室	三	三	三	三	三	三	三	三	0
煉瓦又は石造	三	三	三	三	三	三	三	三	0
三六室	三	三	三	三	三	三	三	三	0
五六室	三	三	三	三	三	三	三	三	0
四室	三	三	三	三	三	三	三	三	0
五室	三	三	三	三	三	三	三	三	0
六室	三	三	三	三	三	三	三	三	0
三六室	三	三	三	三	三	三	三	三	0
煉瓦又は石造	三	三	三	三	三	三	三	三	0
三六室	三	三	三	三	三	三	三	三	0
五六室	三	三	三	三	三	三	三	三	0
四室	三	三	三	三	三	三	三	三	0
五室	三	三	三	三	三	三	三	三	0
六室	三	三	三	三	三	三	三	三	0
三六室	三	三	三	三	三	三	三	三	0
煉瓦又は石造	三	三	三	三	三	三	三	三	0
三六室	三	三	三	三	三	三	三	三	0
五六室	三	三	三	三	三	三	三	三	0
四室	三	三	三	三	三	三	三	三	0
五室	三	三	三	三	三	三	三	三	0
六室	三	三	三	三	三	三	三	三	0
三六室	三	三	三	三	三	三	三	三	0
煉瓦又は石造	三	三	三	三	三	三	三	三	0
三六室	三	三	三	三	三	三	三	三	0
五六室	三	三	三	三	三	三	三	三	0
四室	三	三	三	三	三	三	三	三	0
五室	三	三	三	三	三	三	三	三	0
六室	三	三	三	三	三	三	三	三	0
三六室	三	三	三	三	三	三	三	三	0
煉瓦又は石造	三	三	三	三	三	三	三	三	0
三六室	三	三	三	三	三	三	三	三	0
五六室	三	三	三	三	三	三	三	三	0
四室	三	三	三	三	三	三	三	三	0
五室	三	三	三	三	三	三	三	三	0
六室	三	三	三	三	三	三	三	三	0
三六室	三	三	三	三	三	三	三	三	0
煉瓦又は石造	三	三	三	三	三	三	三	三	0
三六室	三	三	三	三	三	三	三	三	0
五六室	三	三	三	三	三	三	三	三	0
四室	三	三	三	三	三	三	三	三	0
五室	三	三	三	三	三	三	三	三	0
六室	三	三	三	三	三	三	三	三	0
三六室	三	三	三	三	三	三	三	三	0
煉瓦又は石造	三	三	三	三	三	三	三	三	0
三六室	三	三	三	三	三	三	三	三	0
五六室	三	三	三	三	三	三	三	三	0
四室	三	三	三	三	三	三	三	三	0
五室	三	三	三	三	三	三	三	三	0
六室	三	三	三	三	三	三	三	三	0
三六室	三	三	三	三	三	三	三	三	0
煉瓦又は石造	三	三	三	三	三	三	三	三	0
三六室	三	三	三	三	三	三	三	三	0
五六室	三	三	三	三	三	三	三	三	0
四室	三	三	三	三	三	三	三	三	0
五室	三	三	三	三	三	三	三	三	0
六室	三	三	三	三	三	三	三	三	0
三六室	三	三	三	三	三	三	三	三	0
煉瓦又は石造	三	三	三	三	三	三	三	三	0
三六室	三	三	三	三	三	三	三	三	0
五六室	三	三	三	三	三	三	三	三	0
四室	三	三	三	三	三	三	三	三	0
五室	三	三	三	三	三	三	三	三	0
六室	三	三	三	三	三	三	三	三	0
三六室	三	三	三	三	三	三	三	三	0
煉瓦又は石造	三	三	三	三	三	三	三	三	0
三六室	三	三	三	三	三	三	三	三	0
五六室	三	三	三	三	三	三	三	三	0
四室	三	三	三	三	三	三	三	三	0
五室	三	三	三	三	三	三	三	三	0
六室	三	三	三	三	三	三	三	三	0
三六室	三	三	三	三	三	三	三	三	0
煉瓦又は石造	三	三	三	三	三	三	三	三	0
三六室	三	三	三	三	三	三	三	三	0
五六室	三	三	三	三	三	三	三	三	0
四室	三	三	三	三	三	三	三	三	0
五室	三	三	三	三	三	三	三	三	0
六室	三	三	三	三	三	三	三	三	0
三六室	三	三	三	三	三	三	三	三	0
煉瓦又は石造	三	三	三	三	三	三	三	三	0
三六室	三	三	三	三	三	三	三	三	0
五六室	三	三	三	三	三	三	三	三	0
四室	三	三	三	三	三	三	三	三	0
五室	三	三	三	三	三	三	三	三	0
六室	三	三	三	三	三				

年	入	出	差
一九三〇	三三,八八〇	二九,〇〇〇	四,八八〇
一九三一	三二,六六六	二八,四二六	四,二四〇
一九三二	三三,六六七	二九,三〇〇	四,三六七
一九三三	三三,四三七	二九,三三三	四,一〇四
一九三四	三三,七四五	二九,三三三	四,四二二
一九三五	三三,七六六	二九,三三三	四,四三三
一九三六	三三,七三六	二九,三三三	四,四〇三
一九三七	三三,七三三	二九,三三三	四,四〇〇
一九三八	三三,七三三	二九,三三三	四,四〇〇
一九三九	三三,七三三	二九,三三三	四,四〇〇

註 (-)は減少を示す。

移民数は前述の期間中、年により非常な変動があり、一九二二—二五年の五年間に最高に達した。前大戦中、濠洲軍国外勤務の爲三三三、七八一人が濠洲を離れたが、これは一九一四—一八年出業者数の激増となつて現はれてゐる。一九一〇—一二年に移民が盛んに行はれ、就中一九一二年度に於ける移民による人口増加数は、國外勤務の軍隊が歸還した一九一九年を除いては本世紀中最高である。

一九二六—三〇年五年間には全體として二一九、七〇七人といふ相當の増加を示してゐるが、各年別にすると一九二七年以降入國減少の傾向を現はし、一九三〇年、一九三一年、一九三二年、一九三五年に於ける人口減少といふ結果となつて現はれてゐる。

濠洲移民政策の影響は右表に明らかに反映してゐる。上記年間に於ける濠洲入國指定及び同様移民年平均数は下表の如し。

指定及び選擇移民は一九二六年に最も多く、入國三一、二六〇人と記されてゐる。

### 三 國籍又は人種

濠洲出入業者の大部分は英國籍であるが、少部分は非歐洲人である。一九二六年以降の出入業者数を國籍又は人種別に次表に示す。

國籍又は人種	入	出	差
英國人	一三〇,二六六	一三〇,二六六	0
フランス人	一〇〇,一五九	一〇〇,一五九	0
ドイツ人	一〇〇,一五九	一〇〇,一五九	0
ギリシア人	一〇〇,一五九	一〇〇,一五九	0
イタリア人	一〇〇,一五九	一〇〇,一五九	0
ニュージーランド人	一〇〇,一五九	一〇〇,一五九	0
オーストラリア人	一〇〇,一五九	一〇〇,一五九	0
その他歐洲人	一〇〇,一五九	一〇〇,一五九	0
支那人	一〇〇,一五九	一〇〇,一五九	0
日本人	一〇〇,一五九	一〇〇,一五九	0
印度人	一〇〇,一五九	一〇〇,一五九	0
その他非歐洲人	一〇〇,一五九	一〇〇,一五九	0
計	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	0

### 二 入業者乗船國及び出業者行先國

期	年	平均	年	度	数
一九〇一—〇五	不	明	一	一九三三	七
一九〇六—一〇	七	六	一	一九三四	一五
一九一一—一五	七	六	一	一九三五	一〇〇
一九一六—二〇	二	三	一	一九三六	九
一九二一—二五	三	三	一	一九三七	一四
一九二六—三〇	一	八	一	一九三八	一〇〇
一九三一—三五	一	五	一	一九三九	二六六

一九三九年度入業者乗船國及び出業者行先國は「人口統計時報」第五七號参照。一九二五—二九年間の年平均は既刊本年鑑第二五巻にあり。

### 國籍人種別出入業者純増減

一九二六—三〇年にイタリア、ギリシア、ニュージーランドの移民が相當多數流入した爲、同期に此等國籍人の濠洲出業者が相當多數あるにも拘らず、差引き相當多くの人口を濠洲に増加せしめた。併し次の五年間、即ち一九三一—三五年に、移民によるイタリア人の増加は相當減少し、大部分

國籍又は人種	純増	減	割合	合計	%
英國人	一〇〇,一五九	一〇〇,一五九	0	0	0
フランス人	一〇〇,一五九	一〇〇,一五九	0	0	0
ドイツ人	一〇〇,一五九	一〇〇,一五九	0	0	0
ギリシア人	一〇〇,一五九	一〇〇,一五九	0	0	0
イタリア人	一〇〇,一五九	一〇〇,一五九	0	0	0
ニュージーランド人	一〇〇,一五九	一〇〇,一五九	0	0	0
オーストラリア人	一〇〇,一五九	一〇〇,一五九	0	0	0
その他歐洲人	一〇〇,一五九	一〇〇,一五九	0	0	0
支那人	一〇〇,一五九	一〇〇,一五九	0	0	0
日本人	一〇〇,一五九	一〇〇,一五九	0	0	0
印度人	一〇〇,一五九	一〇〇,一五九	0	0	0
その他非歐洲人	一〇〇,一五九	一〇〇,一五九	0	0	0
計	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	0	0	0

の他の國籍者は出超過である。一九三九年に於ける南歐洲人の差引増加数は三、三九六人で、之に對し、一九三七年三、七八二人、一九三八年四、三〇九人であつた。概して非歐洲人は例外もあるが、全體として出超過なのが普通であるが、最近の三年間には毎年非歐洲人の移民は入超過となつた。同期間の國籍人種別純増減及び増減合計に對する各國籍別比率を前表に示す。

瀛洲に於ける不況の爲激移民による人口増加数は一九二八—二九年に減し、次の三年間には人口實数の減少を來した。一九三三—三六年に出入國者数は殆ど變動はないが、一九三八年には入國者が出國者を超過することと九、一三七人に及び、更に一九三九年には一三、八九一人の入超過を來し、一九二八年以來最大の人口増加を示した。一九三九年最大純増加数を示したのはドイツ移民であり、次が英國、イタリアの順である。一九二六—三〇年の移民数の八一％は英國人で、残り一九％が其他歐洲人である。次の五年間、即ち一九三一—三五年には英國人は出超過、イタリア人は入超過である。印度人及びセイロン島人を除いた非歐洲人も又出超過である。

#### 四 出入國者分類

一九二四年七月一日以降は、出入國者は移住者の申立てた居住目的により分類されてゐる。一九二六—三〇年、一九三一—三五年及び一九三七—三九年の數字は下表の如し。  
永住せんとする新入國者は最近八年間各年、増加を示したが、一九三九年の數字は一九二六—三〇年平均よりもかなり低い。一九二八—三一年の永久出國者数は同期初年に比し遙かに多數であるが、一九三七年迄の六年間には年々減少し、一九三七年に最低記録に達した。一九二九年迄は永続的居住者が相當増加したが、一九三〇年及び一九三一年には激減した。この減少は一九三二、三、四年には緩和され、最近五年間は永続的居住者数が少しく増加を示した。  
下表の數字は出入國の際の旅行者の報告によつてゐる。各種の理由から

#### 居住目的別移住民數

分 類	一九二六—三〇	一九三一—三五	一九三七—三九	一九三八	一九三九
永住新入國者	33,010	44,422	16,522	19,548	31,026
歸國瀛洲住民	11,355	8,458	3,129	3,050	3,756
一時的滞在者	135,029	100,335	6,333	33,460	36,322
不 明	—	—	—	—	—
入 國 者 計	189,394	153,215	26,185	56,058	71,004
永久的出超過者	101,104	71,420	11,312	11,202	11,581
一時的出國者	111,712	78,822	3,000	3,000	19,441
一時的滞在者	35,775	29,122	26,000	23,355	30,322
不 明	—	—	—	—	—
出 國 者 計	152,591	139,364	40,312	47,557	61,344

旅行者の目的は後に變更される故、本表の數字は目的のみによる記録と解さねばならぬ。

### 第十二節 補助移民、移民規則等

#### A 瀛洲への補助移住

- 一 聯邦及び各州協同政策
- 二 渡航補助金
- 三 渡航費補助者數
- 四 大戦中に於ける補助渡航制の中止

一九二〇年聯邦及び各州政府の協定により聯邦は移民の募集、健康診断

及び瀛洲への輸送を受け、各州政府は時に應じて聯邦に各州收容豫定移民の數及び種類に關し上申し、移民の定住に就て責任を負ふことになつた。その上、各州による個人的又は集團的移住の指定法を採用され、指定者たる各州がその移民の定住及びその後の保護をなす責任を持つに至つた。

一九三〇年經濟不況の爲、一九三〇年一月一日以前に聯邦に到着せる男子の妻及び扶養子女に對する渡航補助金下附に制限を加へることに決定した。

一九三八年三月四日聯邦は英國政府と協力して再び補助金付移住を行ふに至り、英帝國領より瀛洲に移住する者に對する渡航補助下附金に關する條項が設けられた。即ち、渡航補助金を下附される者は次の如し。

- (第一) 個人又は公認團體に指定され、英帝國内に在住する者(親族及び友人)
- (第二) 特に或州に必要とせられる移民
- (第三) 英帝國内に在住の英國血統の者にして次の條件を具備する者
  - (一) 既婚男子の場合は瀛洲到着の際に三百磅以上の資金を有すること、又は年百磅以上の年金其他の収入を有すること。
  - (二) 單身男子の場合は瀛洲到着の際に五〇磅以上の資金を有すること。

又次の事項が決定された。即ち州の移民政策が聯邦の政策に合致する限り聯邦政府は如何なる州とも協力すること。但し何れの州の政策國內にも入らぬが聯邦の政策には合致する移民の指定は聯邦自ら之を行ふものとすといふ事である。

英國及び瀛洲聯邦兩政府は共同して移民の旅費を補助するが、その金額は次の如し。

#### 二 渡航補助金

移民の種類	移民負擔渡航費 (a)	英國及瀛洲聯邦共同補助金
一九歳以下の子を同伴する既婚者、 或婚、既婚(子供の額は年齢による)	二磅	二磅
一人に付	〇	〇
一九歳以下の子なき既婚者、 其他成年者(一九歳以上)	一磅	一磅
未婚成年者(一七歳乃至一九歳)	〇	〇
未成年者(一二歳乃至一七歳)	五	五
一二歳未満の子	無	料

(a) 大戦中渡航費増加の爲、本表中の移民負擔渡航費は英貨七磅の増加、一二歳以下の子供は英貨三磅一〇志の増加となつた。

又聯邦政府は印度及びビルマ在住退役英國軍人及び文官に對し印度瀛洲間渡航費の半額を補助することに決定した。その妻家族も同様に取扱ふ。

#### 三 渡航費補助者數

一九二九—三八年の補助金下附移住民數及び初期から一九三九年末迄の合計を次表に示す。

年 度	ニューサウス ウェールズ	ビクトリア	クイーンズランド	南 瀛 洲	西 瀛 洲	タスマニア	瀛洲首都領	計
一九二九	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	7,277

最初期より 一九三九年 末迄の合計	三、七、六三	三、五、〇〇	三、六、五七	一、五、六〇	八、〇、〇〇	三、五、〇一	三、	一、〇、〇、一三
一九三〇	1,148	6	828	2	21	5	2,668	
一九三一	7	5	88	1	5	1	2,355	
一九三二	22	5	33	1	5	1	1,511	
一九三三	22	5	33	1	5	1	1,511	
一九三四	22	5	33	1	5	1	1,511	
一九三五	1	1	1	1	1	1	109	
一九三六	4	2	1	1	1	1	9	
一九三七	6	2	6	1	1	1	181	
一九三八	110	12	15	1	1	1	83	
一九三九	1,139	54	57	2	10	2	2,666	

四 大戦中に於ける補助渡航制の中止

大戦勃発の結果、英國及び聯邦政府は大戦中に於ける渡航補助金下附中止を決定した。但し妻及び扶養子女を含む近親家族の再同居の場合及び其他例外的な場合を除く。而して其他の場合と雖も特別の許可を要するものとした。

B 濠洲移民法

一 聯邦の権限及び法令 二 濠洲移民法の条件 三 書取試験免除許可人員 四 非歐洲人出國數

一 聯邦の権限及び法令

(一) 憲法 聯邦憲法第五篇第五一條第二七項及び二八項に於て聯邦議會は移民、移出民及び犯罪人の流入に關し立法權を附與されてゐる。

(二) 法 一九〇一—一九二五年移民法及び一九〇五年契約移入

以内に癡狂院又は慈善院に收容せられしことある者を送還すること。(a) 追放を指令せられたる者の妻が同様に追放を望む場合、妻及び扶養子女の名は夫の追放命令に含め得ることである。本項は勿論妻及び子女自身が移民なる場合にのみ適用される。

一九三三年移民法—本法は、一九三二年移民法—上記(d)参照—により修正せられた第八章(A)は本章施行の時以降、即ち一九二〇年十二月二日以後、濠洲に到着せる者に適用される旨、規定した。これは又同法條項に明記すべき保證を求めるとも具備してゐる。

一九三五年移民法—本法の主目的は、移民法を犯した禁止移民の罪で原法第五條により有罪と決定したる者を處罰するに際し第七條に準據する場合に生じたる法律上の困難を除去するため、原法第五章に罰則を附加することであつた。

一九四〇年移民法—該法は次の條項を規定する。(a) 上陸許可を有する者は請求せられたる場合には許可書記の諸條件に違反せざる旨を保官に證實すべきこと。(b) 特免狀の發行及び其の期限の延長。(c) 英國民に非ずして人體に對する暴行、強要及び脅迫により物品金錢を強奪せる者、又は上記の犯罪未遂者及び其他の犯罪にて一年以上の入獄を宣告されたる者は追放されるべきこと。(d) 追放命令を出す場合の大臣の自由裁量の件。(e) 聯邦入國希望者への生活保證の規定及び實施。

二 濠洲移民の條件

(一) 非歐洲人又は有色人の移民 「白濠」主義遂行の爲に、一般にアジア人其他有色移民の永住目的を以てする濠洲への入國を許可しない。印度、日本及び支那とは特別の協定が存し、これらの國の臣民にして善良なる商人、學生又は旅行者はその地位身分を變更せざる限り、濠洲に入國することを特に許される。

(二) 白色外國人の移住 永住目的を以て濠洲へ入國せんとする者は内務省から上陸許可又は特別許可を得るを要する。かかる許可の申請は次の

民法條項の摘要 (既刊本年鑑第二二卷九二七頁所載一九二〇年、一九二四年及び一九二五年修正移民法條項を除く) は移民の許可、禁止移民、船長其他の責任及び關係事項を含み、既刊本年鑑第一二卷一六六—一六八頁に記載。

一九三〇年移民法—本法に於ては一九〇一—二五年移民法第五章第一項が一九〇一年移民制限法實施後、保官を購着して入國せる者、又は不正手段により入國許可又は再許可を取得したる凡ての者に適用される旨規定されてゐる。かゝる者は濠洲上陸後如何なる時に於ても禁止移民として取扱ひ得る。

一九三二年移民法—本法の規定は (a) 保官が、上陸許可狀の所持又は許可の正當性に關し満足ならずとする外國人に對しては上陸の禁止をなし得ること。(b) 移民とされ得る期間を三年から五年に延長すること。(c) 英國臣民に非ざる者にして人體に危害を加へたる罪を宣告せられたる者は書取試験を行はずして所管大臣の命令により送還し得ること。(d) 刑事犯の判決を受けたる者、又は到着の日より過り五年(從來は三年以内となつてゐた)

種別に從ひ個々の場合に應じて考慮される。

(a) 既に濠洲に定着せる者の扶養すべき親族にしてその扶養につき充分なる保證を有する者(註「扶養すべき親族」とは妻、二十一歳未満の子、成年未婚女子及び姉妹、父母及び婚約者を含む。)

(b) 扶養すべき親族に含まれざる外國人にして (1) 濠洲在住者により指名され、被指名者は將來國家に負擔を掛けざることを所管大臣に對し充分保證せられたる者。(2) 濠洲労働者に損害を與ふることなく雇傭せらるる機會を有する商業及び職業に従事する者。(3) 五〇磅(濠貨)の上陸金を所有する者である。

(c) 濠洲在住保官人なき外國人にして、濠洲労働者に損害を與ふることなく雇傭せらるる機會を有する職業に従事せんとし、二〇〇磅の上陸金を所有する者。許可を申請する外國人は全て健康及び品行に對する充分なる證明書を準備することを要し、扶養すべき親族の場合を除き、濠洲に於て申告職業に従事する資格證明を提出するを要する。

濠洲入國を希望する外國人は又聯邦政府が當事者なる相互取極により査證を必要としない場合を除き、英國領事官が濠洲への渡航を査證せる有效なる旅券を携行するを要する。世界大戦勃發に當り以下の諸國、即ちベルギー、デンマーク、フランス、イタリア、リヒテンシュタイン、オランダ、ノルウェー、ポルトガル、スペイン、スエーデン、スイスの諸國民に對しては免除されたが、一九三九年命令第八九號國家治安規則により本規則の有効期間中、全ての外國人は濠洲入國前に英國査證を得るを要する。

大戦勃發に引續き、外國人の濠洲移民は嚴重に制限され、現在歐洲諸國から外國人移入は事實上不許可となつた。

(三) 照會先

- 濠洲 The Secretary, Department of the Interior, Canberra, A.C.T., Australia.
- 英國 The Official Secretary, High Commissioner's Office, Australia.

三 書取試験免除許可人員

下表は書取試験なしに一九三九年内に入國を許可されたる者の数及び國籍を示す。他國向け航行の途次、上陸を許可された者を含まない。

四 非歐洲人出國數

本項中の他の統計と共に以下數字は内務省により作成され、寄港者を除く。従つて本局の作成し、他の場合に發表せる寄港者をも含む出國數とは一致しない。一九三九年に瀛洲を出國せる非歐洲人の數は一、九三六人であり、次の如き各種國籍に分れてゐる。アメリカ黑人一、アラビヤ人一、支那人六九四、フィリピン人三五、印度及びセイロン原住民四五四、日本人四三三、ジャワ人七、ターバン人四四、マライ人三六、太平洋諸島嶼人三二、バブア人一二、西印度人八、其他有色人六九。

C 旅券

瀛洲に入國せんとする一六歳以上の者は旅券を提示すべきことが一九〇一—三五年移民法に規定されてゐる。又一九二〇年旅券法により、一六歳以上の者が出國を認める旅券又は其他書類を必ず所持すべき義務ありとされた。本法は一九三八年旅券法により改正され、右義務事項は除かれたので、現在では本法は旅券發行及び其他旅券關係事務に就ての規定を爲すに過ぎない。本法はバブア、ノーフォーク島及びニューギニア委任統治領を含む瀛洲諸領にも適用される。

瀛洲出國の際旅券を所持することはもはや義務的ではないが、外國に赴く瀛洲人が自己の身元及び國籍を確認する手段として旅券を用意することには必要である。旅券の所持は大部分の外國への入國許可に必要であり、又瀛洲旅券所持者は歸國上陸の際に何の困難もない。瀛洲旅券下附料金は一

書取試験免除入國許可人員及び國籍 (一九三九)

國籍又は人種	一九三九	國籍又は人種	一九三九
アルベニア人	三五	米國人	二、三六
ベルギー人	一	其他白人	三、七〇
英國人	五、八七〇	アメリカ黑人	一
ブルガリア人	四〇	アジア人種	八
チエコスロバキヤ人	四四	支那人	七〇
オランダ人	一	フィリピン人	二七
デンマーク人	一	日本人	二、三
エストニア人	一	ジャワ人	一
フィンランド人	一	ターバン人	一
フランス人	一	マレー人	一
ドイツ人	一	印度及びセイロン人	一
ギリシア人	一	パレスチナ人	一
ハンガリー人	一	シリア人	一
イタリア人	一	其他人種	一
マルタ(英領)人	一	マオリ人	一
ノルウェー及スエーデン人	一	太平洋島嶼人	一
ポーランド人	一	バブア人	一
ロシア人	一	其他	一
スペイン人	一	許	一
スイス人	一		
ユーゴスラビヤ人	一		

磅、通常査證は八志、通過査證は二志である。

第十三節 歸化

- 一 歸化に関する法令
- 二 歸化證明證

瀛洲に於ける歸化は一九二〇—三六年國籍法により行はれる。歸化に必要な資格は— (a) 歸化出願直前、一年以上瀛洲に居住し、且つ出願前八年間中四年間の前住所が瀛洲又は英帝國領土内にあること。 (b) 善良なる人格及び適當なる英語の學力。 (c) 英帝國領土内に定住せんとする意志あることである。

一九三〇年の修正法は歸化證明證に對し規定手数料金を定めた。手数料は五磅で、外國人との婚姻前は英國臣民であつた婦人の手数料は例外で、五志である。一九一四—一九年の世界大戦中、聯邦海軍又は陸軍に於て好成績を以て勤務せる申請者は手数料の支拂はすべて免除される。貧民の場合には大臣は歸化證明證手数料を一〇志まで引下げることが出来る。

一九三六年修正法は既婚婦人の國籍を取扱ふ法律に若干の改訂を加へ、以前は總督により行使された權限と職能を内務大臣に附與した。一九三七年四月一日施行の修正法は、英國臣民の妻は英國臣民と看做し、外國人の妻は外國人と看做す一般的原则に對し次の例外を定めた。

- (a) 外國人との婚姻前英國臣民たりし婦人は婚姻の理由により夫の國籍を取得せざる限り英國臣民たる事に變りなし。
- (b) 婚姻繼續中夫が英國國籍を失ふとも妻は夫の新國籍を取得せざる限り

歸化證明證下附數 (一九三九)

歸化證明證受領者の前國籍		歸化證明證受領者の入國前在住國名	
國	下附數	國	下附數
アルベニア	三	アルベニア	一
		リトアニア	一
		セ	一
		アルベニア	一
		レバノン	一

英國國籍を失はず。

- (c) 婚姻繼續中夫が英國國籍を失ひ、妻が夫の新國籍を取得した場合、妻は夫の新國籍を取得してより一年以内、又は特別の事情により大臣の認むる延期期間内に英國國籍を保有する意思あることを申立てることを得。
- (d) 一九三七年三月三十一日以降外國人に對し歸化證明證が下附された時にその妻が未だ英國臣民でない場合、右許可證下附の日より一年以内、又は特別の事情あるときは大臣の認むる延期期間内に英國國籍取得の意思ある旨を申立てなければ英國臣民と看做されない。
- (e) 外國人が英國皇帝との交戦國の臣民たる時、その妻が帝國出生の英國臣民たる場合は、英國國籍に復し度き意思ある旨を申立て、歸化證明證を下附され得る。

婚姻前に英國臣民であり、夫の國籍を取得した女子は、瀛洲又は該法律が適用する領地に居る間は英國臣民の權利權限及び特權を保留したき希望ある旨を申立て得る規定が修正法中に設けられた。

本基本法の主要條項の摘要に就ては既刊本年鑑第二二卷九三四—三五頁を参照。

二 歸化證明證

(一) 瀛洲 一九三九年中國籍法による歸化證明證受領者の前國籍及び受領者の入國前國名の詳細は次表に示す。

米 國	ル ク セ ン プ ル グ	一	一
アルゼンチン	メ キ シ コ	一	一
ベルギー	ノ ル ウ ェ ー	一	一
ブルガリア	パ レ ス タ イ ン	一	一
支 那	ペ ル ー	一	一
チエコスロバキア	ポ ー ラ ン ド	一	一
デンマーク	ポ ル ト ガ ル	一	一
オランダ	ル ー マ ニ ア	一	一
エストニア	ロ シ ア	一	一
フィンランド	ス ベ イ ン	一	一
フランス	ス エー デ ン	一	一
ドイツ	ス イ ス	一	一
ギリシア	シ リ ア	一	一
ハンガリー	トル コ	一	一
イタリア	無 國 籍	一	一
ユーゴスラビア	計	一	一
ラトヴィア			
レベノン			

(一) 州 一九三九年年度歸化證明證は次の各州に於て發行された—ニュー  
 1 サウスウェールズ六二八、ビクトリア七六六、クインズランド二四八、  
 南濠洲一〇〇、西濠洲二六九、タスマニア一〇、北部領六、濠洲首都領  
 五、計一、九四二。

第十四節 聯邦諸領人口

一九三三年六月三十日施行國勢調査に於てニューギニア及びナウルの委

米 國	リ ス テ ー ニ ア	六	六
ベルギー	メ キ シ コ	一	一
ブルガリア	ニ ー ー ハ ー プ リ ー ヌ ス	一	一
支 那	ノ ル ウ ェ ー	一	一
チエコスロバキア	パ レ ス タ イ ン	一	一
デンマーク	ポ ー ラ ン ド	一	一
オランダ	ポ ル ト ガ ル	一	一
エストニア	ル ー マ ニ ア	一	一
フィンランド	ス ベ イ ン	一	一
フランス	南 ア フ リ カ	一	一
ドイツ	ス エー デ ン	一	一
ギリシア	ス イ ス	一	一
ハンガリー	シ リ ア	一	一
イタリア	ソ 他	一	一
ユーゴスラビア	計	一	一
ラトヴィア			

任統治領を含む濠洲六領に關し完全に統一して統一的な報告を得るやう特  
 備された。右の六領とは (1) 北部領 (2) 濠洲首都領 (3) ノーフオーク島  
 (4) パプア (5) ニューギニア委任統治領 (6) ナウル委任統治領である。  
 一九三三年國勢調査に於ける各領内人口及び住居に關する數字の概要は  
 次表に示す。

諸領人口及び住居數 (一九三三年六月三十日現在)

諸領	人		住居	
	男	女	居住	未居住
北 部 領	三,七七八	一,七三三	一,一〇一	一
濠洲首都領	四,八〇五	一,四一三	一,九七五	一〇三
ノーフオーク島	六,三三三	五,六九	三,三三	一〇三
パ プ ア	一,三三三	九四二	六三	一
ニ ー ー ハ ー プ リ ー ヌ ス	三,七〇九	一,五七	一,七六	一
ナウル(委任統治領)	一,七〇	六	△	一
ナウル(委任統治領)	一,七〇	六	△	一

聯邦諸領原住民數の詳細は本卷第十一章にあり。  
 濠洲首都領國勢調査は一九三八年六月三十日に施行され、その結果は次

原住民調査 (一九三九年六月三十日現在)

州又は領	純 民		混 血		種 計	種 計	總 計
	有 職	無 職	混 血	純 民			
ニューサウスウェールズ	一	一	一	一	一	一	一〇,八八〇
ビクトリア	一	一	一	一	一	一	八〇〇
クインズランド	一	一	一	一	一	一	一八,八八〇
南 濠 洲	一	一	一	一	一	一	四,八八一
西 濠 洲	一	一	一	一	一	一	三,五五八
タスマニア	一	一	一	一	一	一	二,二二
北 部 領	一	一	一	一	一	一	一〇,〇〇〇
濠洲首都領	一	一	一	一	一	一	一〇,〇〇〇

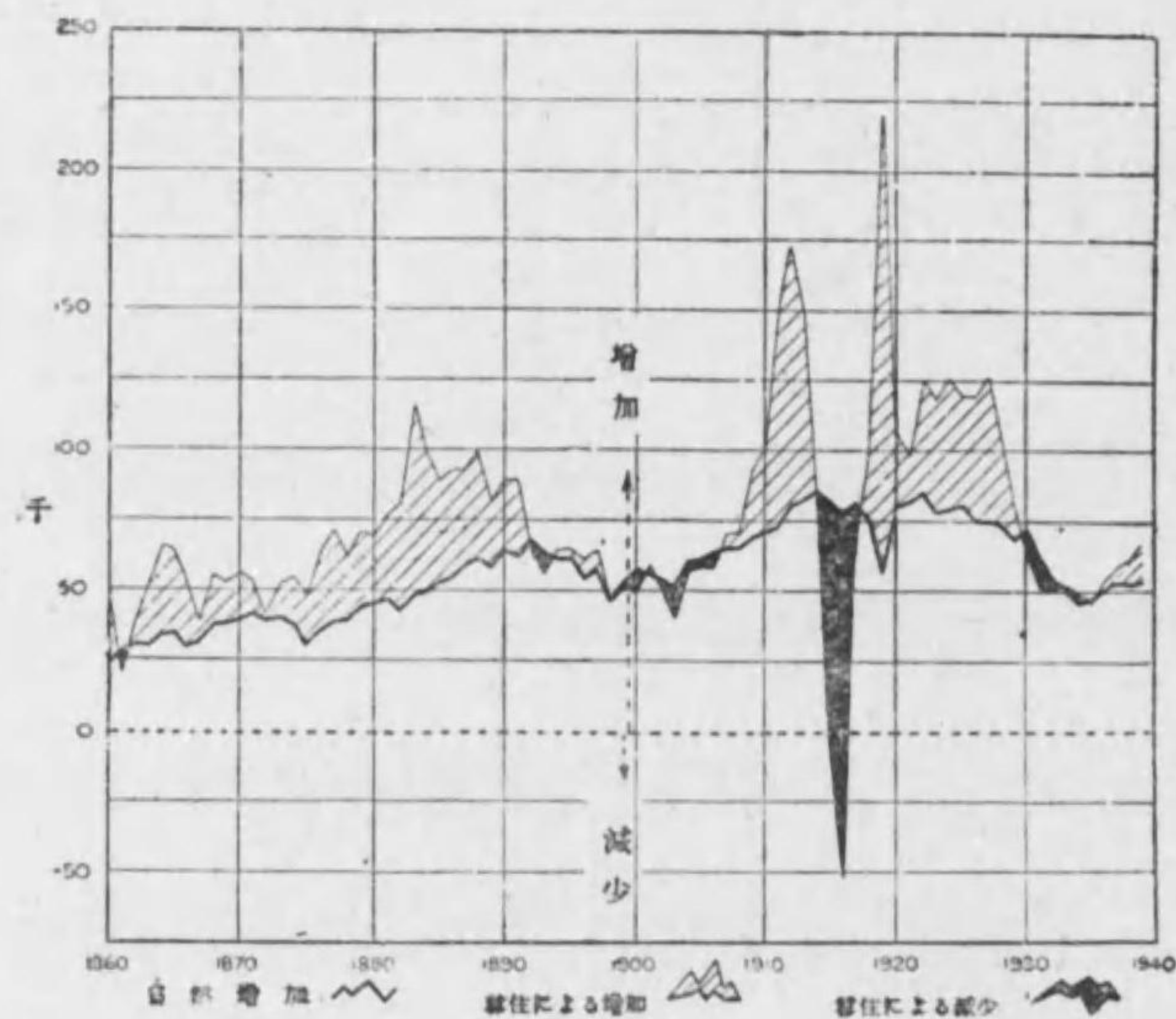
第十五節 濠洲原住民數

既刊本年第一七卷九五—一六一頁に濠洲原住民に關し其の起源、人口、  
 及び保護方法を簡単に記述。既刊本年第二二卷九一—一六一頁には濠洲  
 各州及び諸領に就ての詳細が記載されており、濠洲大陸への最初の白人  
 移住の行はれた當時の原住民推定數及び分布の詳細は既刊本年第二三卷六  
 八—七九頁に記載。  
 原住民は本土全體に分布してゐるが、大多數は西濠洲、クインズランド  
 及び北部領に集中してゐる。一九三九年六月三十日施行原住民人口調査に  
 より次の詳細が明らかにされた。

の通りであつた。  
 人口 男六、二八六、女五、二七六、計一一、五六二。居住住居  
 數二、四七七。  
 一九三三年國勢調査以後、人口は二九%、居住住居數は二四%増加した。

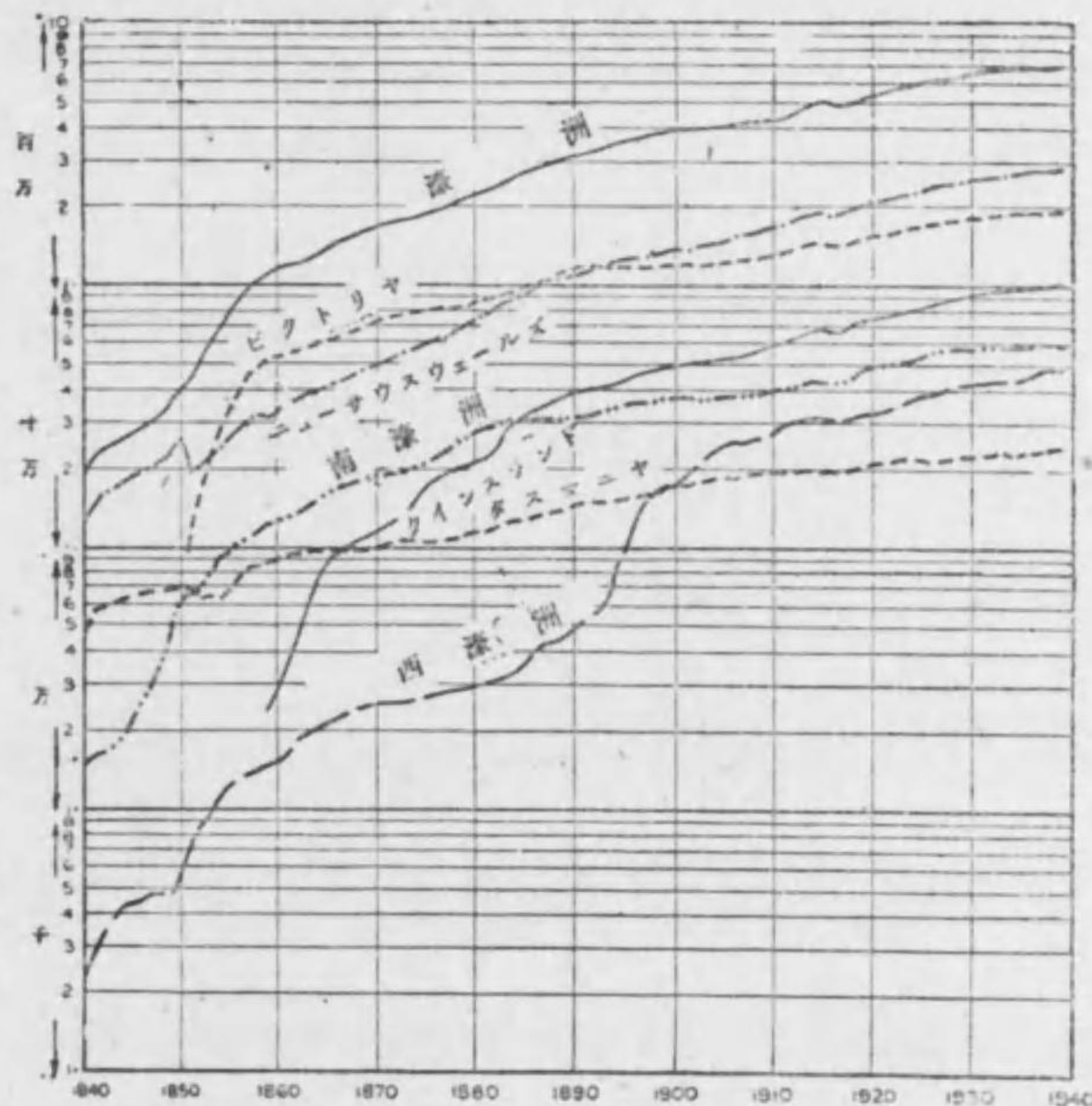


濠洲人口増減圖 (1860—1939)



説明—各年の人口増加は細線と零點線の間隔により表す。零點線太線間は自然増加による増加量を表し、二曲線の間隔は移住による増減を示し、斜線部は移住による増加を、黒部は移住による減少を示す。黒部が世界大戦1914—19年間に於ける如く、零點線以下に延びる場合は人口の純減少を示す。

濠洲各州別人口 1840—1939 (比率圖表)



説明—本表は比率圖表にして、縦目盛は對數により、曲線の高低は増減の率による。實數は圖表側面に示す。曲線は各年十二月三十一日現在各州推定人口数を表す。

第十六節 支那人

既刊本年鑑第一八卷九五—一六頁に「濠洲在住支那人」に關し簡單な史的概要を記載。

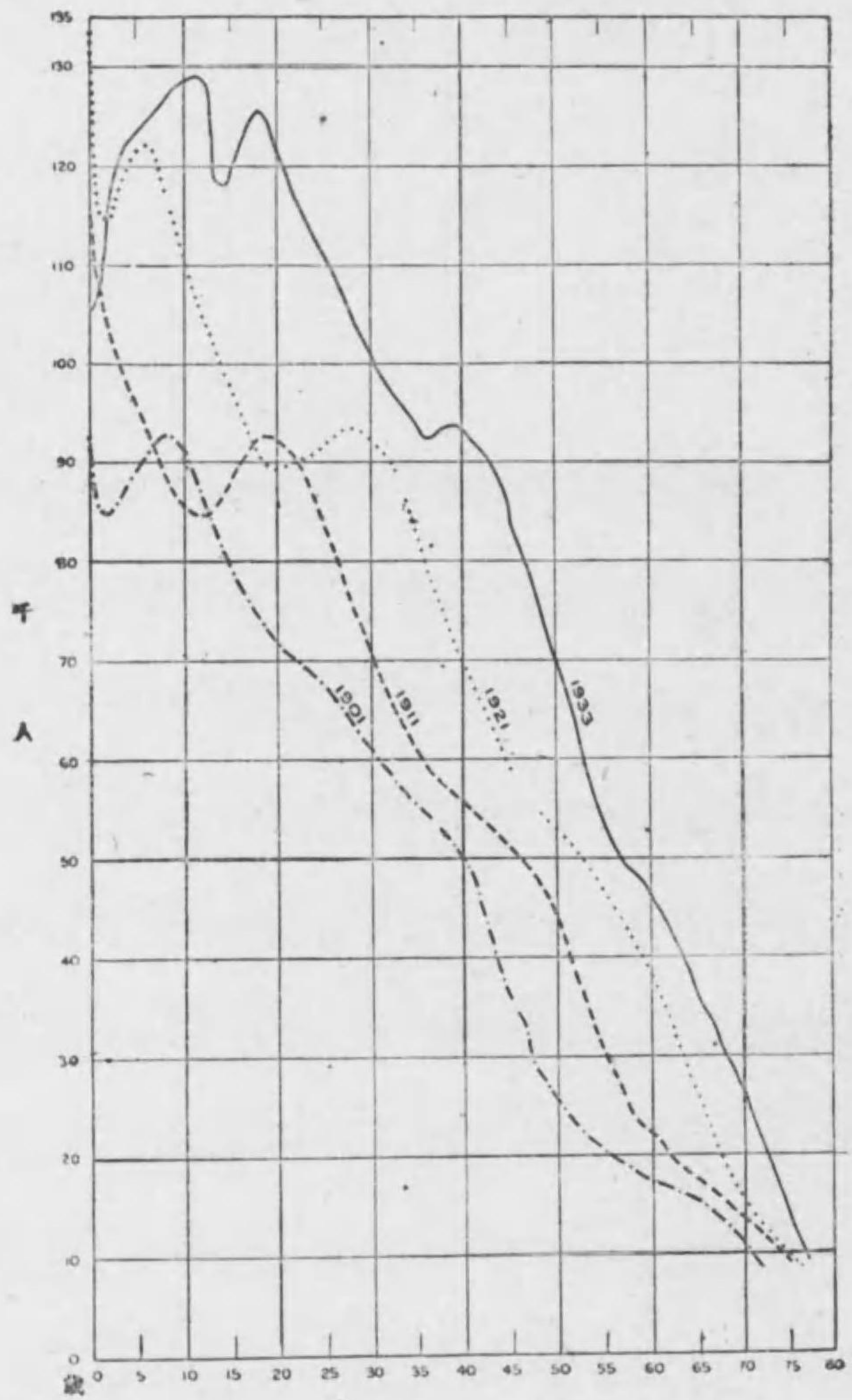
第十七節 太平洋諸島嶼人

既刊本年鑑第一九卷九〇—一三頁にカナカ人の濠洲への移入に付簡單な説明を記載。

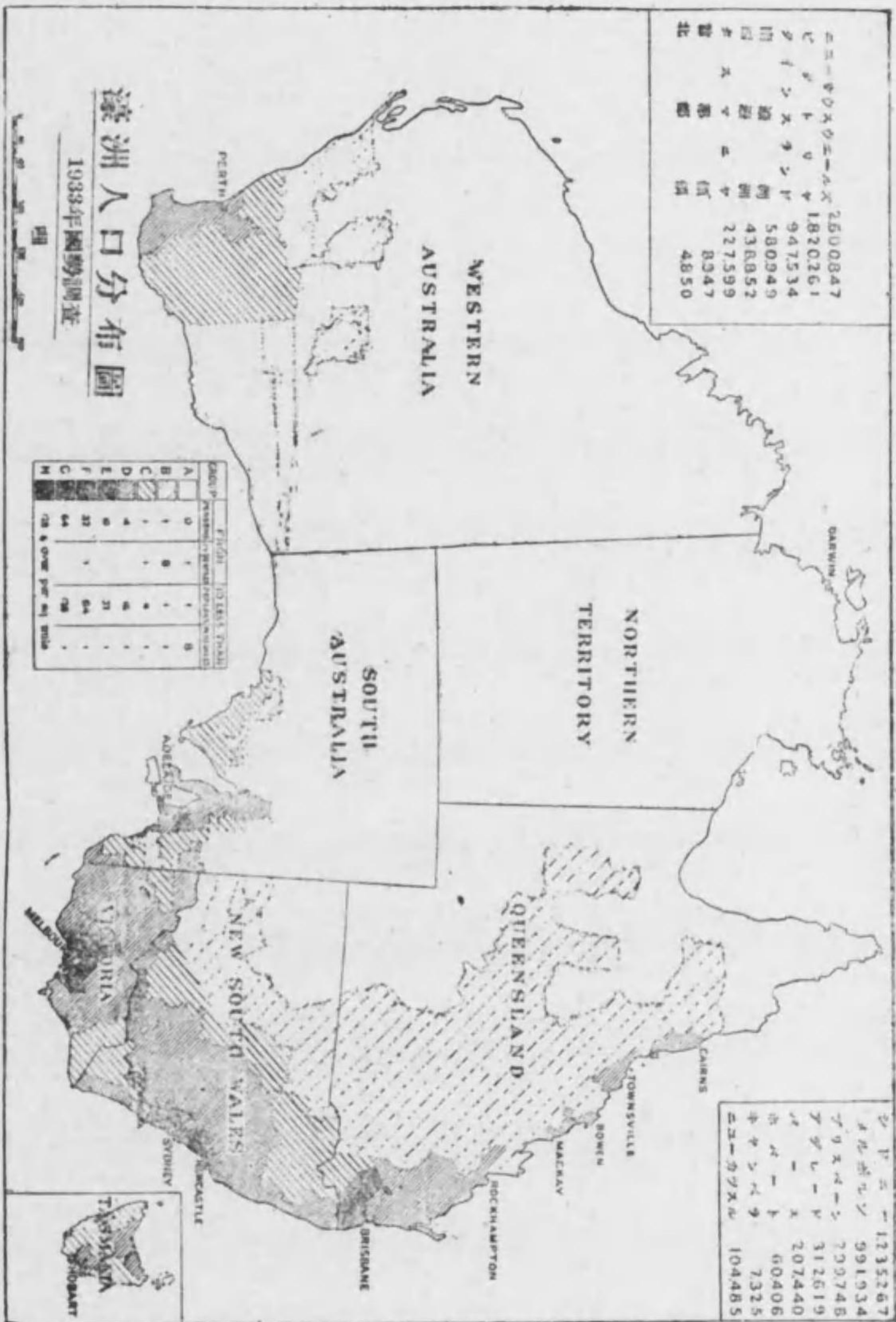
(a) 數字は一定の職業に従事し監督下幕に居住するものを合ます。

濠洲	三、八六九
西澳州	五、五七〇
南澳州	三、一三四
北澳州	六、八七
昆士蘭州	九、〇三三
新南威爾斯州	七、七三九
維多利亞州	三、五七三
塔斯馬尼亞州	七、三六九

濠洲年齢別人口分布圖 (1901, 1911, 1921, 1933年國勢調査)



説明一本圖表は最近4回の國勢調査に於ける年齢別人口分布を示す。



第二十一章 生死統計

第一節 生兒出生

第二節 死産

第三節 婚姻

第四節 死亡

第五節 濠洲生命統計表

第六節 濠洲首都領に於ける出生、死亡、婚姻の登記

# 第二十一章 生死統計

## 第一節 生兒出生

一 一九三九年 二 出生率 三 各國出生率 四 男兒出生率 五 庶子、私生子出生 六 嫡出認定 七 多分娩 八 兩親の年齢 九 兩親の出生地 一〇 父親の職業 一一 母親の年齢、婚姻期間、出産 一二

生兒出生數 (一九三九)

一 一九三九年

一九三九年十二月三十一日終了年度の登記生兒出生數を次表に示し、後にこの出生が人口に對して有する諸關係及び種々なる特徴を示す。

婚姻と初産の間隔 一三 出生及び出生登記の間隔

計	男		女		計	男		女		計
	單生兒	雙生兒	單生兒	雙生兒		單生兒	雙生兒	單生兒	雙生兒	
ウエールズ	120,811	10	114,567	6,244	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
ビクトリア	15,811	10	15,711	100	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
クインズランド	10,111	1	10,110	1	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
南 洋 洲	4,844	8	4,836	8	4,944	4,944	4,944	4,944	4,944	4,944
西 洋 洲	4,577	2	4,575	2	4,677	4,677	4,677	4,677	4,677	4,677
タスマニア	2,500	5	2,495	5	2,555	2,555	2,555	2,555	2,555	2,555
北 部 領	5	1	4	1	6	6	6	6	6	6
南洋首都領	13	1	12	1	13	13	13	13	13	13
濠 洲	6,779	1	6,778	1	6,879	6,879	6,879	6,879	6,879	6,879
計	220,811	34	217,567	3,244	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
單生兒	219,811	33	216,567	3,243	9,999	9,999	9,999	9,999	9,999	9,999
雙生兒	1,000	1	1,000	1	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001
三 生 兒	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0



年平均人口千名に對する出生率 (b) ニューサウスウェールズの一部 (c) 一九三八年六月三十日現在國勢調査報告により改訂せる平均人口に基く改訂率、第二章第三節(二)の(1)表註(d)を参照

註一上掲出生率は各州及び各領に於ける登記生児出生に基く。最近迄濠洲首領に通常居住する妊婦がクイーンズランド(ニューサウスウェールズ領)に於て分娩する割合が多かつたが、同領に於ける病院設備の改善に伴つて、外部の病院への移動は急激に減少し、一九三九年には事情は全く反對となつた。濠洲首領に通常居住とする妊婦の出生率に基く次の出生率は濠洲首領の出生率の更に公正な標準を示す。

一九二八	一九三〇	一九三二	一九三三	一九三六	一九三七	一九三八	一九三九	一九四〇
三三・六	三三・六	三三・六	三三・七	三三・九	三三・九	三三・九	三三・九	三三・九
一九三〇	一九三二	一九三三	一九三三	一九三六	一九三六	一九三六	一九三六	一九三六
三三・七	三三・七	三三・七	三三・七	三三・七	三三・七	三三・七	三三・七	三三・七

母親が非常居住する州及び領へ出生登記を移すことによつて各州及び北領の出生率に生ずる變動は一九三九年訂正率の示す如くである。——ニューサウスウェールズ 一七・四九、ビクトリア 一六・一二、クイーンズランド 二〇・一七、南濠洲 一六・〇八、西濠洲 一九・四五、タスマニア 二一・〇九、北部領 二四・八七。

前表は一九〇一年以來の出生率の著しい減少を示してゐる。本世紀初期の出生率は多少變動し、一九一二年に二八・六〇と記録されたが、同年以降は絶えず低下し、一九三四年には一六・三九といふ最低率に達した。其後經濟事情の好轉につれて出生率は最近五年間毎年輕微な上昇を示した。

出生率を決定する要因は社會に於ける妊孕年齢に在る既婚女子の割合で

出生率及びその要因

細目	一九三二—三四 (一九三三年國勢調査時年齢分布)						一九二〇—二二
	ニューサウスウェールズ	ビクトリア	クイーンズランド	南濠洲	西濠洲	タスマニア	
千人當り出生率	一六・七	一五・五	一八・三	一四・五	一七・七	一六・七	一六・六
一五—四四歳の女子百人當り出生率	七・三	六・四	七・五	六・三	八・五	八・七	九・一
一五—四四歳の既婚女子百人當り出生率	三・六	三・三	四・四	三・一	四・五	四・八	五・一
一五—四四歳の未婚女子百人當り出生率	三・一	三・一	三・一	三・一	三・一	三・一	三・一
一五—四四歳の女子百人當りに對する既婚女子出生率の比	〇・四	〇・四	〇・四	〇・四	〇・四	〇・四	〇・四
一五—四四歳の女子百人當りに對する未婚女子出生率の比	〇・七	〇・七	〇・七	〇・七	〇・七	〇・七	〇・七
一五—四四歳の女子百人當りに對する既婚女子出生率の比	三・四	三・四	三・四	三・四	三・四	三・四	三・四

一五—四四歳の全女子平均年人口に對する比	三九・〇	三九・三	三九・八	三九・三	三九・三	三九・三	三九・三
一五—四四歳の既婚女子の平均年齢	二二・一	二二・八	二二・三	二二・九	二二・七	二二・六	二二・六
一五—四四歳の既婚女子の平均年齢	三三・六	三三・〇	三三・〇	三三・六	三三・二	三三・六	三三・六

(a) 婚出子のみ。

次の數字は國勢調査に基く女子(既婚、未婚)千人に對する出生總計と一五—四四歳既婚女子千人に對する婚出子出生率との比較を示す。

事項	一八八〇—八二	一八九〇—九二	一九〇〇—〇二	一九一〇—一二	一九二〇—二二	一九三二—三四
一五—四四歳の女子千人に對する出生率	一六・七	一五・八	一七・三	一七・二	一七・二	一七・二
一五—四四歳の既婚女子千人に對する婚出子出生率	三三・〇	三三・〇	三三・八	三三・〇	三三・〇	三三・〇

三 各國出生率

(1) 出生率 正確な統計數字を示し得る最近年度たる一九三八年度 各國出生率 (a)

濠洲及び各國	一九〇八—一三	一九三八	濠洲及び各國	一九〇八—一三	一九三八
エジプト	四三・六	四三・五	アルゼンチン	三三・一	三三・一
ソ 聯	四三・六	四三・七	イタリヤ	三三・四	三三・四
セイロン	四三・九	四三・九	タスマニア	三三・六	三三・六
ルーマニア	四三・一	四三・一	オランダ	三三・一	三三・一
ポルトガル	四三・六	四三・九	北部アイルランド	三三・一	三三・一
日 本	三三・一	三三・七	西濠洲	三三・九	三三・九
スペイン	三三・一	三三・六	カナダ	三三・五	三三・五
南阿聯邦 (歐洲人のみ)	三三・一	三三・一	ドイツ	三三・一	三三・一
ポーランド	三三・一	三三・一	アイレ	三三・一	三三・一

の各國との比較によると、濠洲各州は中位を占めてゐる。尙比較の爲に一九〇八—一三年間の比率を附加した。

平均人口千人當り出生数	(b) 一九三七年	(c) 一九三二年	(d) 不明	(e) 一九三五年
アイスランド	26.2	26.2	26.0	26.2
フィンランド	25.5	25.5	25.9	25.5
デンマーク	25.1	25.1	25.1	25.1
ニュージーランド	25.5	25.5	25.0	25.5
本 國	25.2	25.2	25.9	25.2
スコットランド	25.1	25.1	25.8	25.1
チエコスロバキア	25.1	25.1	25.6	25.1
ポ 蘭	25.0	25.0	25.5	25.0
ニュージーランド	26.2	26.2	26.0	26.2

平均人口千人當り出生数	(b) 一九三七年	(c) 一九三二年	(d) 不明	(e) 一九三五年
ビクトリア	25.5	25.5	25.9	25.5
南 洋 洲	25.1	25.1	25.1	25.1
ノルウェー	25.0	25.0	25.0	25.0
ベルギー	25.0	25.0	25.0	25.0
大ブリテン及北アイルランド	25.0	25.0	25.0	25.0
スイス	25.0	25.0	25.0	25.0
イングランド及びウェールズ	25.0	25.0	25.0	25.0
スウェーデン	25.0	25.0	25.0	25.0
フランス	25.0	25.0	25.0	25.0

(1) 平均人口千人當り出生数 (b) 一九三七年 (c) 一九三二年 (d) 不明 (e) 一九三五年

(一) 妊産年齢の婦女子出生率 各國の出生率の間に大なる不一致を生ずるのほゞ程度、性、年齢構成及び婚姻状態の差異による。今、出生率を妊産年齢女子千人に對して計算すれば、一層信頼し得る結果を得られるであらう。右により大體一九〇六—一五一年間を計算した結果は本年誌第二二卷九四頁に示してあるが、これによると濠洲は一五—四九歳の既婚女子千人に對して一九八人の婦女子出生率を有し、各國發表の出生率の中心を示してゐる。

登記出生兒男子率 (a)

年 日	一九〇一	一九一一	一九二一	一九三一	一九三六	一九三七	一九三八	一九三九
全出生兒	108.11	102.34	102.66	104.5	104.74	104.6	104.6	104.7
庶子、私生子	102.65	101.10	102.92	101.20	101.1	101.8	101.8	102.4

(a) 出生女子百人に對する男子数

四 男兒出生率

(一) 概 説 男兒出生率即ち女兒一〇〇に對する男兒出生率は、年度により異なる。一九三九年の率はアイスランド一〇三・三二からニヤ一〇七・七二の間である。一九二一—三三年の國勢調査中間期の平均は次の如し—ニュージーランド一〇五・三三、ビクトリア一〇六・一、アイスランド一〇五・三四、南洋洲一〇五・〇八、西洲一〇五・六六、タスマニヤ一〇五・五九、濠洲一〇五・五七。次表は一九〇一年以降各期間に於ける全濠洲の數字を示す。

(二) 嫡出子及び庶子、私生子出生の男子率 各國男兒嫡出子及び庶子、私生子出生を示す表は本年誌第二二卷九四—二頁参照。

五 庶子、私生子出生

(一) 概 説 庶子、私生子出生数は一九一三年にその最高七、四三八人に達したが以後著しく減少した。一九一〇—一四年五年間の平均は七、七一人であつたが、一九三三—三九年間には五、〇五〇人で二九・六%減少した。併し同期間の全出生率平均は八・七%、即ち一九一、一五六人から一九、九六七人に減少したので、この二期間の比較は庶子、私生子割合が全出生の五・五五%から四・二八%に下つたことを示す。一九〇一—三九年の出生数及び出生率を下表に示す。

年 日	一九〇一	一九一〇	一九二〇	一九三〇	一九三九
全出生数	1,192,000	1,151,000	1,008,000	1,112,000	1,101,000
全出生率	4.5	4.7	4.2	4.4	4.2

庶子、私生子出生数及び率

年 日	一九〇一	一九一〇	一九二〇	一九三〇	一九三九
庶子、私生子出生数	66,655	70,700	66,655	58,401	51,600
全出生率	5.6	6.1	6.6	5.3	4.7

庶子、私生子出生数は庶子、私生子の事實を公言するを憚り、幾分控目であることは勿論考慮に入れるべきであり、未登記の大部分が庶子、私生子であることはほぼ確實である。

一九三九年、各州及び領の庶子、私生子の出生率の變化は次の如し。

庶子、私生子、嫡出子及び全出生率 (a)

年 日	一九〇一	一九一〇	一九二〇	一九三〇	一九三九
庶子、私生子	1.6	1.6	1.8	0.5	0.7
嫡出子	3.9	3.6	3.7	3.9	3.5
計	5.5	5.2	5.5	4.4	4.2

(a) 平均人口千人當り出生数

(二) 庶子、私生子出生率 更に進んだ比較は一五—四五歳の獨身及び寡婦千人に對する庶子、私生子出生率を計算して得られる。一五—四五歳の未婚女子千人に對する私生子出生率は次の如くである。一八八〇—一八二二年、一四・四九。一八九〇—一九二二年、一五・九三。一九〇〇—一九二二年、一三・三〇。一九一〇—一九二二年、一三・三三。一九二〇—一九三〇年、一五・〇五。一九三〇—一九三九年推定数は七・八七であつた。本年誌第二二卷九四—四頁記載の各國比較は國勢統計年報 (Annuaire International de Statistique, Vol. 11, 1939) からの轉載であつて、ハンガリーに於ける一五—四九歳未婚女子千人に對する三八からアイルランド及びブルガリアに於ける千人に對する四までの相異を示してゐる。濠洲出生率は一九〇六—一五年の平均は千人に對して一二であつた。

(三) 出生率比較 下表は總人口に對する庶子、私生子及び嫡出子出生





一九二二年、一九三一年及び一九三九年に出生登記した全嫡出子の父親の職業の主要区分の概要は總計に對する各職業種の比率と共に次表に示す。

一〇 父親の職業

計	一九二二年		一九三一年		一九三九年	
	出生数	比率	出生数	比率	出生数	比率
中部歐洲	1,152	11.0	1,526	10.6	1,921	11.8
南部歐洲	1,600	15.6	1,926	13.4	2,122	12.5
東部歐洲	1,600	15.6	1,926	13.4	2,122	12.5
アフリカ	216	2.1	216	1.5	216	1.3
英領	377	3.6	377	2.6	377	2.3
其他	222	2.1	222	1.6	222	1.3
アフリカ	222	2.1	222	1.6	222	1.3
英領	222	2.1	222	1.6	222	1.3
其他	222	2.1	222	1.6	222	1.3
カナダ	100	1.0	100	0.7	100	0.6
其他	100	1.0	100	0.7	100	0.6
英領	100	1.0	100	0.7	100	0.6
其他	100	1.0	100	0.7	100	0.6
ボリネシア	50	0.5	50	0.4	50	0.3
其他	50	0.5	50	0.4	50	0.3
英領	50	0.5	50	0.4	50	0.3
其他	50	0.5	50	0.4	50	0.3
海上及不確實	15	0.1	15	0.1	15	0.1
其他	15	0.1	15	0.1	15	0.1
計	10,000	100.0	10,000	100.0	10,000	100.0

一九三九年登記出生兒の兩親の出生地は統計局刊行「人口統計時報」第五七號に掲載。一九一一年度分を附記して次に示す。

九 兩親出生地

兩親出生地

出生地	父		母		嫡出子		私生子	
	一九一一年	一九三九年	一九一一年	一九三九年	一九一一年	一九三九年	一九一一年	一九三九年
オーストララシア	1,152	10,000	1,152	10,000	1,152	10,000	1,152	10,000
歐洲	1,600	15,600	1,600	15,600	1,600	15,600	1,600	15,600
ニュージーランド	1,600	15,600	1,600	15,600	1,600	15,600	1,600	15,600
ヨーロッパ	216	2,160	216	2,160	216	2,160	216	2,160
イングランド、ウェールズ	377	3,770	377	3,770	377	3,770	377	3,770
スコットランド	222	2,220	222	2,220	222	2,220	222	2,220
アフリカ	222	2,220	222	2,220	222	2,220	222	2,220
其他	222	2,220	222	2,220	222	2,220	222	2,220
カナダ	100	1,000	100	1,000	100	1,000	100	1,000
其他	100	1,000	100	1,000	100	1,000	100	1,000
英領	100	1,000	100	1,000	100	1,000	100	1,000
其他	100	1,000	100	1,000	100	1,000	100	1,000
ボリネシア	50	500	50	500	50	500	50	500
其他	50	500	50	500	50	500	50	500
英領	50	500	50	500	50	500	50	500
其他	50	500	50	500	50	500	50	500
海上及不確實	15	150	15	150	15	150	15	150
其他	15	150	15	150	15	150	15	150
計	10,000	100,000	10,000	100,000	10,000	100,000	10,000	100,000

職業	父		母		合計	合計		比率	平均
	一九二一年	一九三一年	一九二一年	一九三一年		一九二一年	一九三一年		
農業、牧畜、礦山業等	三、四四五	三、七〇〇	三、三三六	三、三三六	三、三三六	三、三三六	一〇〇.〇〇	(a)	一九二一年
工業	五、五七七	四、六三三	三、四〇一	三、四〇一	三、四〇一	三、四〇一	一〇〇.〇〇	(a)	一九二一年
運輸、交通	一、五五一	三、三三三	一、一〇九	一、一〇九	一、一〇九	一、一〇九	一〇〇.〇〇	(a)	一九二一年
商業	一、八三六	一、六〇五	一、三六九	一、三六九	一、三六九	一、三六九	一〇〇.〇〇	(a)	一九二一年
自由職業	六、三三三	五、九八二	六、九七三	六、九七三	六、九七三	六、九七三	一〇〇.〇〇	(a)	一九二一年
家内職業	二、三三九	二、四四六	二、一六六	二、一六六	二、一六六	二、一六六	一〇〇.〇〇	(a)	一九二一年
不稼	一、〇八一	三、四九九	三、五七七	三、五七七	三、五七七	三、五七七	一〇〇.〇〇	(a)	一九二一年
計	三六、三三六	三三、七〇〇	三三、七〇〇	三三、七〇〇	三三、七〇〇	三三、七〇〇	一〇〇.〇〇	(a)	一九二一年

(a) 従前「商業」又は「工業」に含まれたる者にして他の職業部門に属さざる書記、労働者等三五、二〇六名(三〇・一七%)を不稼實の部に編入。

一一 母親の年齢、婚姻期間、出産

(一) 概説 一九三九年既婚者生児分娩数は一一六、六九七人、即ち單生児一一五、四七一人、双生児一、二二二人、三生児一四人であつた。庶子、私生子は同父親による婚姻前出生の場合には婚姻前出生に含まれるが、前婚姻による子供及び死産児は除く。詳細は表示できない。完全なる表は統計局発行「人口統計時報」第五七號参照。

母親婚姻期間及び出産 (一九三九)

婚姻期間(年)	母親計	出産計	子供平均数	婚姻期間(年)	母親計	出産計	子供平均数
〇—一	一、九七四	一、九七五	一・〇	三—四	二、五六六	三、三六五	一・九
一—二	一六、三四七	一六、五五〇	一・〇	四—五	九、四七六	一一、三一一	二・六
二—三	二八、八六六	三三、七九六	一・二	五—六	七、六三三	一八、五五五	二・六

(二) 婚姻期間及び出産 次表は婚出子を有する母親の婚姻期間を一年未満から三二年迄列記して示す。又家族平均数が婚姻期間と共にかなり規則的に増加したことを示す。一九三九年に子供を有した既婚の母親の平均出産数は二・四八で、一九三八年二・五四、一九三七年二・六〇、一九三六年二・六五、一九三五年二・七四であつた。

母親年齢	母親計	出産計	子供平均数	婚姻期間(年)	母親計	出産計	子供平均数
一七—一八	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一・〇	二—三	二、二二二	二、二二二	二・二
一八—一九	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一・〇	三—四	二、二二二	二、二二二	二・二
一九—二〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一・〇	四—五	二、二二二	二、二二二	二・二
二〇—二一	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一・〇	五—六	二、二二二	二、二二二	二・二
計	二二、六六六	二二、六六六	二・二	六—七	二、二二二	二、二二二	二・二

年齢別婚姻前出産

母親年齢	平均	小	見	数
全	二・二	二・二	二・二	二・二
年	二・二	二・二	二・二	二・二
齡	二・二	二・二	二・二	二・二
以上	二・二	二・二	二・二	二・二
四—五	二・二	二・二	二・二	二・二
三—四	二・二	二・二	二・二	二・二
二—三	二・二	二・二	二・二	二・二
一—二	二・二	二・二	二・二	二・二
未	二・二	二・二	二・二	二・二
滿	二・二	二・二	二・二	二・二
一九二一年	二・二	二・二	二・二	二・二
一九三一年	二・二	二・二	二・二	二・二
一九三九年	二・二	二・二	二・二	二・二

(三) 母親の年齢及び出産 下表は各年齢別の母親による産児平均数を示す。年齢の若い場合は各母親に對する子供の平均数に差異のないのは當然であるが、年齢が増加するに従ひ出産数は漸次低下してゐる。一九二一年—一九三九年間の各年齢の母親の平均出産数は二・五七五に低下してゐる。即ち一九二一年三・三四八から一九三九年二・四八八人に低下した。

(四) 年齢別婚姻前出産 年齢別による婚姻前出産数分類表を次頁に示す。

母 親 計	母 年 齢						計
	二〇歳未満	二〇—二四	二五—二九	三〇—三四	三五—三九	四〇—四四	
二〇							二〇
一九							一九
一八							一八
一七							一七
一六							一六
一五							一五
一四							一四
一三							一三
一二							一二
一一							一一
一〇							一〇
九							九
八							八
七							七
六							六
五							五
四							四
三							三
二							二
一							一
〇							〇
母 親 計	六,一七七	三〇,九七五	四七,五九九	四四,四八八	三三,八六六	四一,三三三	四〇,九
							二六,六九七

(五) 双生児及び三生児を有する母親の婚姻前出産 双生児を有する既婚の母親の婚姻前出産の統計によれば、三七〇人の母親は生死児いづれの婚姻前出産なく、二九六人の母は婚姻前に一児を有し、一九〇人は婚姻前に二児を出産し、一二二人は三人、八四人は四人、四八人は五人、三六人は六人、二一人は七人、二六人は八人、四人は九人、七人は一〇人、七人は一人、一人は一四人を出産した。

人は婚姻前に三人出産し、一人は四人出産し、一人は五人出産した。

一、二 婚姻と初産の間隔

(一) 間 隔 次表は、一九一一、一九二一、一九三一、一九三九年の婚姻と初産の間隔を示す。双生児、三生児、四生児を含む。表には初生児のみを掲ぐ。

婚姻と初産の間隔

間 隔	初 産 数						總 計	一 九 三 一 年 比 率 (%)
	一九一一	一九二一	一九三一	一九三九	一九一一	一九二一		
一ヶ月未満	五三	四三七	五五	三四	一八	一七	〇・六九	
一ヶ月	六〇八	五八	五三	六六	一六	一三	〇・七九	
二ヶ月	八七	七五	七〇	八二	一九	一七	一・一八	
三ヶ月	一三三	一〇七	一〇九	一三九	二六	二七	一・二七	
四ヶ月	一三三	一〇七	一〇九	一三九	二六	二七	一・二七	
五ヶ月	一三三	一〇七	一〇九	一三九	二六	二七	一・二七	
六ヶ月	一三三	一〇七	一〇九	一三九	二六	二七	一・二七	
七ヶ月	一三三	一〇七	一〇九	一三九	二六	二七	一・二七	
八ヶ月	一三三	一〇七	一〇九	一三九	二六	二七	一・二七	
九ヶ月	一三三	一〇七	一〇九	一三九	二六	二七	一・二七	
一〇ヶ月	一三三	一〇七	一〇九	一三九	二六	二七	一・二七	
一年未満計	一六,五九	一三,〇〇	一三,〇〇	一六,五九	一六,五九	一六,五九	一〇〇	
一年—二年	一六,五九	一三,〇〇	一三,〇〇	一六,五九	一六,五九	一六,五九	一〇〇	
二—三年	一六,五九	一三,〇〇	一三,〇〇	一六,五九	一六,五九	一六,五九	一〇〇	
三—四年	一六,五九	一三,〇〇	一三,〇〇	一六,五九	一六,五九	一六,五九	一〇〇	
五—六年	一六,五九	一三,〇〇	一三,〇〇	一六,五九	一六,五九	一六,五九	一〇〇	
七—八年	一六,五九	一三,〇〇	一三,〇〇	一六,五九	一六,五九	一六,五九	一〇〇	
九—十年	一六,五九	一三,〇〇	一三,〇〇	一六,五九	一六,五九	一六,五九	一〇〇	
十—二十年	一六,五九	一三,〇〇	一三,〇〇	一六,五九	一六,五九	一六,五九	一〇〇	
二十—三十年	一六,五九	一三,〇〇	一三,〇〇	一六,五九	一六,五九	一六,五九	一〇〇	
三—十年計	一六,五九	一三,〇〇	一三,〇〇	一六,五九	一六,五九	一六,五九	一〇〇	

